

目次

B -CV-1st-1★訴状20180904.....	2
B -CV-1st-2★釈明書20181011.....	10
B -CV-1st-3★補足説明書20181205.....	20
B -CV-1st-4★準備書面③20181220.....	36
B -CV-1st-5★証拠20181018.....	40
B -CV-1st-6★甲5号証-反証書.....	43
B -CV-1st-7★甲8号証-反証書.....	54
B -CV-1st-8★甲13-1号証-反証書.....	71
B -CV-1st-9★甲13-2号証-反証書.....	79
B -CV-1st-10★甲14号証-反証書.....	83
B -CV-1st-11★甲15号証-反証書.....	87

今井 豊

平成 30 年 9 月 4 日

前橋地方裁判所 御中

訴状 B

原告

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 fax0278-72-5353

被告

住所(送達場所) 〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1
群馬県 同代表者 知事 大澤 正明 電話 027-226-2045 FAX 027-243-3575

平成 30 年(ワ)第 356 慰謝料請求事件

請求金額 10 万円

ちょう用印紙額 1 千円

第 1 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し 10 万円を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする

第 2 請求の原因

群馬県警は私の全主張を組織的時間的に一貫して無視し続けております。

(群馬県警本部長、群馬県警本部監察室ワタナベ、群馬県警沼田署 ヤナオカ、クロイワ、カワタ、タカダ、ハギワラ、ノグチ、ハシモト、モギ、その他被疑者不詳 多数)

彼らは告訴状 A～E に記述のように、極めて事件性の高い状況にありながらそれを認識せず、無視して露骨な告訴の妨害を行って私の権利の行使を妨害しました。

これらは私を人間扱いしない差別的取扱であり精神的に著しい屈辱を受けました。

また犯人達を野放しにしたことにより著しい生命の危機への恐怖が続きました。

これらは彼らの公務員としての職権の濫用であり、故意または過失であり不法行為です。

よって、

- ①日本国憲法 17 条及び国家賠償法 1 条 1 項、
- ②国家賠償法 第 4 条による民法の規定(民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任)の公人への類推適用、

③民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任の公人への類推適用のいずれかの選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求します。
いずれも適用可能な場合は先順位から適用ねがいます。

違反の概要と性質

彼らは包囲網として行動しました。

包囲網は慣習上の偏見に基く一貫した差別と迫害を続けました。

更に包囲網は、国家機関を含む公的機関の職権を濫用して脅迫と隠蔽を続けました。

包囲網はこれまで常に一貫して、「私を人間扱いしない対応」を続けてきました。

言い換えると、こうした「ありえない対応」によって私に威力を示して脅迫」し続けてきました。

その無言の脅迫の意図を端的に表現すれば「我々は摘発されるまでに必ずお前を殺すからお前を人間扱いする必要など無い」ということです。

これらの加害の類型的説明は被害届 2018 に記述した通りです。

群馬県警の違法性

要するに、一度も合理性を示さないまま極めて恣意的な不合理な判断を続けてきました。

なお、判断の合理性を示すには、恣意性一覧表のような形で、数字で示すしかないと思います。

これらにより適正な手続きを受ける権利(日本国憲法第 13 条)の行使の妨害に当ります。

以下の I ~ IV の通り不当に事件を隠蔽し続け、その不当性を演出して包囲網の威力を示すことにより私の命を脅迫したこと

私はこれまで、彼らが脅迫ではないと判断した根拠を被害者本人として問い合わせ続けてきました。

答えなければ、私の疑惑や不安が解消するはずもないのに彼らは全ての主張を無視し続けてきました。

これは犯人らが野放し状態にあるということを意味しますから、訴えの内容の真否を確定させなければ、他の住民にまで被害が及ぶ可能性すなわち公益侵害の惧れも否定できません。

ですから公益最優先のはずの捜査機関がこれを無視するのは極めて不審なことです。

これらは事件性の隠蔽による適正な手続を受ける権利(日本国憲法第 13 条)の権利の行使の妨害です。

不法行為は事実経過欄の大半であり、その隠蔽の手法は以下に大別されます。

I 不合理な判断は刑事訴訟法第 189 や 239 条〇 2 、警察法第 2 条や犯罪捜査規範第 4~5 条の違反です。

II 被害届の受理拒否は犯罪捜査規範第 61 条への違反であり、

III 告訴状の受理拒否は犯罪捜査規範第 63 条や刑事訴訟法第 242 条への違反です。

III 全く無視した場合や虚偽の理由を用いた場合は信義則違反による一般不法行為です。

I 不合理な判断を行ったこと(事実経過欄の①,③,⑥,⑦)

II 受理拒否したこと(事実経過欄の⑧)

III 無視したこと(事実経過欄の⑧,⑨,⑩,⑪,⑫,⑬,⑭,⑮,⑯,⑰,⑱,⑲,⑳,㉑~㉓,㉔~㉖,㉗~㉙,㉚~㉛,㉚~㉝)

この中には露骨に不当な対応例が多く見られます。

その不当性は銃器を駆使して行われた生命への脅迫被害を無視したものであり、特に生命に対する権利(日本国憲法第 13 条、自由権規約第 6 条)の侵害であることは言うまでもありません。

加えて通報や届出を無視することの不当性は、正規の取扱ではないこと(犯罪捜査規範 61~65 条違

反)、予見義務ないし結果回避義務(警察法2条等)違反であること、適正な手続きを受ける権利(日本国憲法第13条)の侵害であること、差別であり平等権(日本国憲法第14条)や自由権規約の差別禁止の各条項への違反であることです。

IV 他の事件での顕著な違反例(甲5、甲8)

・(告訴状C)2017年4月5日20時頃、沼田郵便局サイトウは告訴人が居眠りしている間に無断で屋内侵入し、その後配達証の受取サインを無断で偽造し私文書偽造を行いました。筆跡が違います(コピー有)。私の通報により駆けつけた沼田署員らは現場検証や筆跡鑑定の要請を無視し(甲5)、また私が翌日沼田署で提出した告訴状も無視しました。

・(告訴状D)2017.8.15 18:04 沼田署マキシマは告訴人自宅において受理権限が無いと嘘について身分詐称により告訴状の受理を拒否し、また不当に現場検証を放棄して帰りました(甲8)。これが身分詐称であることを後日別の沼田署員が証言しました(甲11)。

★狙撃ハンターグループの違法性

以下のIとIIを組み合わせて私の生命への脅迫を繰り返したこと

I 最初の狙撃の際立った異常性(事実経過①)(偶然性 1/100000000)

要するに、私の畑に忍び入ってきて、いきなり至近距離30mから、ほぼ対面で発砲しました。

直後に銃口の向きを逸らす(遠ざける)動きがあったのも確かです。

いうまでもなく、脅迫とは狙った相手が気付かなくては意味がありません。

畑の外からの狙撃では私が脅迫と気付かない可能性があります。

つまり私の正面から畑の中深くまで踏み込むことと至近距離から狙撃することによって、脅迫行為であることを視覚的に明示したのだと思います。

目の前で上空高く舞い上がっていた焚火の煙やその向うに居た私に気づかぬことはありえません。

まるで狙撃者が「お前など人間とは思わない」と私に宣告しているような気がします。

このような異常な発砲に前例などあろうはずも無く、そこに脅迫の意図を感じない人は異常です。

II 後続の脅迫行為の数々

(事実経過③,④,⑤,⑪,⑬,⑯,⑰,⑲,⑳,21,22,27,28,32,33,35)

これら狙撃グループの脅迫目的は、おそらくは2009.02.20の私の叔母の太田まり子の脅迫殺人が私への脅迫効果を失いつつあると感じた為に、包囲網が起こした直接的な脅迫の第二弾と思われます。

★猟銃脅迫事件の焦点

要するに、真っ先に狙撃グループの脅迫を疑って当然の状況にありながら、根拠無く人為性を排除して獣の仕業にし、抗議しても無視し続けています。

以下のうち特にA、B、Eと、さらには警視庁による20090220太田まり子脅迫殺人事件の隠蔽への連携という極めて強い動機が推定されることのそれぞれの恣意性を総合すれば、これらも警察組織による隠蔽と脅迫であることは充分に確信していただけると思います。

A 狙撃者の一連行動(偶然性 1/100000000)

B 狙撃者への注意なし処分の有無(未回答)(偶然性 1/100)

狙撃当日、ヤナオカは近日中に行なう予定だと言いました。

このことは、その後の血痕や猪の死骸の件についての事件性の判断に大きく影響したはずです。
おそらくは何もしていないと推測します。

そうだとすれば今度は警察の対応が極めて不審であり隠蔽を強く示唆します。

C ②2015.1.14(水)私の指摘に基く再現場検証の不審

私が 2015.1.13 に「鹿は本当に居たのか?」と指摘したためにこの再検証が実施されました。

しかしこれは本来は狙撃当日に検証されるべき方向や着弾点の特定が未済だったことになります。

D ④2015.1.26(月)17:00 頃、小猪の死骸が二つとも私の帰途上にあったこと(場所が不審)、また、クロイワ警官が帰ってからわずか二時間弱の間に出現したこと(タイミングが不審)

当然ながら死骸があった場所に人為性を強く感じます。

獣が動かす可能性もわずかに感じますが、獣が持ち帰るつもりで動かしたのならそうするはずです。

何度も指摘した通り、この再現実験を百回繰り返しても一度も通り道上には残らないと思います。

E 通り道上の血痕の散乱について大きな不審点の数々(偶然性 1/100000000)

(1)何らかの注意なり行政処分を受けたはずの狙撃グループの仕業だとすれば、極めて無神経かつ不審な行為であること この極めて高度の恣意性を当たり前に感じるべきです。

狙撃場所と血痕の場所は約 200m しか離れていません。

目撃者の心象をわきまえない無神経な行為であり、また狩猟法などの趣旨にも反します

その血痕の散乱状況ですが、私の通り道上だけに長さ約 20m に亘って点在しておりました。

中心の赤っぽかったであろう部分は鳥についばまれて無くなっています、残った黄色い輪郭の穴が雪道上に点在していました。

ですから正確に言うと、私が目撃したものは血肉そのものではなくその痕跡です。

クロイワ警官は当初、ハンターが普通に獲物を捌いた結果だと思うから事件性無し、と言っていました。

しかし既述のように、この日の朝に私が見た限りでは、特に集中している箇所は見当たりませんでした。

ということは、通り道上で獲物を捌いた結果ではないと推測されます。

つまり小猪二匹も大猪の死骸が元々あった場所で捌いた後、それをそのまま包装せずに持ち運んだ結果として血肉がこぼれ落ちたということになりますが、そうだとすると、

(2)元の場所から通り道までの間(約 20m)にほとんど血痕が無かったことが極めて不審です。

(3)撒かれた血肉の量が異常に大量と推定されること

血痕の痕跡の規模と鳥の大群の規模から推測すると、小さな猪二匹分とは桁違いの量が撒かれたものと思われます。

鳥の群れは、ギョッとするほどの見たことも無い大群で、ざっと一万羽は居たと思われます。

木の上で凄まじい声で鳴き喚いているのが、現場より数百 m も手前から私に聞こえていました。

このように大きな不審点がいくつもあったわけですから、沼田署としては、まず最初に「どういう事情による血痕なのか」を確定させる必要があったと思います。

別に捜査機関でなくとも、一般人から見ても当たり前にそうだと思います。

それにそもそも私は通報時に「先の狙撃グループによる脅迫行為の続きと思われる所以の現場検証してほしい」とはっきり告げているのです。

F ⑬2015.3.27(火)18:16 大猪の死骸が解体され、その毛皮だけが私の通り道上に置かれていたこと(甲 3-1、甲 3-2)と、二ヶ月以上経ってから死骸を捌くことに意味が無いこと

影像の通り、毛皮が敷物状に人為的にきれいになめしてある点に注目願います。

頭や骨を持ち去ってどうするのでしょうか?

元あった場所が通り道からほぼ直角に 20m 以上も離れていた点にも注目願います。

もし当初置き去りにした正当な理由が本当にあったのなら、二ヶ月以上経ってからとっくに腐乱した獲物を捌いて持ち去る理由がありません。

違法性のまとめ

要件① 権利または法律上保護される利益の存在

被害届や通報や告訴状等により捜査機関に被告訴人らの摘発を求めたのに、不当に無視されました。

切迫した生命の危機や高度の事件性を無視したことは刑事訴訟法第 239 条 2 への違反です。

つまり故意または過失による適正な手続を受ける権利の侵害であり行使の妨害です。

また、私が生命の緊急の救済を訴えていたのも明らかであり、反射的利益を超えた法律上保護される権利である生命に対する権利の侵害にも当たります。

これらは被害届 2018 の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

日本では、告訴に基く適正な手続を受ける権利(日本国憲法第 13 条もしくは 25 条)の侵害です。

更に、生命に対する権利(日本国憲法第 13 条)と平等権(日本国憲法第 14 条)の侵害です。

これらより民法 709 条の一般不法行為に当たります。

要件② ①に対する被告の加害行為 既述の通りです。

要件③ ②についての故意または過失 少なくとも過失です。

要件④ 損害の発生および金額

経済的被害(法益侵害)はありません。

精神的被害(法益侵害)については甚大です。

一般市民の生活の安全を一手に預かる捜査機関が極めて不公平かつ不当な妨害を行ったことにより、私の恐怖感や絶望感や孤立感は当然に深まりました。

要件⑤ ②と④の因果関係

脅迫や隠蔽としか説明がつかない対応により精神的被害を受けたという因果関係は明らかです。

時系列的事実経過

①2015.1.11(日)午後 2 時頃、狙撃者(氏名不詳、高橋和俊グループの一人)が私が気付かぬうちに私の畠(上牧 2521-1)の北側から南に約 30m 踏み込み、脅迫の意図をもって、直線距離約 30m で対面方向で焚き火をしていた私をいきなり狙撃しました。

すぐに私が通報し沼田署の警官 6 人が現場検証を行いました。

検証後談において私は脅迫を主張するも、ヤナオカは脅迫の言葉が無かったことを理由に事件性を否定したため平行線を辿りました。

②2015.1.14(水)、「鹿は実際に居たのか?」という私の前日の指摘に基き再現場検証がありました。

③2015.1.26(月)午前 9 時頃、狙撃グループは私の畠への通り道上の峠付近(上牧 2517-2)に夥しい血痕を散乱させ、カラスの大群を集め騒然とさせました。

同日午後 2 時頃になって私が通報し、「通り道上に夥しい血痕があり、先日の狙撃グループによる連續

の脅迫行為と思われる所以現場検証してほしい」と要請しクロイワによる現場検証がありました。

午後3時頃、クロイワより電話で検証報告があり「通り道からかなり外れたところに大小各一匹の猪の死骸有。血痕については通り道よりむしろ死骸の周囲に集中していて、ハンターが普通に獲物を捌いた結果だと思うので事件性は無い」との見解でした。

私が「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。先日の狙撃につき、何らかの注意または処分を受けたはずの狙撃グループが行なった行為だとすれば極めて無神経かつ不審な行為だと感じる。どのような注意または処分をしたのか?」と質すと、「それは知らないのでヤナオカに聞いて欲しい。とにかく事件性は感じない。」と不合理に頑なに事件性を否定し、ここでも平行線を辿りました。

④2015.1.26(月)17:00頃、狙撃グループが同日の私の帰途上(上牧 2517-2 付近)に頭と毛皮だけにした小さな猪の死骸を二匹置きました。

⑤2015.1.27(火)9:00頃、狙撃グループが前項の死骸のうち一匹を隠しました(甲 1)。

⑥2015.1.27(火)夕方 通話において、ヤナオカは④の件について「100%鳥の仕業であり事件性無し」と主張、私は「100%狙撃グループによる脅迫」と主張、ここでも平行線でした。

⑦2015.1.29 午前 通話においてクロイワは「④と⑤はとにかく 100%獣の仕業であり事件性無し」と主張。「それはおかしい。例の注意なり処分の事実はあったのか?」と質すとまたも返事はありませんでした。

「それを知らないで事件性を判断できないのでは?」と質すと、「とにかく事件性無しと判断するので④と⑤の検証には行かない」と根拠無く要請した現場検証を拒否しました。

⑧2015.2.3 午前 私が沼田市上原町 1738-1 所在の沼田署にて被疑者不詳に一回目の抗議文書(甲 27)を手交提出するもその後故無くこれを無視しました。

なお、提出の際「被害届というタイトルの文書は受け取れない」と言われました。

⑨2015.2.9 午前 私が沼田署にて被疑者不詳に二回目の抗議文書(甲 28)を提出するもその後故無く無視しました。

⑩2015.2.20 午前 私が沼田署にてヤナオカ他二名に未決事項を質すも終止黙秘で結局何一つ進展しないまま途中で打ち切りました。

それなのに帰りがけに「本件についてはもうこれ以上お話することはできません」と別の警官から宣告されました。

⑪2015 3月末頃まで、 狙撃グループが私につきまとい、行く先々に頻繁に出没しました(甲 2-1、甲 2-2)。

⑫2015.3.20 午前 私が沼田署にて被疑者不詳に三回目の抗議文書(甲 29)を提出し書面による回答を求めるも、その後故無くこれを無視しました。

⑬2015.3.27(火)18:16、 狙撃グループが大きな猪の死骸を胴体部分の毛皮だけ残し、元の場所から約 20m 離れた私の通り道(上牧 3406)上に移動させました(甲 3-1、甲 3-2)。

⑭2015.4 月頃 私が県警本部監察室に通報するもその後故無くこれを無視しました。

⑮2015.5.1 前橋地検にて富沢氏に相談。殺人未遂として立件の余地有とのことでした。

⑯2016.6.6 私が捜査を要求する旨の内容証明便を前橋市城東町 1-6-5 所在の前橋中央郵便局から前橋市大手町 1 丁目 1 番 1 号所在の県警本部長宛に送付するもその後故無くこれを無視しました(甲 4)。

⑰2017.4.8 私が告訴状 I、II、III の 3 通を沼田署にて刑事課・トキタへ手交提出しました。

⑱2017.4.14 11:18 私が告訴状 I ~ III を沼田署にて刑事課・被疑者不詳に手交再提出しました(甲 6)。

⑯2017.4.24 16:04 私が自宅から沼田署への通話において、2017.4.8に同署にて提出済の告訴状Ⅰ～Ⅲの対応状況について沼田署・刑事課・被疑者不詳に照会し返事待ちとなる(甲7)も不当に無視しました。

⑰2017.09 月前半、 狙撃グループが私の圃場(上牧3509)付近で二日に亘り数発づつの発砲を行いました。

2 1 2017.09.27 14:00頃、 狙撃グループが私の自宅(上牧3158)付近で一発の発砲を行いました(甲10)。

2 2 2017.9.28 14:13 沼田署・刑事課・被疑者および人数不詳⑥は、告訴人との通話において提出済の八つの告訴状の対応状況について訊ねられ未決となる(甲11)もその後故無くこれを無視しました。

2 3 2017.10.02 14:24 私との通話において沼田署・刑事課・カワタは、2017.09.26の通話にて要請した沼田署としての未決事項(甲9)への回答を求められるも、回答する意思が無いと答えました(甲12)。

2 4 2017.10.03 15:20 私の自宅から沼田署への通話においてタカダは署長を指定した電話に代りに出てきたので、(1)ヤナオカとクロイワに、特に大猪の死骸の件は人為性は明らかであることを問い合わせて欲しいこと、(2)斎藤郵便局員の件(告訴状C)と石井恵子の件(告訴状D)について、それぞれ違法性が明らかなのになぜに捜査に着手しないのかと質し、回答待ちとなりました(甲13-1,甲13-2)。

2 5 2017.10.04 15:45 私との通話において沼田署・タカダは、前項の未決事項を無視して「沼田署員のことを沼田署に言ってもしょうがないでしょ?」と暴言を吐きました。

また、沼田署としての見解を問いたいので署長と代わられと言ってもこれも無視しました(甲14)。

2 6 2017.10.05 10:39 私との通話において沼田署・タカダは、署長を指名した電話に勝手に出てきて、署長の見解を問いたいので代わると何度も要請したのに無視しました(甲15)。

2 7 2017.10.05 10:44 私との通話において群馬県警本部・監察課・ワタナベは、猟銃狙撃脅迫事件を説明し沼田署による隠蔽を主張し特に最近の身近での威嚇発砲が危なくて仕方がないと訴え狙撃グループの監視を要請するも、「沼田署が事件性無しと判断したのならそういうことでしょ?」と監察の職責放棄とみられる対応により故無くこれを無視しました(甲16)。

2 8 2017.10.07 10:50頃、 狙撃グループは私の自宅(上牧3158)付近で一発の発砲を行いました(甲17)。

2 9 2017.10.07 12:48 私の通報に対し沼田署・ハギワラは、この日10:50頃の銃声の事実と先月前半も数発の連続した銃声が二回(二日)あったことを伝え、狙撃グループによる脅迫行為と思われること、今はまだ禁猟期間中のはずであることを強調し捜査を要請する(甲18)もその後故無くこれを無視しました。

3 0 2017.10.27 15:02 私が沼田署にて、警務課・ノグチに対し、沼田署のこれまでの対応について署長の見解を問いたいと伝え、また、2017.10.07 12:48 沼田署への銃声通報が全く無視されていることと2017.10.22 15:33 の新たな銃声(甲19)を伝え録音を聞かせる(甲20-1,甲20-2)も、その後故無くこれを無視しました。

3 1 2018.01.09 14:54 獣害対策センター田村との通話において①今まで町として狙撃グループに対し特に何も措置していないこと、②今まで警察から何の照会も受けていないことを確認しました(甲21)。

3 2 2018.01.11 15:57 散歩先の目的地に現れたハンターとの会話と画像(甲22)

狙撃グループではないようですが、包囲網の威力として今なお続くハンターによるつきまといの図です。

3 3 2018.01.26 02:02、深夜の寝室周りでハンターの狩猟時の合図の声が5回ほど聞こえました(甲23)。

3 4 2018.01.26 10:48 私の通報により駆けつけた沼田署・橋本・茂木に対し録音を聞いてもらったうえ

で、狙撃グループによる脅迫に違いないと事件性を強調するもその後故無くこれを無視しました(甲 24)。

3 5 2018.02.10 05:43、夜明け前の私寝室周りでハンターの狩猟時の合図の声が 10 回ほど聞こえた(甲 25)ため私がすぐに通報し、沼田署・当直? に対し、狙撃グループによる脅迫に相違ないことと、この三日前 20180207 13:30 頃、県道沿い(大沼付近)に胴体に穴が空いたキジの死骸が置かれていたことを伝え、過去との類似性を強調し狙撃グループによる脅迫を訴えました(甲 26)がその後故無くこれを無視しました。

証拠方法 証拠説明書B に記載の全て

附属書類 証拠説明書B のうち、甲 4, 甲 27, 甲 28, 甲 29 号証、

本書と被害届 2018 と恣意性一覧表をセットで訴状とし、証拠説明書B を含め、これらの副本一式
以上

事件番号 平成 30 年(ワ)第 356 号 慰謝料請求事件
原告 今井豊
被告 群馬県

平成 30 年 10 月 11 日

前橋地方裁判所 御中

釈明書

平成 30 年 8 月 30 日付貴求釈明書にもとづき、以下の通り釈明もうしあげます。

訴状に事実経過欄の番号で引用した 27 個の其々が単独で不法行為であると認識してはおりますが、類型的説明の階層構造にしておりましたので、わかりにくかったならお詫び申し上げます。

現実問題として審判対象が多すぎるという事情はよくわかりますが、対象行為を絞り込んでしまうと事案の全容が分断され、肝芯の組織性の希薄化につながることを懸念しております。

組織性とは直接には群馬県警としての組織性ですが、ひいては三警察組織あるいは包囲網としての組織性です。

かといって 27 個其々について説明するとなると全体として冗長となってしまうので小類型として 12 個に再編してみました。

各類型を一つの不法行為みなしても違法性を感じていただけるならひとまずこの訴訟の目的は達成できますが、私の本音は組織性の確信を得ることにありますので、なるべくなら元の単位のまま以下同文形式で読替えていただき、最終的な組織性の判定をしていただくことを希望します。

なお、本釈明に合わせて訴状の「時系列的事実経過」欄の記載を末尾の通り訂正いたします。

変更箇所の表示を省略させていただきますがご容赦下さい。

群馬県警の不法行為の内容

要するに、彼らは一度も合理性を示さないまま極めて恣意的な不合理な判断を続けてきました。

なお、判断の合理性を示すには、恣意性一覧表のような形で、数字で示すしかないと思います。

これらは事実を否定する判断を続けたことによる適正な手続きを受ける権利の行使の妨害です。

なお、以下の不法行為は全て、私の生命への脅迫を狙って行ったものです。

また、彼らのほとんどは訊ねても名乗りませんでしたので、基本的に沼田署員の誰かです。

★故意による脅迫であること

後述の類型Ⅲを見れば故意に無視したのは明らかであり、その結果として私の被害や不安が継続するであろうことは職責から予見できたはずです。

従って結果回避義務違反であり、更にはそれが同時に複数の人権侵害に当ることも明らかです。

要するに被害の訴えを無視するなどという選択肢は現実問題として元々存在しないのです。

類型 I ~Ⅲ は全てありえない対応であり、その際立った異常性が故意を極めて強く示唆しており、その表象も意思も推認できます。

特に、警察の特殊な職責と私が生命の危機を訴えていたことから故意による不真正不作為犯に該当

すると考えます。

類型 I 不合理な判断(事実経過蘭の①,③,⑥,⑦)

1 ①2015.1.11(日)午後2時頃 私が自己所有の畑において座って焚き火をしていたところ、狙撃者(氏名不詳)が知らぬ間に私の畑(上牧2521-1)の北側から南に約30m踏み込み、脅迫の意図をもって、直線距離約30mからいきなり私を狙撃しました。

この狙撃について、すぐに私が電話通報し沼田署の警官5人(被疑者不詳A～D)が現場検証しました。同日18時頃、沼田署に戻ったヤナオカ(主担当)から自宅に戻った私の携帯に電話報告があり、このような前例の無い極めて稀有な異常な発砲(推定偶発性1/100000000)について、私が脅迫を主張したのに、ヤナオカは「脅迫には言葉が必要」と頑なに繰り返し、「こんな異常な発砲に言葉が必要なのか?」と抗議しても見直さず、以後にわたり平行線を辿りました。

これは一般人が特別な意図を感じて当然のケースなのに、その圧倒的高確率(99%)の第一要素を根拠無く排除した極めて不合理な、事実を否定する判断です。無言の脅迫の意図は訴状の通りです。

またヤナオカは、私の主張した狙撃の恣意性の高さについて、何ら合理性を示していません。

つまり狙撃者の特別な意図を示唆する極めて高い恣意性を否定する根拠を何も示していません。

また「脅迫には言葉が必要」というのは判例を無視した、虚偽の発言です。

言葉が無くとも脅迫とした判例があるのを警察官が知らないというのは非常に考えにくいですが、もし知らなかつたなら過失であり不法行為です。

よって通報による適正な手続を受ける権利の権利(日本国憲法第13条)の行使の妨害です。

これにより野放しとなつた狙撃グループの追加行為によって以後、私の著しい恐怖感は続きました。

(共通事項)

私は脅迫の被害者本人として申出なり抗議したのですから、それを捜査機関が根拠を示さずに無視すれば被害や不安が解消するはずもありませんし処理として完結するはずもありません。

これは警察法2条や犯罪捜査規範4～5条(合理捜査)や刑事訴訟法239条○2への違背による事件性の隠蔽であり、適正な手続を受ける権利の権利(日本国憲法第13条)の行使の妨害です。

また、訴えた内容から生命に対する権利(日本国憲法13条、自由権規約6条)の侵害です。

よって職務上の故意または過失であり、これらにより民法709条の一般不法行為に当たります。

なお、これらを包囲網として行ったことが確定すれば違反法令は更に増え、被害届2018の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反でもあります。

なお、無視することの一般的な不当性は、予見義務ないし結果回避義務(警察法2条等)違反であること、適正な手続きを受ける権利(日本国憲法第13条)の侵害であること、正規の取扱(犯罪捜査規範61～65条)ではないこと、差別であり平等権(日本国憲法第14条)や自由権規約の差別禁止の各条項への違反であることなどです。

2 ③2015.1.26(月)午前9時頃 狙撃グループは私の畑への通り道上の峠付近(上牧2517-2)に夥しい血痕を散乱させ、カラスの大群を集め騒然とさせました。

同日14時頃に私が畑から携帯で沼田署に通報し「畑への通り道上に夥しい血痕があり、先日の狙撃グループによる連続の脅迫行為と思われる所以現場検証してほしい」と要請し、クロイワと被疑者

不詳Gが検証しました。

同日 15 時頃、検証現場から畠の私の携帯への報告においてクロイワは、「通り道からかなり外れた場所に大小各一匹の猪の死骸が有った。血痕については通り道よりむしろ死骸の周囲に集中しており、ハンターが普通に獲物を捌いた結果と判断するので事件性は感じない」と見解しました。

私はこれに対し「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。先日の狙撃につき、何らかの注意または処分を受けたはずの同グループが行なった行為だとすれば極めて無神経かつ不審な行為だと感じるがいかがか? どのような注意または処分をしたのか?」と抗議しましたが「それは知らないのでヤナオカに聞いて欲しい。とにかく事件性は感じない。」と理不尽に頑なに繰り返し、以後にわたり平行線を辿りました。知らないで判断できるはずはありません。

不法行為 1 の異常な発砲にこの血痕の件の恣意性が重なっており、総合的恣意性は極めて高い状況にありながら、私が抗議してもなお根拠無く狙撃グループの脅迫を疑いませんでした。

つまりクロイワは狙撃グループの仕業であることは認めていながら脅迫とは疑いませんでした。

このように事実を否定する判断を行い、私の適正な手続きを受ける権利の行使を妨害しました。

これにより野放しとなった狙撃グループの追加行為によって以後、私の著しい恐怖感は続きました。法的評価については既述の不法行為 1 の共通事項の通りです。

3 ④2015.1.26(月)17:00 頃 狙撃グループが私の帰途上(上牧 2517-2 付近)に頭と毛皮だけにした小猪の死骸を二匹置きました。

⑤2015.1.27(火)9:00 頃 狙撃グループが前項の死骸のうち一匹を隠しました(甲 1)。

⑥2015.1.27(火)夕方 私の自宅から沼田署への通話において、私は①や③との相互関連性で④と⑤も狙撃グループの脅迫と主張し④と⑤の現場検証を要請しましたが、ヤナオカは「③も④も⑤も 100% 鳥の仕業であり事件性無し」と主張、「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。例の注意なり処分の事実はあったのか?」と質しても返事をせず、根拠無く要請を拒否しました。

不法行為 1 の異常な発砲と不法行為 2 の血痕に更にこの死骸の件の三つの恣意性が重なっており、総合的恣意性は極めて高い状況なのに、私が抗議してもなお狙撃グループを疑いませんでした。

このようにヤナオカは血痕も死骸も人為性そのものを全て否定しました(全て鳥)。

つまり、圧倒的に高確率のはずの人為性を排除した根拠を何も示しておりません。

小猪の死骸については、獲物を安全な場所まで運ぼうとする習性を持つ動物は多いですが、途中で置き去りにすることはないはずであり、訴状の通り、この再現実験を要請していました。

このように事実を否定する判断を行い、私の適正な手続きを受ける権利の行使を妨害しました。

これにより野放しとなった狙撃グループの追加行為によって以後、私の著しい恐怖感は続きました。法的評価については既述の不法行為 1 の共通事項の通りです。

4 ⑦2015.1.29 午前 私の自宅から同署への通話においてクロイワは、「④と⑤はとにかく 100% 獣の仕業であり事件性無し」と主張。「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。例の注意なり処分の事実はあったのか?」と質すとまたも返事はありませんでした。

「それを知らないで事件性を判断できないのでは?」と更に質すと、「とにかく事件性無しと判断するので④と⑤の検証には行かない」と理不尽に現場検証の要請を拒否しました。

不法行為 1 の異常な発砲と不法行為 2 の血痕に更にこの死骸の件の恣意性が重なっており、総合的恣意性は極めて高い状況なのに、私が抗議してもなお根拠無く狙撃グループを疑いませんでした。
なお、クロイワも死骸については人為性を全く否定しました(とにかく全て獸)。

つまり、圧倒的に高確率のはずの人為性を排除した根拠を何も示しておりません。

このように事実を否定する判断を行い、私の適正な手続きを受ける権利の行使を妨害しました。

これにより野放しとなった狙撃グループの追加行為によって以後、私の著しい恐怖感は続きました。法的評価については既述の不法行為 1 の共通事項の通りです。

類型 II 受理拒否(事実経過蘭の⑧ほか)

5 ⑧2015.2.3 午前 被疑者不詳 H は、私が沼田市上原町 1738-1 所在の沼田署・生活安全課にて一回目の抗議文書(甲 27)を手交提出するも、その後故無くこれを無視しました。

なお、「被害届というタイトルの文書は受け取れない」と言われ訂正の為に自宅を往復しました。

「被害届というタイトルの文書は受け取れない」という発言自体が違法ですが、警視庁の被害届 2009 への対応に倣う組織的一貫性を示唆していることも言うまでもありません。

6 (告訴状D)2017.8.15 18:04 沼田署マキシマは私の自宅において受理権限が無いと身分詐称により告訴状の受理を拒否し、また二人(被疑者不詳 V)は根拠無く現場検証の要請を無視しました(甲 8)。
これが身分詐称であることを 2017.9.28 に被疑者不詳 P が電話で証言しました(甲 11)。

まず、マキシマらが固執した「隣保班の人だから犯罪ではない」という理由は根拠のない詭弁です。また、一般人が特別な意図を感じて当然のケースにおいて、その圧倒的高確率)の第一要素を根拠無く排除したことは極めて不合理な、事実を否定する判断です。無言の脅迫の意図は訴状の通りです。また不合理な思い込みだと抗議しても見直さなかった点は無視したのと同じです。

特に、身分詐称により告訴状を受理拒否したことは法令違反であり信義則違反ですから違法です。いずれの場合でも私は脅迫の被害者本人として申出なり抗議したのですから、それを捜査機関が根拠を示さずに無視すれば被害や不安が解消するはずも処理として完結するはずもありません。

無視することの正当性を示していないので信義則違反です。

ですから私の適正な手続きを受ける権利の権利(日本国憲法第 13 条)の行使の妨害です。

これらにより犯人らが野放しとなり、以後、私の著しい恐怖感は続きました。

法的評価については既述の不法行為 1 の共通事項の通りです。

(個別事項)

5 の被害届の受理拒否は犯罪捜査規範第 61 条への違反であり、6 の告訴状の受理拒否は犯罪捜査規範第 63 条や刑事訴訟法第 242 条への違反です。

類型 III 無視(事実経過蘭の⑧,⑨,⑩,⑪,⑫,⑬,⑭,⑮,⑯,⑰,⑱,⑲,22~27,29,30,33~35)

これらはいずれも無視することの正当性を示していないので、信義則違反による適正な手続きを受ける権利の行使の妨害です。

7 (抗議の無視)

⑨2015.2.9 午前 被疑者不詳 I は、私が沼田署・生活安全課にて二回目の抗議文書(甲 28)を提出するもその後故無く無視しました。

⑩2015.2.20 午前 私が沼田署・生活安全課にてヤナオカと被疑者不詳Jに未決事項を質すも、二人とも約2時間終止黙秘で何も進展しないまま途中で打ち切りました。

それなのに帰りがけに「本件についてはもうこれ以上お話することはありません」と被疑者不詳Kから理不尽に宣告されました。

⑪2015.3.20 午前 被疑者不詳Lは、私が沼田署・生活安全課にて三回目の抗議文書(甲29)を提出し書面による回答を求めるも、その後故無くこれを無視しました。

私は脅迫の被害者本人として申出なり抗議したのですから、それを捜査機関が根拠を示さずに無視すれば被害や不安が解消するはずもありませんし処理として完結するはずもありません。

これらにより犯人らが野放しとなり、以後、私の著しい恐怖感は続きました。

法的評価については既述の不法行為1の共通事項の通りです。

8 (露骨な告訴の妨害)

(告訴状C)2017年4月5日20時頃 沼田郵便局サイトウは私が居眠り中に無断で屋内侵入してゆうパックを置き去り、そのあとまもなく配達証の私の受取サインを無断で偽造しました。

2017.04.07 12:19 沼田市西倉内町819所在の沼田郵便局からの私の携帯通報により同局に駆けつけたマキシマと被疑者不詳S～Uら沼田署員4人は私の主張や現場検証や筆跡鑑定の要請(甲5)を根拠無く無視しました。

筆跡が違う、配達の記憶が無い、インクの色が違う他、数々の状況証拠があり、すぐにも捜査令状が取れるような状況だったのに根拠無く信じませんでした。

また私がその翌日2017.04.08に沼田署で刑事課トキタに提出した該当告訴状も無視しました。

これらにより犯人らが野放しとなり、以後、私の著しい恐怖感は続きました。

法的評価については既述の不法行為1の共通事項の通りです。

9 (告訴状の無視)

⑯2017.4.8 沼田署にて私が告訴状I～IIIを刑事課・トキタへ手交提出しました。

⑰2017.4.14 11:18 沼田署にて私が告訴状I～IIIを刑事課・被疑者不詳Nに手交再提出しました(甲6)。なお、これは前項の宛先を前橋地検から沼田署に変えたのと、IIIの動機の説明の修正でした。

⑯2017.4.24 16:04 自宅から沼田署への通話において、私が2017.4.8に同署にて提出済の告訴状I～IIIの対応状況について刑事課・被疑者不詳Oに照会し、未決となる(甲7)もその後不当に無視しました。

22 2017.9.28 14:13(甲11) 私の自宅から沼田署への通話において刑事課・被疑者不詳Pは、提出済の八つの告訴状の対応状況について訊ねられ未決とするもその後故無くこれを無視しました。また、マキシマの2017.08.15発言が身分詐称であることを証言しました。

これらにより犯人らが野放しとなり、以後、私の著しい恐怖感は続きました。

法的評価については既述の不法行為1の共通事項の通りです。

(個別事項)

いずれも告訴状の受理拒否とも言え、犯罪捜査規範第63条や刑事訴訟法第242条への違反です。

10 (露骨に不当な応対)

23 2017.10.02 14:24 私の自宅から沼田署への通話において刑事課・カワタは、2017.09.26の通話にて私が要請した沼田署としての未決事項(甲9に回答をする意思が無いと答えました(甲12)。

24 2017.10.03 15:20 私の自宅から沼田署への通話においてタカダは、署長を指定した電話に勝手に出てきたので、(1)沼田署は大猪の死骸の件の人為性を認めるか、(2)斎藤郵便局員の件と石井恵子の件はそれぞれ違法性が高いのになぜに捜査に着手しないのか、と質し未決としました(甲13)。

25 2017.10.04 15:45 私の自宅から沼田署への通話においてタカダは、前項の未決事項を無視して「沼田署員のことを沼田署に言ってもしょうがないでしょ?」と暴言を吐きました。また、沼田署としての見解を問いたいので署長と代われと要請したのに無視しました(甲14)。

26 2017.10.05 10:39 私の自宅から沼田署への通話においてタカダは、署長を指名した電話にまたも勝手に出てきて、署長の見解を問いたいので代われと何度も要請したのに無視しました(甲15)。

27 2017.10.05 10:44 私の自宅から群馬県警本部への通話において監察課・ワタナベは、猟銃狙撃脅迫事件を説明し沼田署の監督と狙撃グループの監視を要請するも、「沼田署が事件性無しと判断したのならそういうことでしょ?」と職責放棄の対応で不当にこれを無視しました(甲16)。これらは何よりもまず著しい信義則違反による私の適正な手続を受ける権利の行使の妨害です。これらにより犯人らが野放しとなり、以後、私の著しい恐怖感は続きました。法的評価については既述の不法行為1の共通事項の通りです。

1 1 (緊急通報の無視その1)

29 2017.10.07 12:48 私の自宅から沼田署への電話通報においてハギワラは、同日 10:50頃の銃声と先月前半での数発の銃声が二日あったことを伝え、禁猟期間中であることとの相互関連性を強調し狙撃グループによる脅迫の捜査を要請する(甲18)もその後故無くこれを無視しました。

30 2017.10.27 15:02(甲20-1,甲20-2) 沼田署にて警務課・ノグチは、前項のハギワラへの銃声の通報が無視されているうえに新たな銃声(甲19)があったことを伝え録音を聞かせ、署長の見解を問いたい旨を伝えるも、その後故無くこれを無視しました。

31 2018.01.09 14:54 私の自宅から獣害対策センターへの通話において田村は、①今まで狙撃グループに何も措置していない、②今まで警察から照会を受けていない、と答えました(甲21)。世界的にも緊急通報に当る内容だと思います。

これらの事実だけでは私を狙った脅迫と断定できませんが、逆に公益の侵害の怖れも多分にあるのに完全に無視するのは極めて不審です。

これらにより犯人らが野放しとなり、以後、私の著しい恐怖感は続きました。

法的評価については既述の不法行為1の共通事項の通りです。

1 2 (緊急通報の無視その2)

33 2018.01.26 02:02 深夜 私の寝室周りでハンターの狩猟時の合図の声が5回ほど有(甲23)。

34 2018.01.26 10:48(甲24) 私の通報により自宅に駆けつけた沼田署・橋本・茂木に対し、前項の録音を聞かせ、実在する梟の鳴声ではないこと、つまり狙撃グループによる脅迫を強調しました。その動機について「沼田署には過去に再三説明済みであるが、必要なら最新の該当告訴状を手交する」と言ったのに受取りませんでした。その他に最近三度の銃声や、身辺の異音のうち、オドロ音、ストーク音、ノックキング音を聞かせました。さらに不審な他県ナンバーの徘徊を一覧

を見せて説明し、包囲網の実在を強調しましたがその後故無くこれを無視しました。

35 2018.02.10 05:43 夜明け前(甲26) 私の寝室周りでハンターの狩猟時の合図の声が10回ほど聞こえた(甲25)ため即時110番通報しましたが、沼田署に架け直せと指示されました(被疑者不詳Q)。

この架け直し指示は最近常態化しており、記録に残すまいとする隠蔽の意図を強く示唆しています。すぐに沼田署に架け直し、当直の被疑者不詳Rに対し、狙撃グループによる脅迫に違いないこと、更にこの三日前 2018.02.07 13:30頃、県道(大沼付近)の歩道上に胴体に穴が空いたキジの死骸が置かれていたことを伝え、相互関連性を強調しましたが、その後故無くこれを無視しました。

深夜に集落の中でハンター達の用があるはずもありません。

また、これが再生音であろうとなかろうと、もし狙撃グループの仕業でないとすれば、その脅迫行為の彷彿ないし模倣の意図は明らかですから、その方がむしろ恣意性は高いです。

つまり、実物の鳥の鳴声で無い限り、どう転んでも脅迫しかりえません。

ちなみに、私が延べ20年以上暮らしていて、このへんで本物の鳥が鳴いたためしはありませんし、調べたところ、これに近い鳴き声の鳥は日本にいないようです。

また、聞いていただければわかる通り、明らかに人間による真似だと思います。

この圧倒的な恣意性の高さは充分に緊急通報に当る内容だと思いますが、それを無視しました。

これらにより犯人らが野放しとなり、以後、私の著しい恐怖感は続きました。

なお、他にも発砲音が日常的に無数に録音されており、意図はこの合図の声と同様と思われます。法的評価については既述の不法行為1の共通事項の通りです。

時系列的事実経過

①2015.1.11(日)午後2時頃 私が自己所有の畠において座って焚き火をしていたところ、狙撃者(氏名不詳)が知らぬ間に私の畠(上牧2521-1)の北側から南に約30m踏み込み、脅迫の意図をもって、直線距離約30mからいきなり私を狙撃しました。

この狙撃について、すぐに私が電話通報し沼田署の警官5人(被疑者不詳A~D)が現場検証しました。このような前例の無い極めて稀有な異常な発砲(推定偶発性1/100000000)について、当日私が脅迫を主張したのに、ヤナオカ(主担当)は「脅迫には言葉が必要」と頑なに繰り返し、「こんな異常な発砲に言葉が要るのか?」と抗議しても見直さず、以後にわたり平行線を辿りました。

②2015.1.14(水) 「鹿は実在したのか?」との前日の同署での私の指摘に基き沼田署の警官3人(被疑者不詳E~F)による再現場検証があり、ヤナオカより「鹿の足跡があった」との報告がありました。

③2015.1.26(月)午前9時頃 狙撃グループは私の畠への通り道上の峠付近(上牧2517-2)に夥しい血痕を散乱させ、カラスの大群を集め騒然とさせました。

同日14時頃に私が通報し「畠への通り道上に夥しい血痕があり、先日の狙撃グループによる連続の脅迫行為と思われる所以現場検証してほしい」と要請し、クロイワと被疑者不詳Gが検証しました。

同日15時頃、検証現場から畠の私への電話報告においてクロイワは、「通り道からかなり外れた場所に大小各一匹の猪の死骸が有った。血痕については通り道よりむしろ死骸の周囲に集中しており、ハンターが普通に獲物を捌いた結果と判断するので事件性は感じない」と見解しました。

私はこれに対し「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。先日の狙撃につき、

何らかの注意または処分を受けたはずの狙撃グループが行なった行為だとすれば極めて無神経かつ不審な行為だと感じるがいかがか? どのような注意または処分をしたのか?」と抗議しましたが「それは知らないのでヤナオカに聞いて欲しい。とにかく事件性は感じない。」と理不尽に頑なに繰り返し、以後にわたり平行線を辿りました。

④2015.1.26(月)17:00 頃 狙撃グループが私の帰途上(上牧 2517-2 付近)に頭と毛皮だけにした小猪の死骸を二匹置きました。

⑤2015.1.27(火)9:00 頃 狙撃グループが前項の死骸のうち一匹を隠しました(甲 1)。

⑥2015.1.27(火)夕方 私の自宅から沼田署への通話において、私は①や③との相互関連性で④と⑤も狙撃グループの脅迫と主張し④と⑤の現場検証を要請しましたが、ヤナオカは「③も④も⑤も 100% 烏の仕業であり事件性無し」と主張、「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。例の注意なり処分の事実はあったのか?」と質しても返事をせず、根拠無く要請を拒否しました。

⑦2015.1.29 午前 私の自宅から同署への通話においてクロイワは、「④と⑤はとにかく 100% 獣の仕業であり事件性無し」と主張。「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。例の注意なり処分の事実はあったのか?」と質すとまたも返事はありませんでした。

「それを知らないで事件性を判断できないのでは?」と更に質すと、「とにかく事件性無しと判断するので④と⑤の検証には行かない」と理不尽に現場検証の要請を拒否しました。

⑧2015.2.3 午前 被疑者不詳 H は、私が沼田市上原町 1738-1 所在の沼田署・生活安全課にて一回目の抗議文書(甲 27)を手交提出するもその後故無くこれを無視しました。

なお、「被害届というタイトルの文書は受け取れない」と言われ訂正の為に自宅を往復しました。この発言は警視庁の被害届 2009 への対応に倣うものであり、組織的一貫性は明らかです。

⑨2015.2.9 午前 被疑者不詳 I は、私が沼田署・生活安全課にて二回目の抗議文書(甲 28)を提出するもその後故無く無視しました。

⑩2015.2.20 午前 私が沼田署・生活安全課にてヤナオカと被疑者不詳 J に未決事項を質すも、二人とも約 2 時間終止黙秘で何も進展しないまま途中で打ち切りました。

それなのに帰りがけに「本件についてはもうこれ以上お話することはありません」と被疑者不詳 K から理不尽に宣告されました。

⑪2015 3 月末頃まで 狙撃グループが私につきまとい、様々な行先に出没しました(甲 2-1、甲 2-2)。

⑫2015.3.20 午前 被疑者不詳 L は、私が沼田署・生活安全課にて三回目の抗議文書(甲 29)を提出し書面による回答を求めるも、その後故無くこれを無視しました。

⑬2015.3.27(火)18:16、狙撃グループが大きな猪の死骸を胴体部分の毛皮だけ残し、元の場所から約 20m 離れた私の通り道(上牧 3406)上に置きました(甲 3-1、甲 3-2)。

⑭2015.4 月頃 私が県警本部監察室・被疑者不詳 M に通報するもその後故無くこれを無視しました。

⑮2015.5.1 前橋地検にて富沢氏に相談したところ、殺人未遂として立件の余地有とのことでした。

⑯2016.6.6 私が捜査を要求する旨の内容証明便を前橋市城東町 1-6-5 所在の前橋中央郵便局から前橋市大手町 1 丁目 1 番 1 号所在の県警本部長宛に送付するもその後故無く無視しました(甲 4)。

(告訴状 C)2017 年 4 月 5 日 20 時頃 沼田郵便局サイトウは私が睡眠中に無断で屋内侵入して枕元にゆうパックを置き去り、配達証の私の受取サインを無断で偽造し私文書偽造を行いました。

2017.04.07 12:19 沼田市西倉内町 819 所在の沼田郵便局からの私の通報により駆けつけたマキシマ

と被疑者不詳 S～U ら沼田署員 4 人は私の主張や現場検証や筆跡鑑定の要請(甲 5)を根拠無く無視しました。

筆跡が違う、配達の記憶が無い、インクの色が違う他、数々の状況証拠があり、すぐにも捜査令状が取れるような状況だったのに根拠無く信じませんでした。

また私がその翌日 2017.04.07 午前、沼田署で刑事課トキタに提出した該当告訴状も無視しました。

⑯2017.4.8 沼田署にて私が告訴状 I～III を刑事課・トキタへ手交提出しました。

⑰2017.4.14 11:18 沼田署にて私が告訴状 I～III を刑事課・被疑者不詳 N に手交再提出しました(甲 6)。なお、これは前項の宛先を前橋地検から沼田署に変えたのと、III の動機の既述の修正でした。

⑯2017.4.24 16:04 自宅から沼田署への通話において、私が 2017.4.8 に同署にて提出済の告訴状 I～III の対応状況について刑事課・被疑者不詳 O に照会し、未決となる(甲 7)もその後不当に無視しました。

(告訴状D)2017.8.15 18:04 沼田署マキシマは私の自宅において受理権限が無いと身分詐称により告訴状の受理を拒否し、また二人(被疑者不詳 V)は根拠無く現場検証の要請を無視しました(甲 8)。これが身分詐称であることを 2017.09.28 に被疑者不詳 P が電話で証言しました(甲 11)。

⑳2017.09 月前半 狙撃グループが上牧 3509 付近で別々の日に数発づつの発砲を行いました。

2 1 2017.09.27 14:00 頃 狙撃グループが私の自宅(上牧 3158)付近で一発の発砲を行いました(甲 10)。

2 2 2017.9.28 14:13(甲 11) 私の自宅から沼田署への通話において刑事課・被疑者不詳 P は、提出済の八つの告訴状の対応状況について訊ねられ未決とするもその後故無くこれを無視しました。また、マキシマの 2017.08.15 発言が身分詐称であることを証言しました。

2 3 2017.10.02 14:24 私の自宅から沼田署への通話において刑事課・カワタは、2017.09.26 の通話にて私が要請した沼田署としての未決事項(甲 9)に回答をする意思が無いと答えました(甲 12)。

2 4 2017.10.03 15:20 私の自宅から沼田署への通話においてタカダは、署長を指定した電話に勝手に出てきたので、(1)沼田署は大猪の死骸の件の人為性を認めるか、(2)斎藤郵便局員の件と石井恵子の件はそれぞれ違法性が高いのになぜに捜査に着手しないのか、と質し未決としました(甲 13-1, 甲 13-2)。

2 5 2017.10.04 15:45 私の自宅から沼田署への通話においてタカダは、前項の未決事項を無視して「沼田署員のことを沼田署に言ってもしょうがないでしょ?」と暴言を吐きました。

また、沼田署としての見解を問いたいので署長と代われと要請したのに無視しました(甲 14)。

2 6 2017.10.05 10:39 私の自宅から沼田署への通話においてタカダは、署長を指名した電話にまたも勝手に出てきて、署長の見解を問いたいので代われと何度も要請したのに無視しました(甲 15)。

2 7 2017.10.05 10:44 私の自宅から群馬県警本部への通話において監察課・ワタナベは、猟銃狙撃脅迫事件を説明し沼田署の監督と狙撃グループの監視を要請するも、「沼田署が事件性無しと判断したのならそういうことでしょ?」と職責放棄の対応で不当にこれを無視しました(甲 16)。

2 8 2017.10.07 10:50 頃 狙撃グループは私の自宅(上牧 3158)付近で一発の発砲を行いました(甲 17)。

2 9 2017.10.07 12:48 私の自宅から沼田署への電話通報においてハギワラは、同日 10:50 頃の銃声と先月前半での数発の銃声が二日あったことを伝え、禁猟期間中であることとの相互関連性を

強調し狙撃グループによる脅迫の捜査を要請する(甲 18)もその後故無くこれを無視しました。

3 0 2017.10.27 15:02(甲 20-1,甲 20-2) 沼田署にて警務課・ノグチは、前項のハギワラへの銃声の通報が無視されているうえに新たな銃声(甲 19)があつたことを伝え、それらの録音を聞かせ、署長の見解を問いたい旨を伝えるも、その後故無くこれらを無視しました。

3 1 2018.01.09 14:54 私の自宅から獣害対策センターへの通話において田村は、①今まで町として狙撃グループに何も措置していない、②今まで警察から照会を受けていないと答えました(甲 21)。

3 2 2018.01.11 15:57 散歩先の目的地に現れたハンターとの会話と影像(甲 22)

狙撃グループではないようですが、包囲網として今なお続くハンターによるつきまといの図です。

3 3 2018.01.26 02:02 深夜 私の寝室周りでハンターの狩猟時の合図の声が 5 回ほど有(甲 23)。

3 4 2018.01.26 10:48(甲 24) 私の通報により自宅に駆けつけた沼田署・橋本・茂木に対し、前項の録音を聞かせ、実在する梟の鳴声ではないこと、つまり狙撃グループによる脅迫を強調しました。その動機について「沼田署には過去に再三説明済みであるが、必要なら最新の該当告訴状を手交する」と言ったのに受取りませんでした。 その他に最近三度の銃声や、身辺の異音のうち、オドロ音、ストーク音、ノッキング音を聞かせました。 さらに不審な他県ナンバーの徘徊を一覧を見て説明し、包囲網の実在を強調しましたがその後故無くこれを無視しました。

3 5 2018.02.10 05:43 夜明け前(甲 26) 私の寝室周りでハンターの狩猟時の合図の声が 10 回ほど聞こえた(甲 25)ため即時 110 番通報しましたが、沼田署に架け直せと指示されました(被疑者不詳Q)。この架け直し指示は最近定例化しており、記録に残すまいとする隠蔽の意図を強く示唆しています。沼田署に架け直し、当直の被疑者不詳Rに対し、狙撃グループによる脅迫に違いないこと、更にこの三日前 20180207 13:30 頃、県道(大沼付近)の歩道上に胴体に穴が空いたキジの死骸が置かれていたことを伝え、相互関連性を強調しましたがその後故無くこれを無視しました。

以上

事件番号 平成 30 年(ワ)第 356 号 慰謝料請求事件

原告 今井豊

被告 群馬県

平成 30 年 12 月 5 日

前橋地方裁判所 御中

訴状 B 補足説明書

論点をさらに明確化すべく本書を提出します。

要するに群馬県警は私の訴え(事件性)を否定する合理的根拠を一度も示したことが無いのに捜査に着手しておりません。

恣意性一覧表の焦点を全て否定することは蓋然性として不可能であり隠蔽の意図は明らかです。

行為の態様としては後述の通り、著しい信義則違反と事実を否定する著しく不合理な事実を否定する判断を重ね、私の適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)の行使を妨害しました。

これらは不法行為であると同時に職権濫用による隠蔽であり私の生命への無言の脅迫です。

その隠蔽の仕方に度を超えた露骨な非人間扱いが目立つので、そこに不当性を演出して包囲網の威力を示そうとする意図が表れています。

つまり、こうした対応の違法性、つまり訴えられた場合に勝ち目は無いことはあまりに自明のはずであり、通常は選択の余地はありませんが、それらを敢えて選択し実行している点が、私限りの特殊事情(社会的孤立状態)を見越したうえで、例えば不当な判決による私の敗北等、何らかの特殊な状況を前提にして「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握り潰してみせる」という無言の威力の意図を如実に示しています。

★全ての不法行為が、自決権の侵害に基く、適正な手続を受ける権利の侵害です

私のアクションの全てが被害の訴えですが、これらも一種の手続と捉えられますし、その手続要件つまり問題(被害)を決定したのは私であり、それを無視した判断ないし処理では、当然に被害は解消しませんから、手続目的を達成できない為に手続として無効であり不法行為です。

なお、自治の権利(自由権規約 1 条)については、日本ではあまり一般的でないと思います。

これは釈明書において記述した三つの不法行為類型(I 不合理な判断、II 受理拒否、III 無視)全てに当てはまります。

I と III については、初期対応は行ったとして手続的外形は有ると見る余地もありますが、要するに聞き流しであり実質的には無視ですから、そもそも手続に当らないと捉えるのが妥当です。

II については、受理しない理由を告知していないか理由が虚偽であり、違法な受理拒否です。

不当な対応(威力)の類型

無視

返事無や飛躍などの形式的無視と内容的無視(先行する私の発言や提出済文書)が有りますが、いずれも合理的根拠を示して反論するのが原則であり、これを守らないことは相手の人格否定であり、自治の権利(自由権規約 1 条)や人間として認められる権利(憲法 13 条)の侵害であり信義則違反です。

無根 合理的な根拠が無いということであり、虚偽や詭弁も含まれます。信義則違反です。

抗議を無視 100%故意の無視であり、著しい信義則違反です。

職責放棄 職権濫用の一形態であり、規定された作為義務を果たそうとしないことです。

ゾンビ化(無視 無根 抗議を無視 職責放棄 模倣 威力 等の複合形態)

要するに、私の主張を無視して勝手に根拠無く正当行為だと言い張り、その不合理に抗議してもなお無視して、同様の発言を延々と繰り返します。これらは信義則違反の重複であり連鎖です。

①既に私が行った主張を無視していること、全人格否定であり自治権の侵害であること

②無根(または詭弁)であること

訴えた犯罪性(恣意性)に対して、一般論としての正当行為を主張しても根拠になりません。また、否定する合理的根拠を全く示しておりません。

③**職責放棄** 根拠法や規定に照らして当り前の反応をしないことです。

④**抗議しても見直さず、同じ主張を繰り返すこと** つまり実質的な会話の放棄です。

このようにゾンビ化とは本質的には無視であり、要するに非人間扱いです。

そして、このゾンビ化対応を各機関が一斉に模倣して威力を示しているということです。

★不当な発言の類型

私が初めから警察組織による隠蔽等の犯罪被害を訴えていたこと、つまり彼らの犯罪告発義務(刑事訴訟法 239 条 2)に訴求していたことは提出書類や発言から明らかです。

以後、本書中の引用で下記の発言類型に該当する場合は説明を省略します。

発言類型 1 「検査機関の判断には介入できない」 職責放棄 無視 無根 威力

まず、私が根拠を示して訴えた違法性を根拠無く無視(否定)しています。

また、侵犯事実の調査などに検査機関を例外扱いする規定は無いので虚偽です。

犯罪である以上は正当業務行為ではありませんから、むしろ優先的な調査対象のはずです。

事実調査しなければ、犯罪(人権侵犯)事実の有無を確認できず、犯罪告発義務を果たせません。

発言類型 2 「警察がそう判断したのだから違法性は無い」 職責放棄 無視 無根 威力

まず、私が根拠を示して訴えた違法性を根拠無く無視(否定)しています。

また、侵犯事実の調査などに検査機関を例外扱いする規定は無いので無根です。

ですから、何も調査せぬまま「違法性(侵犯事実)が無い」と断じたことは、事実を否定する判断であり、少なくとも否定する合理的根拠を示していないので無根であり、刑訴法 239 条 2 違反です。

発言類型 3 「ここは検査機関ではない」「我々には検査権限が無い」

職責放棄 無視 無根 無意味 飛躍 威力

発言類型 1 と同趣旨と思われますが、当然に誰でも承知していることなので意味がありません。

しばしば私の事件性の強調の直後に見られますが、公務員の犯罪告発義務(刑事訴訟法 239 条 2)を果たすには、何らかの判断基準が必要ですから、抗弁にはなりません。

なおこれは 2017 年 2 月にハラダが繰り返したものですが、その後、警視庁サトウやトミオカを始め、多くが模倣しており、模倣により包囲網の威力を示す合言葉と思われます。

発言類型 4 「それは貴方が思っているだけ」「推測だよね?」 職責放棄 無視 無根 威力

私の主張を否定する意図と思われますが、その根拠を示していません。自明でありお互い様なので、

敢えて言う意味がありません。沼田署のタカダ、マキシマや人権相談所のハラダ、フクダ、トミオカ、前橋地検のタカハシなど多数が言っており、模倣により包囲網の威力を示す合言葉です。

発言類型5 「それは(加害者)に言え」 職責放棄 無視 無根 無意味 飛躍 威力
襲ってきた強盗と相談しろと言っているのと同じことであり、当然に問題解決にはなりません。
これも模倣により包囲網の威力を示す合言葉です。

発言類型6 「それはうちではない」 職責放棄 無視 無根 白痴化 威力

発言類型3と同趣旨と思われますが、手続目的を無視しています。

発言類型7 「侵犯性(違法性)が無い」 無根 無視 職責放棄 威力

それまでの私の事件性の主張を否定する合理的根拠を全く示していないので信義則違反であり、私に義務のない無駄な説明を繰り返させている点からも、職権濫用罪の構成要件に当たります。

発言類型8 「だから、何をもって?」 職責放棄 無視 無根 白痴化 威力

既に充分に高度の恣意性と証拠を提示しているのに、それを無視してひたすら言い張ります。

まるで子供の水掛け論です。カクタやフクダなど

犯罪性の強調(公的機関の不法行為は全てが職権濫用による脅迫と隠蔽です)

群馬県警の対応の前提には警視庁・埼玉県警による脅迫殺人への関与の隠蔽という巨大な動機(高度の恣意性)が存在します。

私が生命に対する脅迫を訴えていたこと、無視すればその被害が解消しないことは職責に基く予見可能性から明らかであり、故意は必然的に推認されます。

まず、判断が職責に照らし著しく不合理であり、その異常性に構成要件的故意が認められます。

次に、正当性を欠いていることから違法性阻却事由が無く、責任要素としての故意も認められます。

隠蔽の証明方法(恣意性一覧表の活用)

彼らの対応は、態様として隠蔽であり、それを証明するのは簡単です。

恣意性一覧表の記載事項について、それを否定した根拠を質せばよいのです。

彼らは事件性を否定したはずですから、合理的根拠が示せなければ嘘になります。

正攻法として千の言葉を並べるよりも、これが最も単純明快かつ言い逃れしにくい方法です。

故意を示唆するもの

特に抗議されてもなお無視している(見直さない)点が極めて強く故意を示唆しています。

公的機関による隠蔽は、基本的に手続の妨害であり、必然的に職権濫用を伴いますから、あえて職権濫用の故意を証明する必要は無いと思います。

隠蔽の場合も、異常な判断で出事件性を否定すれば当然に隠蔽する結果となりますから、あえて隠蔽の故意を証明する必要は無いと思います。

また、隠蔽は、性質上、その意思の表明を秘匿するのですが、まれに隠蔽の意図を示すかのような発言が見られることがあります。これは、その発言の直接的意味に関わらず、実質的に何らかの威力を示唆する意図を見てよいと思います。

問題は脅迫の場合ですが、警察は、その特殊な職責に伴う予見可能性に基く危険回避義務により、生命に対する脅迫被害を無視した場合などは、行為と結果の両面から、故意が推定される為に、不真性不作為犯に当るので故意の証明は不要と思います。

警察以外の場合には、基本的に故意の立証が必要であると思いますが、それは対応の異常性であり、もし脅迫とまで言えないとしても少なくとも何らかの威力です。

★包囲網の意図の推定

包囲網の生い立ちから考えると、ごく初期の主な意図は仕掛ける為の**捕捉**にあったと思われます。それが次第に**威力による強要**に変わり、被害届2009の頃には、**威力による報復**が常態化しました。それが現在まで続いていると思われます。

現在でも、個々の不法行為から脅迫の意図の内容や害意の対象を特定はできにくいですが、露骨な不当性は少なくとも何らかの**威力**を示そうとする意図であることは疑いありません。

つまり「お前の訴えなど我々包囲網の威力で握り潰してみせる」という意図としか解釈できません。そしてその威力の全てが、2009年の脅迫殺人と2015年の猟銃脅迫事件を起源として、常にそれらを念頭に置いて行われていると推定されること、つまり包囲網としての模倣または派生と推定されることから、結果として全てが私の生命に対する脅迫とみなせると考えます。

これらの犯行予定を共有していたという意味で、極めて多数の共犯者の存在が推定されます。その威力の意図が、例えば裁判の妨害や不当な判決の形だとしても、包囲網が摘発されない限りは、告訴状H(出荷)の価格操作のような営業妨害が続くので、早晚、経済的生活難に陥るのは避けられませんから、結果的に**全てが生命に対する害意と言えます。**

私としては、その無言の脅迫の意図は「我々は摘発されるまでに必ずお前を叔母や猪のように殺すからお前を人間扱いする必要など無い」という意図だと考えてきました。

★対応の異常性(露骨な不当性)こそ威力の証左です

繰り返しになりますが、従来から主張しているように、ありえない対応を敢えて行ってみせることによる脅迫効果の演出です。

当然ながら不当性(異常性)が高いほど恣意性も高いと思います。

職責に基く適用法理

基本的には、事件性の認識の異常であり隠蔽であり、刑事訴訟法第239条2(公務員の犯罪告発義務)への違反を考えます。警察の場合は、警察法や犯罪捜査規範への違反にも当り、また捜査機関の受理(受付)拒否に当る場合には更に、犯罪捜査規範や刑事訴訟法の該当条文にも違反すると考えます。

★個人別の不法行為

要するに彼らは、一度も合理的根拠を示さないまま私の訴えを無視し続けてきました。

ヤナオカの不法行為1~3

1 2015.1.11(日)18時頃、沼田署(沼田市上原町1738-1)から私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)への通話において、この日に現場検証した午後14時頃の発砲について、脅迫であることを根拠無く否定して著しく不合理な事実を否定する判断を行って私の申出を妨害したこと

(説明)ヤナオカはこの前例の無い稀有な発砲の高度の恣意性(私の畑に深く踏み込んでの視界の良い直線距離約30mでのほぼ対面での発砲)を、告知が無かったことだけに固執して否認しました。

2 2015.1.27(火)夕方 私の自宅から沼田署への通話において、通り道上の血痕の散乱の件について著しく不合理な事実を否定する判断を行って私の申出を妨害したこと

(説明)私は主に位置の恣意性(通り道までの道中に見られず通り道上に集中)を理由に狙撃グループ

の脅迫と主張し現場検証を要請しましたが、ヤナオカは「③も④も⑤も100%鳥の仕業であり事件性無し」と主張、「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。例の注意なり処分の事実はあったのか?」と質しても返事をせず、根拠無く要請を拒否しました。

これは最大要素である人為性への判断が欠落しているので、判断したことにならないと思います。言い換えると排除不可能な可能性を根拠無く排除しています。

また、獣や鳥の仕業の可能性は隕石に当る確率に等しく無視できるほどに小さいと思います。

つまり総合すれば、著しく不合理な判断を飛び越えて、事実を否定する異常な判断です。

3 既述の2の通話において、通り道上の小猪の死骸の件について著しく不合理な事実を否定する判断を行って私の申出を妨害したこと

(説明)私は主に位置の恣意性(二匹とも通り道上)を理由に狙撃グループの脅迫と主張しました。

これは最大要素である人為性への判断が欠落しているので、判断したことにならないと思います。

つまり総合すれば、著しく不合理な判断を飛び越えて、事実を否定する異常な判断です。

クロイワの不法行為 1～2

1 2015.1.26(月)15時頃、検証現場(上牧2517-2)から畑(上牧2521-1)の私への携帯通話において、通り道上の血痕の散乱の件について著しく不合理な事実を否定する判断を行って私の申出を妨害したこと

(説明)私は主に位置の恣意性(通り道までの道中に見られず通り道上に集中)を理由に狙撃グループの脅迫と主張しました。

クロイワはまず、ハンターが普通に獲物を捌いた結果だと言いましたので「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。発砲者への例の注意なり処分の事実はあったのか?」と質すと返事は有りませんでしたが、それを知らないで事件性を判断できないと思います。

これは最大要素である恣意性への判断が欠落しているので、判断したことにならないと思います。つまり総合すれば、著しく不合理な判断を飛び越えて、事実を否定する異常な判断です。

2 2015.1.29午前、私の自宅から沼田署への通話において、通り道上の小猪の死骸の件について著しく不合理な事実を否定する判断を行って私の申出を妨害したこと

(説明)私は主に位置の恣意性(二匹とも通り道上)を理由に狙撃グループの脅迫と主張しました。

クロイワは「100%獣の仕業であり事件性無し」と根拠無く人為性を排除した判断をしました。

これは最大要素である人為性への判断が欠落しているので、判断したことにならないと思います。

つまり総合すれば、著しく不合理な判断を飛び越えて、事実を否定する異常な判断です。

マキシマの不法行為 1～3 (詳しくは後述の反訳書からの引用の通り)

(説明)理由にならない理由で私の主張を否定し続け、勝手な主張を展開し続けました。露骨な信義則違反による手続妨害であり事件性の隠蔽です。

1 2017.04.07 12:19 沼田郵便局(沼田市西倉内町819)での通報後の会見(甲5)において、記述のように、私の主張をことごとく無視して著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返して私の申出を妨害したこと

2 2017.8.15 18:04 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)での通報後の会見(甲8)において、記述のように、私の主張をことごとく無視して著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返して私の申出を妨害したこと

3 上記2の会見(甲8)において、司法警察員なのに告訴状を受理拒否したことは違法(犯罪捜査規範63条、刑事訴訟法241、242条)であり、それにより私の申出を妨害したこと

被疑者不詳Sの不法行為1 (詳しくは後述の反証書からの引用の通り)

1 2017.04.07 12:19 沼田郵便局(沼田市西倉内町819)での通報後の会見(甲5)において、記述のように、私の主張をことごとく無視して著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返し、またこの時の約束を反故にして私の申出を妨害したこと

被疑者不詳Vの不法行為1 (詳しくは後述の反証書からの引用の通り)

1 2017.8.15 18:04 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)での通報後の会見(甲8)において、記述のように、私の主張をことごとく無視して著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返して私の申出を妨害したこと

マキシマの不法行為1について、甲5号反約書より抜粋

反P1上(私)いやいや、だからまず罪状を申し上げます。あの、文書ぎそうざい、あ、ぶんしょ、ぶ、文書偽造罪、これはゆうパックの控えを偽造してます。私のサインが書かれていますが、あれは私の筆跡ではありません。私は書いた憶えもありません。それが一つ。それから、ええ、寝ている間に、普通に声掛けされていれば起きる筈です。それ、それが無かったということは声掛けをしてない、つまり、無断で忍び込んで置いてったと。無断で忍び込んだというところは住居侵入罪です。それから三つ目は、これは、威力による脅迫罪です。なぜかと言うと、8年前の叔母の殺人、東村山署が、東村山郵便局の配達員が叔母の住所を洩らしたことにより発生した殺人事件の隠蔽を意図した組織的な脅迫です、これ。そうですよね?こんなに場所が離れているのに、それを意図してやっている、明確な動機があるわけです。そうすると組織的と言えますんで威力です。威力による脅迫罪です。それが私の主張です。それから、あの、物証は、だから、勝手に忍び込んだかどうかの決め手となる証拠は、あの控えしか無いんです。それしか無いですよね?あの、防犯カメラがあるわけじゃないんで、録音してたわけでもないんで、物証としてはユウパックの控えしかないんです。それが偽造です。私の署名ではないです。勝手に郵便局員が書いたものです。で、それはどうやって立証できるかというと、筆跡が違うというのと、色が違います。あの、配達員と昨日の朝、連絡取った、本人と連絡取った、本人の弁によれば、テーブルの上のボールペンを使って私が書いたというふうに証言していますが、そもそもテーブルの上のボールペン、今、黒ではないんですよ。黒ではない状態でセットされてん、三色ボールペンなん。で、あの受取は黒で書かれてます。その点からも一目瞭然の偽造です。それから、おそらくあの紙そのものから私の指紋が出てきません。これは調べてもらえばわかります、指紋が無いです、なぜ無いかというと触ってないから。で、触らないでどうやってサインができたのか?

で、最初の、あの、相手の主張通りだとすると、私は紙を受け取って、で、テーブルまで行って、三色ボールペンを使って書いた、サインしたはずです。だったら、絶対に私の指紋が残ってなきやおかしいです、紙に。そうですよね?あとひとつ、ついでだから申し上げときましょう。インクの成分分析をすれば、たぶん、私のテーブルの上のボールペンと違う結果になります。つまり、証言と違う物を使って書かれています。とりあえず、私が握っているのはそれだけです。他にも状況証拠があります。ゆうパックの現物が、私が寝ている枕元にあったこと。まさに、私は縁端にギリギリで寝ているのに、その私の肩口に置いてあったんで、もう少しでゆうパックの包み、小包、箱が転がり落ちるような状態で有りました。それは、受け取ってから、そこに寝込もうとするんだったら、必ず邪魔になるはずで

す。片付けるはずです、別の場所に。そんなところにあるのがそもそもおかしい。それと、再配達用の控えがそのままテーブルの上に残っていました。私は、あの、再はた、配達を受けると、そういうものは邪魔なんでその場ですぐ破棄するんですよ、破り捨てるんです。それがそのまま残ってたということは、私の脳が配達したという認識が無いということです。つまり、黙って置いてたってことです、だいたいおわかりいただけましたか？

反 P2 中(マキシマ) そうすると、なに、黙って置いてたことが許せないっつこと?(説明) ★★★開口一番_直前の反P1上からの説明を無視_否定する理由が無根_職責放棄_自痴化_威力_ハラダやフクダや上ドヨロやトミオカと同様です (私)(苦笑) 許せないでしょ、恐怖を与える行為ですよね?

反 P2 中(マキシマ) んん、それはだから具体的にさあ、具体的に、立証できるものが今の段階では無いでしょ?っていう話ですよ。(説明) ★★★★無視_無根_職責放棄_直前の反P1上からの説明から私文書偽造と住居侵入が確信でき、充分に捜査令状が取れると思います。行為が有る以上は何らかの特別な意図を否定できないはずです。

反 P3 下(マキシマ) だって、だって、郵便屋さんはさあ、物を配達するので、ごめんくださいって行がなきやなんないからさあ、たとえ入ったとしたって正当な業、行為でしょ?(説明) ★★★反P1上からの説明を無視_無根_職責放棄_受取サインが偽造である限り正当業務行為ではあります (私) いやいや、や、正当行為というには声掛けがあったことが前提になりますよね? 反 P3 下(マキシマ) 声掛けが、声掛けが無かったっていうのは、起きてないという認識だからっていうことで。(説明) ★★
★抗議を無視_無根_職責放棄_つまり無断の住居侵入だと認めております

反 P4 中(私) 意味がわかんないんだけど、その、少なくとも文書偽造罪んとこから捜査を進めていただけますよね? 私がしき、指摘しているんだから、私の筆跡じゃないってんだから、その事実だけは確定してくださいよ、当たり前に、警察だったら。言つてることおかしい? 反 P4 中(マキシマ) だって、真っ向から対立してるんですよ?(説明) ★★★反P1上からの説明を無視_無根_職責放棄_犯人が否認するのは当然であり事件性の判断を放棄する根拠にはなりません (私) 言つてることおかしい?

反 P4 中(マキシマ) うん、だって、真っ向から対立してるんですよ?(説明) ★★★抗議を無視_無根_職責放棄_公平中正を事件性の判断基準にすり替えてます (私) なんで筆跡鑑定しようとしないん?

反 P4 中(マキシマ) 筆跡の鑑定、必要?(説明) ★★★抗議を無視_無根_職責放棄 (私)(苦笑) 必要? あの、これ以上話しても無駄なのかな? とりあう気が無いんだったらそれでいいよ、もう録音したんだから。 (マキシマ) とりあう気があるとか無いじゃなくって、 (私) だから、偽造だって言つてるじゃん、私はサインなんかしてません、寝てたんだからずっと、できようがないじゃない。 反 P4 下(マキシマ) だから、郵便局側さんに、偽造してまで、何してまで、やる(説明) ★★★反P1上からの説明を無視_無根_職責放棄_自痴化 (私) だから、明確な動機があるでしょう? 殺人の共犯の隠蔽です。

反 P4 下(マキシマ) そこ行っちゃうと、全然俺んちわからない。そこ、それが動機だと言わると、ちょっとわからない。(説明) ★★★反P1上からの説明を無視_無根_職責放棄_自痴化 反 P5 上(私) 年賀状の叔母の住所氏名を洩らしたことによって殺人げ、事件が発生したんです。だから、まあ共犯ですね、殺人の。共犯なんです、郵便局は、東村山は。東京のことをここで隠そうとして脅迫しているから組織的であり威力だつってるんです。 反 P5 上(マキシマ) 郵便局が、旦那さんを脅迫すると郵便局に何か利益があるの?(説明) ★★★反P1上からの説明を無視_無根_職責放棄_自痴化 処罰を免れることができが法益であることはあまりに自明です (私)(苦笑) あの、わからうとしてます?

ふふふ、私、およそ警察の方の反応とは思えないんですけど。 反 P5 上(マキシマ)郵便局側が、何か利益があるの? 旦那さんを脅すことによって。(説明)★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 白痴化 処罰を免れることが法益であることはあまりに自明です (私はい、隠蔽できれば利益でしょうね。

反 P8 下(私)だって、主張が正しいことを証明するにはさあ、 反 P9 上(マキシマ)正しいか正しくないかはさっきも言った通り、一対一なんですよ。なおかつ(説明)★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 犯人が否認するのは当然であり事件性の判断を放棄する根拠にはなりません (私)貴方の言つてることは、俺らが認めなきや事件になんねえよ、って言つてるよね? 反 P9 上(マキシマ)そうじゃない、そうじゃないよ、実害が無いんだから、そいで。(説明)★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 生命への脅迫を訴え済ですから根拠にはなりません (私)(苦笑)実害ってのは目に見えるものばっかじゃないでしょ? 精神的なマイナスがあったの。 (マキシマ)その精神的なものがまだ (私)マイナスの法益を明らかに受けてるんですよ、私は。法益侵害があるんです。 反 P9 上(マキシマ)それがごめんね、私達にはさあ、わあそら大変だね、っていうんがさあ、理屈的にはわかるんだけど、理屈的には、だけど話を聞いてぐと、その元になつてている部分の結論が出てないんだから。(説明)★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 警視庁と埼玉県警による隠蔽を主張済であり 沼田署による内部牽制を求めているのに無視してます (私)元は殺人事件ですから、当然脅迫の内容も、深刻になりますよ 反 P9 上(マキシマ)だから、そ、それが、それが殺人だつていうんだけど、警察的にはじ、交通事故で処理されてるっていうことなんでしょ?(説明)★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 沼田署による内部牽制を求めています

反 P10 下(私)いや、あの、事件性無しという判断するんだつたらご連絡いただかないとね。私は当然に事件性有りで捜査が進むものと期待しておりますので、もしうそじやないんだったらどつかで連絡していただかないと、はい。 (被疑者不詳 S)あ、わかりました。で、色々でも、あれだよね、今井さん、他にもね、持ってるんだよね、ね、あるんだよね?、うん、いっぱい、警察にいっぱい有るよね、何かね、入ってもらってね、もめてる、っていうんじゃないけど、まあ、うん。(説明)★★★この約束を無視 無根 職責放棄 この日の翌日に沼田署にて三通の告訴状を提出しましたが、全て無視されており、この約束も反故にしております。これはもちろん信義則違反であり、また、告訴状は理由を告知しない不当な受理拒否です

マキシマの不法行為 2～3 と被疑者不詳 V の不法行為 1 について、甲 8 号反約書より抜粋
 反 P4 中(私)あ、しますよ、ええ、要件事実、住居を侵す罪 ええ、4月 29 日 15 時頃、 (マキシマ)いつの 4 月ですか? (私)今年の。 (マキシマ) はい。 (私)はい、被告人は脅迫の意図を持って、告訴人の留守中に住居に忍び込み、菩提寺の祈祷符を居間のコタツの上に置き去りました。

被告人は留守宅侵入の理由として「祈祷符が雨水に濡れるのを心配した」と主張していますが、告訴人の軒下のつ、郵便ポストでも通常の雨なら濡れる懸念はありません。それよりも、詳しくは録音の通りですが、この時点での村人関係が既に極めて敵対的に悪化しており、いかなる理由があろうと、無断で留守宅に立ち入れるような状況ではありませんでした。つまり世話人、被告人は世話人という立場と雨天という状況を留守宅侵入の口実にしたと思われます。正当な理由の無い住居侵入であると思います。
 次、威力による脅迫の罪

ええ、4月 29 日 15 時頃、被告人は脅迫の意図を持って告訴人の留守中に住居に忍び込み、菩提寺の祈祷

符を居間のコタツの上に置き去りました。この住居侵入は同月 5 日の沼田郵便局員による告訴人住居侵入を意図的に模倣したものであり包囲網の威力による脅迫行為と思われます。脅迫の意図は「このように我々はいつでもお前の不意を突けるのだよ」ということだと思います。これを意図的模倣と判断する根拠は、まず被告人に模倣行為の実績があることです。詳しくは、ええ、4月 16 日、吉平地区の集会の録音記録の通りですが、会の終わりに「これもまた身の安全に関する情報ですが、最近、郵便局員が寝ている間に忍び込み、配達物を枕元に置き去るという事件が起きました」と私が話し始めたところ、被告人が「そんなん、ここでする話じゃない」とむきになって妨害発言をしました。まずこの発言は直接的に先の郵便局員の犯行事例の紹介を妨害しており、その犯行を隠蔽しようとする意図はあきらかであり犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪が成立すると思います。この場合の犯人とは沼田郵便局斎藤配達員と思われます。なおこの発言は、この日の集まりの冒頭で告訴人が注意喚起しているところの「法に触れる発言」でありまして、前回 2 月 12 日の集会において、告訴人が獵銃脅迫事件のハンターグループの締め出し決議を提案した際、鈴木通夫氏が「そんなん、ここで話す、する話じゃねえ」という発言を繰り返して結局中断させました。その時の鈴木通夫の発言と一字一句同じです。つまり、鈴木氏は告訴人が最初から発言の理由を説明して始めているのに、まるでそれを無視したかのような内容の発言を繰り返したということであり、発言者である告訴人の全格、全人格否定であるのはもとより、その動機によっては刑法にも触れる可能性が高い、とこの日の集まりの冒頭で皆に忠告したばかりでした。つまり、あのような言い方は法に触れますよ、と注意喚起しているそばから被告人が故意に模倣し再現してみせたということであり、極めて挑戦的かつ敵対的な態度であり、即絶交を意味する戦線布告と言えると思います。なによりも「ありえないような露骨な脅迫行動を堂々と繰り返してみせる」という包囲網による威力の特徴を如実に示しております。太古より安全情報を交換することは集団としての基本中の基本だと思いますから、村人同士の会話として極めて異常です、あり、以後の村人関係が崩壊することは言うまでもありません。村人関係が既に極度に悪化しており、留守宅侵入などありえない状況であったことこれ、繰り返しますが、ええ、2月 12 日や 4 月 16 日の集会の録音記録を聞いていただければ判るとおり、告訴人と村人との関係は極めて敵対的でとっくに戦争状態であり、集まりも怒鳴りあいの修羅場と化すまでに陥悪化しております。やりとりの内容から考えて、この村人達の対応こそが異常であると思います。4月 16 日の集会では、被告人は「そういう話は本題が終わってからにしてください」と冒頭でも告訴人の発言を妨害しておりました。こういう極めて敵対的な状況を自ら作り出しておきながら、無断で告訴人の留守宅に立ち入れる余地は無く、いわば隙を突いて敵陣に乗り込むのと同じ事だと思います。脅迫以外に説明できましょうか？ 次に菩提寺である建明寺の世話をについてですが、その前任は告訴人であり、この 2 月に被告人に引き継いだばかりであり、その時点で告訴人は二年分の費用を既に一括で被告に渡しております。このような前払いはおそらく前例が無く、その理由として「他人に家に入りされたくないから」であることを説明済みです。ですから、この住居侵入は告訴人が嫌がっているからこそ故意にやってみせたと思われます。事後の菩提寺からの配り物は告訴人としては不要であり省略してほしいが、世話を人の信心の問題でもあるので一任しました。「雨に濡れるのを心配した」と主張していますが、軒下の郵便受けでも通常の雨なら濡れる心配は無いので理由に正当性・必然性がありません。ちなみにこの日の雨はしとしと雨でした。今日の雨もしとしと雨です。つまり、せ、世話をという立場と雨天という状況を留守宅侵入の口実にしたと思われます。最後に、4月 5 日、郵便局員による犯行から間もないこと同じ 4 月のうちに起きています。これ、前回の話です。ええ、模倣行為による包囲

網の威力として告訴人を脅かすには、告訴人の記憶が鮮明なうちにやらないと意味が薄くなります。
厳密に言うと、睡眠中の侵入と留守宅侵入との違いはありますが、いずれも「告訴人の不意を突く住居侵入行為」としての共通性があります。留守宅侵入であればさしあたり命の危険には直結しませんが、例えば大切な証拠資料を消去もしくは盗難されてしまうかもしれません。要するに何をされるかわかりません。これも告訴人にとっては極めて耐え難いことです。精神的法き、法益の侵害が大ということです。祈祷符を置きざりにして、自分の行為をアピールしていること いうまでもなく脅迫に限っては狙った相手にわからせる必要があります。なぜ被告人が郵便局員の犯行を模倣するのかを考えさせ、包囲網による威力であることを感じさせて脅迫しているのだと思います。更に、告訴人は過去一年以上に亘って「立入禁止」の張り紙を玄関扉に貼り付けていた経緯があり、おそらくその事実は村人の間に知れ渡っていたであろうと思われます。また、被告は教員という職業であり、その見識に鑑みて、今時、留守宅に立ち入ってまで物を置いてゆくということは極めて非常識かつ不自然だと思います。

なお、留守宅侵入の事例は、ええ、2009年11、ええ、1月18日、警視庁宛被害届にも既に書かれております。という内容です。

反P6中(マキシマ)よくわかんねえけど、よくわかんねえけど、貴方が思っているつきりのことで、入った人が脅迫ってのは、な、何が脅迫なの?ここ来た、入った理由が、だって、これ届けに来たんでしよう?(説明)**★★★開口一番**直前の反P4中からの説明を無視発言類型4無根職責放棄自痴化威力このあと五回ほど同じ発言を繰り返します。マキシマはこの模倣による住居侵入の原型である郵便局員の住居侵入の件でも居合わせており(甲5)、隠蔽の張本人です (私)今の、聞いてました?

反P7中(マキシマ)接触が無いから、脅迫行為じゃないでしょう?(説明)**★★★直前の反P4中からの説明を無視無根職責放棄**私は無言の脅迫とは言つていませんが、説明から容易にわかるはずですし、害意の対象物も特定できないとは言いましたが、無言の脅迫の判例が有ることを知らない警官は居ないと思いますし、マキシマは刑事経験が長かったと自分で言っており、更には私が読み上げた高度の恣意性を否定する根拠を何一つ示していませんから、故意を強く示唆しています (私)読んでくださいよ、だから。反P7中(マキシマ)全然わかんねえよ、何回読まれても俺、たぶん、わかんねえと思うけど。脅迫行為が無いがね、そいで、入った人は目的があつて来るんだから、犯罪にならないでしょ?(説明)**★★★ゾンビ化直前の反P4中からの説明を無視無根職責放棄**ならばなぜ村八分の状況を確認しようとしないのでしょうか?私の主張を無視して勝手に根拠無く正当行為であると繰り返しております。これこそ非人間扱いです (私)だから、正当性が無いって言ってるでしょ? 反P7中(マキシマ)なんで正当性が無いの?(説明)**★★★ゾンビ化直前の反P4中からの説明を無視無根職責放棄**ならばなぜ村八分の状況を確認しようとしないのでしょうか?問題の集会の録音を聞かせてほしいという当然の質問が無かつたのが極めて不審であり故意を強く示唆しています (私)(苦笑)書いてあるじゃない? 書いてあることを訊かないで。反P7中(マキシマ)だって、お金前払いとかしてるんでしょ?(説明)**★★★ゾンビ化直前の反P4中からの説明を無視無根職責放棄**(私)読み上げたでしょ? 今。反P7中(被疑者不詳V)これ、今井さんにとって必要だからこれ持ってきてるわけでしょ?(説明)**★★★ゾンビ化直前の反P4中からの説明を無視無根職責放棄**(私)読み上げたでしょ? 反P7中(マキシマ)(被疑者不詳V)うん、聞きましたよ。 (私)必要ないよ、必要ないって私は言い渡してるんだよ。反P7中(マキシマ)それで、今、

文面にもあったんだけど、そういう行為は非常識だって自分でゆってるんだよ、非常識ってな、犯罪行為じやねえだろ?自分でゆってんだよ、非常識だって。留守宅に置いてくのは非常識だって、文面の中にもあったけど、だからゆってんだろ?(説明)★★★★無視 無根(虚偽) 職責放棄 これは詭弁と言
うよりも虚偽です。犯罪とは常に非常識なものだと思います (私)犯罪行為だって。犯罪行為だから告訴状があるん、これどうなったの? 受け取ってください。 反 P7 中(マキシマ)知らねえよ、そ
んなの。(説明)★★★★受理拒否 無視 無根 職責放棄 マキシマは司法警察員であり受権限
が有る事が後日(甲_11)判明しました。ですから違法(犯罪捜査規範63条、刑事訴訟法241、242条) です (私)告訴状です、刑事課に渡してください。反 P7 中(マキシマ)渡さないよ、自分でい、持
って行きなさいよ、行くなら。郵便屋じやねえよ。(説明)★★★★受理拒否 無視 無根 職責放棄
(私)(苦笑)いやいや、警察に渡してるんですよ。 反 P7 中(マキシマ)あ、告訴は、告訴はちゃんと刑
事課行って下さい。(説明)★★★★受理拒否 無視 無根 職責放棄

反 P8 上(私)常識が無いのと犯罪じゃないのとは違うでしょ? 両方兼ねてます。反 P8 上(マキシマ)
兼ねてねえよ。(説明)★★★ゾンビ化 直前の反 P4 中からの説明を無視 無根 職責放棄 (私)
両方兼ねてます。常識が無い、かつ犯罪です。 反 P8 上(マキシマ) だって、常識が無いのは犯罪じ
ゃないよ、そもそも。(説明)★★★★抗議を無視 無根(虚偽) 職責放棄 犯罪とは常に非常識なも
のだと思います

反 P11 上(マキシマ)こん中に書いてある、ねえ、常識じや無いっていう行為なんじやねえの? この行為
は? (私)何をゆってるん、脅迫罪と侵入罪を訴えてるんです。 常識が無いよ、もちろん、常識が無い
とかゆうレベルじゃなくて、犯罪だつつてるん。 反 P11 上(マキシマ)今日はこのことで呼ばれた
んだよ、だって。 (私)そうですね、不法侵入罪です、正当性が無ければ不法侵入罪ですよね? 反
P11 上(マキシマ) 正当性あるじゃん、だって。(説明)★★★ゾンビ化 反 P4 中からの説明を無視し
て勝手に根拠無く正当行為と主張 無根 職責放棄 (私)正当性無いじゃない。無いって言ってる
でしょ? 反 P11 上(マキシマ)持って来てる物が、配るつって持って来たんだもん。(説明)★★★ゾ
ンビ化 反 P4 中からの説明を無視して 勝手に根拠無く正当行為と主張 無根 職責放棄 (私)だから
なんでポストじや駄目なの? 答えて、どうしてポストじや駄目なの? 反 P11 上(マキシマ)本人
に聞かなきやわかんねえよ。(説明)★★★ゾンビ化 無視 無根 職責放棄 こう言いながら事件性
を認めません (私)だから、聞けよ、それを要求してんだよ。反 P11 上(マキシマ)まだ、聞いて
ないの? (説明)★無視 無根 職責放棄 無意味 矛先を逸らそうとしてます (私)ええ。 反
P11 上(マキシマ)あ、聞いてないの、聞いてない割にはなんか、(説明)★無視 無根 職責放棄 無意味
矛先を逸らそうとしてます。 (私)別に聞く必要は無いよ、本人に聞く必要は無い。 反 P11
上(マキシマ)あなたが思ってるだけのことでき、思います、思います、って書いてあるだけのことでき、
全然だから全然わかんねんだよ、俺が、決め付けているけどさ、貴方が決め付けてるだけで、相手が、(説
明)★★★ゾンビ化 発言類型4 直前の反 P4 中からの説明と抗議を無視 無根 職責放棄 威力
反 P11 下(私)気持ちの問題じやない、行為の問題です、これは。 反 P11 下(被疑者不詳V)うん、だ
から、脅迫って言ってるけど、向うが脅迫してるかもわかんないし、今井さんがそう言っているだけ
あって一方的に書いてるだけだよね。 (説明)★★★ゾンビ化 発言類型4 直前の反 P4 中からの説
明と抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)本人に聞いてどうするん、行為でわかるでしょ?
反 P11 下(被疑者不詳V)いや、わかんないですよ。 (説明)★★★ゾンビ化 直前の反 P4 中からの説明と

抗議を無視_無根_職責放棄 (私)一方的って、脅迫は相手が認めようが認めまいが関係ないよ。
 反 P11 下(被疑者不詳V)私達は今井さんの立場に立つこともできないし、相手の立場に立つこともできないし、中立なんだから。(説明)★★★ゾンビ化 直前の反P4中からの説明と抗議を無視_無根_職責放棄_論理のすり替え_公平中正の要請を事件性の判断基準にすり替えていきます。

反 P12 中(私)これだけ簡潔明瞭に纏め上げてる物を、わからんと言われば何もわからんでしょうね、それは。日本語がわからんと言ってるのと一緒にだから、どうしようもない。てゆうか、郵便局員の件はどうなってます? それが一番、逃げも隠れもできないと思います。 反 P12 中(被疑者不詳V)いや、それ、私達に聞かれてもわかんない。 (説明)★★★ゾンビ化_無視_無根_職責放棄_マキシマに訊ねるだけの話です (私)わかんないとこれ、判断しようがないよ、これ模倣なんで。模倣なの、郵便局員事件の模倣なんです。

反 P13 下(私) 合理捜査とは何ですか? 反 P13 下(被疑者不詳V)何ですか? わかんない。 (説明)★★★ゾンビ化_無視_無根_職責放棄_犯罪捜査規範を知らない警官がありうるのでしょうか? 反 P14 下(マキシマ)それで、後は、それがわからればいいですか? それが判断してもらえれば。 (私)いや、貴方がたの違法性が記録できましたので、それで結構です。私が事件性を主張しているのに、それを根拠も無く、根拠も無いのに事件性無しと判断しているわけですよね? それは極めて異常です。 反 P14 下(被疑者不詳V)ふうん。

反 P16 上(私)いや、思う根拠は何なんですか? 反 P16 上(マキシマ)はい、私の今までの経験です。(説明)★★★ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_経験則の内容を示していないので理由になりません (私)合理捜査をして下さい。 反 P16 上(マキシマ)私の今までの経験で、経験則で申します。(説明)★★★ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_経験則の内容を示していません

タカダの不法行為 1～5 (詳しくは後述の反訳書からの引用の通り)

(説明)沼田署が獵銃狙撃脅迫事件等で行った判断は著しく不合理であり、それを勝手に結了扱いにしていることは極めて不当なので沼田署長に見解を求める主張しているのに、①署長を指名した電話に勝手に出て来て、その理由を示さず ②聞く時は、ほとんど否定的な見解も示さず、適当に突っ込みを入れ、充分に論点を説明させ、後日の回答を約したのに ③後日に回答を求める豹変して約束を反故にし ④かといって署長へも取次がず、その理由を示さない
 要するに、回答の約束を破っている点と、署長への取次を根拠無く妨害している点から、二重に露骨な信義則違反による手続妨害であり、内部牽制機能の放棄と事件性の隠蔽です。

なおタカダが反故にした未決事項のうち大猪の死骸の件はヤナオカにもクロイワにも告げていない。獵銃狙撃脅迫事件の焦点です。

1 2017.10.04 15:45 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)から沼田署(沼田市上原町1738-1)への通話において詭弁や無根の発言を繰り返し私の申出を妨害したこと

2 上記1の通話において、甲13-1の約束(ヤナオカとクロイワに未決事項を糾して結果を報告する約束)と、甲13-2の約束(郵便局事件と石井恵子事件の告訴状の進捗状況の照会)を破り、約束した事項に答えようとせず私の申出を妨害したこと

3 上記1の通話において、署長への電話の取次を不当に拒否し私の申出を妨害したこと

4 2017.10.05 10:39 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)から沼田署(沼田市上原町1738-1)への通話において詭弁や無根の発言を繰り返し私の申出を妨害したこと

5 上記4の通話において、署長への電話の取次を不当に拒否し私の申出を妨害したこと

タカダの不法行為の関連で、甲 13-1 号反約書より抜粋

反 P1 上(私)はい、あのう、未決事項に対応していただける気が無いんであれば、あの、署長にお願いするしかないんですけれども。 (タカダ)未決の事項というのは、あの、どういった?

反 P2 上(タカダ)だから、その未決事項というのが? (私)まず、三つあるんですが、まず、一つ目ですね、 (タカダ)はい、 (私)ヤナオカさんに対してなんですが、

反 P2 中(私)だから、ど、何らかの注意なり処分をしたのか、しなかったのか?

反 P2 下(私)はい、でそれが有ったか無かったかによって、その後の、あの、獣の死骸、あの、イノシシの死骸だの血痕の事件に、の事件性の判断に大きく影響するはずですから、そうですよね?

反 P3 上(私)それから、二つ目なんですが、

反 P3 上(私)ええ、それから二週間ちょっと後の、ええ、1月 26 日には

反 P3 上(私)あの、まず、と、その畑に、の手前の通り道が、あの、血だらけになってたんですよ、血だらけってゆうか、血の跡、血や肉をついばんだ後の、うん、まあ、黄色い穴がボコボコ、そこらじゅうに空いてまして、

反 P3 中(私)それについて、あの、人為性を否定する根拠は何ですか? と。まあ、普通に考えれば、あの、ハンターが通り道まで獲物を持ち出して捌いた、と考えるのが普通なんですけども、

反 P3 中(私)これはクロイワさん宛の、あの、指摘事項です。(説明)これは私の言い間違いであり正しくはヤナオカへの指摘事項です。クロイワはハンターが普通に獲物を捌いた結果だと言ってました

反 P4 上(私)最初の発砲との関係を、まず疑うべき状況ですよね? 脅迫として。 (タカダ)ああ、 (私)それをしないんですよ、それが異常だつてるんです。異常ですよね? (タカダ)その行政処分というは、その発砲者に対する行政処分ってことなんですか? (私)そうでしょうね、だってあの、至近距離ですよ、30m、しかも私の畠中奥深くまで踏み込んできたの発砲ですからね、しかも私をたぶん、狙撃してるんですよ、だから殺人未遂としても訴えますけどね。 (タカダ)そういうんだ、 (私)

銃口、弾丸の方向、あの、着地点も、到達、何も、あの、確認できていませんよ。 (タカダ)はああ、 (私)あの、そういう指摘を後日、私が行ったら三日後に、あの、現場の再検証してましたから。

(タカダ)ああ、なるほどね、 (私)ええ、何も確認できていません。だから、狙撃されたと言われても否定する根拠は何も無いんです。 (タカダ)ふうううん、 (私)ま、そういう状態で、私は当初、初日から脅迫だと主張してるんですが、ヤナオカさんは、じゃあ実際、脅迫の言葉があったのかと、そこだけを、そこだけにこだわって脅迫だと認めてないんです。事件性を認めてないんです、とにかく。 (タカダ)ああ、なるほど、うん。

反 P5 中(私)その上で起こったのが第3点目の指摘です。これは、あの、クロイワさんに訊いて欲しいんですが、その大きなイノシシが3月 27 日には、毛皮んなって通り道に置かれてました。チャンチャンコの状態で、100kg もあるイノシシを、まる二ヶ月以上も経って捌いて何になるんですか?そもそも捌くこと自体の正当性が無いと思います。更に、通り道に置かれてたんです。通り道まで出て来る正当性っていうか、それも偶然性ってゆうか蓋然性では、ありえないと思うんですけど、 (タカダ)それが3月の何日なんですか? (私)27 日です。 (タカダ)27 日。 (私)これは、もう、通報しても無駄だと思ったんで、一切、あの、そちらにはお知らせしていないですが、私の鮮明なビデオ画像が残っております。 (タカダ)ああ、 (私)という状態です。その三つ目だけは、もう、絶対に人為性は否定

できないですから

反 P7 上(私)だから、きちんと判断してませんって。明らかに合理捜査に違背してるでしょ? 反 P7 上(タカダ)だから、それはイマイさんの主張であって、(説明)★★★発言類型4_説明を無視_無根_職責放棄_威力 (私)いやいや、犯罪捜査規範の合理捜査、あらゆる可能性を探れという要請に違背してますよね、明確に。人為性をどうして排除できるんですか? 人為性が九割以上のケースにおいて、どうして人為性を排除するんですか? 異常でしょ? それが。 反 P7 上(タカダ)ああ、それを私に言われててもあれだね、(説明)★★★抗議を無視_無根_職責放棄_内部牽制を要請しているのにわからうとしてません (私)いやいや、当然そう考えてもらわなきや、職責として。 反 P7 上(タカダ)ああ、(私)違いますか? 反 P7 上(タカダ)はい、あのう、そういう一般論的な話は別として、現場へ行って、確認して、そういう判断したんであれば、それは、結果として、そう出ているんだと思いますよ、もう。(説明)★★★抗議を無視_無根_職責放棄_隠蔽への内部牽制を要請しているのにわからうとしてません。判断したことにならないと言っているのは明らかなのに勝手に終わったことにしています (私)意図的に異常な判断をすれば犯罪ですよ。 反 P7 上(タカダ)それは、それはイマイさんの主張だからさ、ね?(説明)★★★発言類型4_説明を無視_無根_職責放棄_威力

P8 上(私)だから、二人に連絡取って、糾した結果を報告してください。私は当り前の要求をしますが。(タカダ)ああ、そうですか? いつからあれですか? このお話はあるんですか? (私)(苦笑)だから、二年前の冬ですって。 (タカダ)二年前の冬、 (私)あの、その直後から、 (タカダ)いつからそういう主張をされてるんですか? (私)だから、直後からです。そこからわずか二ヶ月の間に三回文書を出してます。それをまずご覧になってください。 (タカダ)あ、はいわかりました。 (私)上ろしくお願いします。 P8 上(タカダ)はい、わかりました。(説明)このように、二人に糾した結果を私に報告することに合意しました

タカダの不法行為の関連で、甲 13-2 号反約書より抜粋

反 P1 上(私)すいません、あの、べ、別件を言い忘れました。 (タカダ)何でしょう? (私)二つあるんですけど、 (タカダ)う、あ、先ほどの件とは別ですか? はい、 (私)あの、4月、今年の4月5日の、あの、郵便局の配達員の、 (タカダ)ええ、 (私)サイトウって奴の、あの、住居侵入および、ええ、私文書偽造、ええ、脅迫事件の、進展はどうなってるんでしょうか?

反 P2 下(タカダ)今度二つ目でいいんですね? (私)はい。

反 P2 下(私)ううん、あの、村人の石井恵子ってゆうのが、その (タカダ)石井恵子さん、はい、 (私)その脅迫目的の侵入を模倣して繰り返してます。 (タカダ)はい、イマイさんの家にですか? (私)はい、一回目は4月29日、二回目は8月15日。 (タカダ) はい、 (私)え、これは、あの、一回目について告訴状を、やっぱり、あの、同じタイミングで、え、お渡します。

反 P3 上(私) ええ、それで、それで、二回目の8月15日には、す、すぐに通報して現場検証をお願いしまして、ええ、マキシマさんら二人の警官が来たんですが、 (タカダ)はい、 (私)私が読み上げた最新のこくち、告訴状を無視しまして、 (タカダ)ええ、 (私)現場検証を放棄して帰りました。 (タカダ) ああ、なるほどね。 (私)で、あの、告訴状を、その場でお渡し、手渡しして提出しようとしたんですが、 (タカダ)ええ、 (私)我々には受理権限が無いんで、ええ、そういうものは、あのう、受理できる権限の有る人に直接出してくれ、と言われて、受取拒否されました。(説明)これは私の記憶違いであり、正しくは「私達そうゆう担当じゃないから刑事課へ直接出してくれ」と言

われました。タカダはマキシマ部長と呼んでいますから受理権限が有るのに受理拒否したことは当然にわかつたはずです。

タカダの不法行為 1～3について、甲 14 号反約書より抜粋

反 P1 下(私) うん、だから平行線なんですよ、あの、読んでいただければわかる通り、反 P1 下(タカダ) ですから、平行線ということは、あの、昨日も、私、言いましたけれども、あ、イマイさんの主張を否定も肯定もしませんので、イマイさんの考えはイマイさんの考え方でやってくださいよ、ねえ?(説明)

★★★★★甲_13-1の最後の約束を無視 著しい信義則違反 発言類型4 無根 職責放棄 威力 ではなぜ回答を約束したのかが極めて不審です (私) 意味がわかりません。(タカダ) 意味がわからないというのは? こちらに、(私) 私は、あの、異常な判断をしてるから、そう判断した根拠を示せ、と言っているんですよ。反 P1 下(タカダ) ジャア、その、異常な判断というのは、ジャア、どこに、あれですか、判断して貰うんですか?(説明)

★★★ゾンビ化 無視 無根 職責放棄 威力 内部牽制機能を完全に放棄しています。通常はこのような露骨に不当な開き直りは不可能なので威力を示唆しています。なお内部牽制の要請は警察法や犯罪捜査規範や刑事訴訟法 239-2 から来るものだと思います (私) ん?、裁判所でしょうかねえ、反 P1 下(タカダ) うん、私どもでは判断できない

ですよねえ?(説明) **★★★★ゾンビ化** 無視 無根(虚偽) 職責放棄 威力 内部牽制機能を完全に放棄しています。通常はこのような露骨に不当な開き直りは不可能なので威力を示唆しています

(私) え?、みな、見直す気が無いと受け止めていいんですか? 指摘を無視して、見直す気が無いと? 反 P1 下(タカダ) 指摘を無視するも何も、それはイマイさんの意見ですから。(説明) **★★★★ゾンビ化** 発言類型4 抗議を無視 無根 職責放棄 無意味 威力 この趣旨の発言をこの反証書だけで 12 回も行っています (私) 私の意見に決まってるじゃないですか、私が言ってるんだから。誰の意見なんですか? (タカダ) だから、(私) その日本語の意味がわからない、私の意見ですからってゆう日本語の意味がわからない。反 P1 下(タカダ) 警察が判断することじゃないんですから警察に言われても困るってことですよね。(説明) **★★★★ゾンビ化** 無視 無根(虚偽) 職責放棄 威力 当然に警察が判断すべきことです。内部牽制機能を完全に放棄しています。通常はこのような露骨に不当な開き直りは不可能なので威力を示唆しています (私) 警察が判断したことがおかしいって言ってるんですよ、その判断がおかしいと言ってるんですよ? 反 P2 上(タカダ) それを警察に求めるのはおかしくないですか? こんなこと考えてるのは、ジャア(説明) **★★★★ゾンビ化** 発言類型6 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 内部牽制機能を完全に放棄しています。通常はこのような露骨に不当な開き直りは不可能なので威力を示唆しています

(私) じゃあ何の為に、監察なんてゆう機関があるんですか? 内部に。反 P2 上(タカダ) だって、今、これ、沼田署にかかってますよ?(説明)

★★★★ゾンビ化 発言類型6 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 内部牽制機能を完全に放棄しています。通常はこのような露骨に不当な開き直りは不可能なので威力を示唆しています

(私) はい、ですから、あの、お身内の犯罪ではありませんか? と指摘してるんですけど。反 P2 上(タカダ) そうは私は思いません。(説明) **★★★ゾンビ化** 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)

どうしてですか どういう根拠で? ジャア、答えて下さい、私の指摘に、そのまま。反 P2 上(タカダ) だから、私達はそういう立場ではないでしょ?(説明) **★★★★ゾンビ化** 発言類型6 抗議を無視 無根(虚偽) 職責放棄 威力 内部牽制機能を完全に放棄しています。通常はこのような露骨に不当な開き直りは不可能なので威力を示唆しています

反 P3 上(私)私は、職員の、あの、不法行為を、監督権、監督権限の有る人に訴えようとしているんですよ。当たり前のことですよね? 反 P3 上(タカダ)だから、それはここではありませんよ。(説明)★★★
★★ゾンビ化 発言類型 6 抗議を無視 無根(虚偽) 職責放棄 威力 このように署長への取次要請を無視しました。元々が署長宛の電話に勝手に出ておきながら復旧もさせません。通常はこのような露骨に不当な開き直りは不可能なので威力を示唆しています

タカダの不法行為 4 ~ 5について、甲 15 号反約書より抜粋

反 P1 中(タカダ)イマイさん、昨日も言ったように、沼田警察署員のやったことに意見があるんだったら、他の人に言わなくちゃ、駄目なんじゃないんですか? 沼田警察署に訊いてどうすんですか?(説明)★★★

★★ゾンビ化 発言類型 6 抗議を無視 無根(虚偽) 職責放棄 威力 このように署長への取次要請を無視しました。元々が署長宛の電話に勝手に出ておきながら復旧もさせません。通常はこのような露骨に不当な開き直りは不可能なので威力を示唆しています (私)だから、そのお答えがそもそも違法です。明確に隠蔽を示しており、職權濫用罪ですね。反 P1 下(タカダ)ううん、だから、職權濫用もいいけれど、(私)いや、いいけれど、じゃなくて、邪魔しないで、あの、け、署長につないでくださいよ。反 P1 下(タカダ)だから、つなげません。(説明)★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)どうして? 反 P1 下(タカダ)どうしても、いや、その、用件が無いから。(説明)★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 (私)要件言ってるじゃない、だから、署長としての見解を求め、求めるべき状況にあるから署長を出してくれと言ってるんですよ。反 P1 下(タカダ)それはだから、イマイさんの考えだからね。(説明)★★★★ゾンビ化 発言類型 4 抗議を無視 無根 職責放棄 無意味 威力

ハギワラの不法行為 1(詳しくは後述の反訳書からの引用の通り)

1 2017.10.07 12:48 私の自宅(みなかみ町上牧 3158-1)から沼田署(沼田市上原町 1738-1)への緊急通報(禁猟期間中の銃声)を無視し私の申出を妨害したこと

(説明)対応しないのであればその理由を当然に告げるべきであり、しなかったのは著しい信義則違反です。また、たとえ私への脅迫を否定しても公益侵害(都心の発砲と同質の危険)が懸念されたはずであり極めて不審です。

ハギワラの不法行為 1について、甲 18 号反約書より抜粋

反 P2 中(私)ええ、高橋和俊グループ、獵銃ハンターグループによる、追加の脅迫行為だと思います、私を、私を狙った、(ハギワラ)ううん。(私)ですから捜査してください。反 P2 中(ハギワラ)あ、わかりました。ちょっと警察官あとで、あの、はい、あの、(私)繰り返しますが、あの、今は禁猟期間中だと思いますんで、(ハギワラ)ええ、ええ。(私)事件性は充分です。あの、先月も二回ありました。私の畑で。反 P2 中(ハギワラ)あ、そうですか。

反 P2 下(ハギワラ)はい、はい、じゃ、ゆっときますので、はい。(説明)★★★★緊急通報を無視 無根 職責放棄 これは禁猟期間中の銃声の通報であり対応しないのであればその理由を当然に告げるべきであり、しなかったのは著しい信義則違反です。また、私への脅迫を否定しても公益侵害が懸念されたはずであり無視できるはずはありません。都心で起る発砲と同質の危険はどこにでもあります。

以上

平成 30 年 12 月 20 日

前橋地方裁判所 御中

原告 今井豊

訴状 B 準備書面(3)

平成 30 年 12 月 10 日付提出済の標記文書を訂正します(変更箇所は____線部分です)。

二 論点の再確認

なおこれらは原事件の事件性の強調の為の記述であり、全て沼田署による隠蔽が伴っており、それ自体も別の大きな恣意性であり、そちらの方がむしろ事件性は高いと言えますが、省略します。

★獵銃脅迫事件の焦点(詳細は訴状に記載の通りです)

狙撃グループの脅迫目的は、おそらくは 2009.02.20 の私の叔母の太田まり子の脅迫殺人の脅迫効果が薄れつつあると感じた為に起こした、包囲網による直接的な脅迫の第二弾と思われます。
つまり群馬県警には警視庁・埼玉県警による巨大不祥事の組織的隠蔽という有力かつ明確な動機(高度の恣意性)が存在します。

I 最初の狙撃の際立った異常性(事実経過①)(偶発性 1/100000000)

①私の知らぬ間に正面方向から私の畑の中に約 30m 踏み込んで、いきなり②至近距離 30m から、③ほぼ対面で発砲しました。当日は晴天で風も強くなくて、④視界を遮る物は何もありませんでした。私は焚火を挟んで発砲者と対面方向で椅子に腰掛けて火を眺めていました。

彼は私の正面から畑の中深くまで踏み込んで至近距離から狙撃することによって、脅迫行為であることを敢えて視覚的に私に明示したのだと思います。

私が最初に目撃したのは発砲者が体ごと銃口の向きを遠ざける動作です。

この発砲の違法性を隠蔽した事は、発砲者と警察の両者による正に非人間扱いです。

1 明らかに違法な発砲であること

狩猟法第 38 条 3 「弾丸の到達するおそれのある人」に当るので違法です。

また、主にその轟音による物理力の直接行使により、暴行罪にも当たります。

轟音でショック死する惧れが有り、発砲者に聞こえる音よりも、銃口が向いている方向で聞こえる音のほうが大きいことは言うまでもありません。

私が居たことは認識していたと供述していますし、発砲者が体ごと銃口の向きを遠ざける動作は、私の無意識への表象(認識)を証明しておりますから、故意は否定しようがありません。

重要なのは、私が無意識の状態にあることを承知の上で発砲したことの恣意性です。

この発砲者は色鮮やかな蛍光色のジャンバーを着用しており、私の対面方向から畑に侵入しましたから、ほんの一呼吸待てば私が発砲者に気付いたと思われますが、なぜそれを待たなかつたのかが極めて不審です。

そもそも焚火をしている人間の近くに鹿がノコノコ現れるものなのか、まだ疑問ではありますが、そういう凶太い鹿であれば、慌てて撃たなくても逃げないのではないかと思います。

つまりこの行為の真意は、轟音によって驚かせようとしたのか、あるいは真の銃口の方向を狙撃させまいとしたのか、その二つの意図が両方とも推測されます。

言い換えると、違法であることが自明だからこそ、前例の無いほど稀有なのだとれます。

2 被疑者の主張を盲信することの異常性(狙撃=殺人未遂の疑いを無視)

確かにことは発砲者と私との位置関係だけであり、その他の状況、つまり獲物が実在したか否かや、銃口の方向、着弾点などは証拠が無いのであり、全て発砲者の言葉を鵜呑みにしているに過ぎません。つまり全てが脅迫者である発砲者の口実であり狂言である惧れを否定できません。現実に獲物にかすってもいないです。

3 この発砲の高度の恣意性を感じないことの異常性

まずこのような人間の至近距離(視界良好の直線距離 50m 以内の対面方向)での異常発砲を分子とし、正常な発砲の総数を分母として出現確率の統計をまず開示してください。その数字と比較しながら、私の件を脅迫ではないと考えることに合理性が有るか否か検証しましょう。

たとえこの出現確率が一万分の一だったとして、残りの 99.99% は偶然ではない確率、すなわち何らかの恣意性を示しています。

さらに既述の無意識の恣意性を総合するならば、合理捜査・総合捜査への違背であり違法です。

4 私の主張を根拠無く否定することの異常性

ヤナオカは違法ではないと言っただけで、一度も法律名を告げておりません。

つまり違法ではないことや私の訴えを否定することの合理的根拠を一度も示しておりません。

無言の脅迫とされた判例がいくつもあることをたとえ知らなかつたとしても、「銃器による脅迫に言葉が必要ですか?」と抗議されても見直していないのですから、故意は明らかです。

また、銃器の殺傷力は自明ですから、害意の対象も自ずと生命か身体に絞られます。

つまり無言の脅迫を否定する根拠が有りません。

更に言えば、たとえ脅迫の定義には該当しないとしても、既述の何らかの高度の恣意性を否定できないのです。

II 後続の脅迫行為の数々(事実経過③、④、⑤、⑪、⑬、⑯、⑰、⑱、22、27、28)

これらは既述の発砲の恣意性の上に、それぞれ別の恣意性として存在しますから、総合的な恣意性の確率としては掛け算になることは言うまでもありません。

1 狙撃者への処分の有無を秘匿し続けたこと(偶発性 1/100)・・・警察の恣意性

この存否は、その後の血痕や猪の死骸の件についての事件性の判断に大きく影響したはずです。

当事者の私が再三質問している(甲 27、甲 29 など)のに、今まで答えなかつたことは、それだけで訴訟の妨害であり不法行為だと思います。

ちなみに賠償請求の為に発砲者の身元を教えて欲しいという要請も無視し続けています。

2 通り道上の血痕の散乱(偶発性 1/100000000)

(1) 位置的恣意性が極めて高いこと(死骸の場所から通路までの約 20m にほとんど見られず、通路上に集中していたこと) つまり散乱状況に不自然な偏在がみられたということです。

(2) 撒かれた血肉の量が異常に大量と推定されること

撒かれたのはウリ坊二匹のはずですが、それを遥かに超える量が脅迫目的で撒かれたと思われます。通路上に大きな穴が二十個ほど空いていたのをクロイワも見たはずです。

また、集まっていた一万羽の鳥もそれを物語っています。

(3) 何らかの注意なり行政処分を受けた狙撃グループの仕業だとすれば、極めて無神経かつ不審な行為であること

クロイワによると「残渣放置規則(狩猟法第18条)への抵触を念頭に調査した。しかし、当該ハンターは判明しなかった」とのことですが、これでは調査したことになりません。大猪の死骸には弾丸が残っていたはずです。

そうすると放置した正当理由は今だ不明ということですか? ハンターにも縄張りがあるので、普通に考えれば99%は狙撃グループの仕業だと思いますが、狙撃グループは否認したのですか? もしそうであるならハンター以外の者の仕業ということになり包囲網による常時監視の証明となります。

3 ④2015.1.26(月)17:00頃、小猪の死骸が二つとも私の帰途上に出現したこと(位置、偶発性1/100)、また、クロイワ検証後わずか二時間弱の間に出現したこと(タイミング、偶発性1/100)

獣が動かす可能性もわずかに感じますが、獣が持ち帰るつもりで動かしたのならそうするはずです。何度も指摘した通り、この再現実験を百回繰り返しても一度も通り道上には残らないと思います。

4 ⑬2015.3.27(火)18:16 大猪の死骸が解体され、その毛皮だけが私の通路上に置かれていたこと(甲3-1、甲3-2)(偶発性1/10000)

もし当初置き去りにした正当な理由(感染症など)が本当にあったのなら、二ヶ月以上経ってから腐乱した獲物を捌いて持ち去る理由がありません。極めて不審な行為です。

5 群馬県警の恣意的な対応(偶発性1/100000000)

★郵便局事件の焦点(詳細は訴状に記載の通りです)

20170405 20時頃、沼田郵便局サイトウは、玄関入ってすぐの縁端で居眠りしていた私の睡眠中に住居侵入し、ゆうパックを顔の横に置き去りました。私は目が覚めるとすぐにこの不審に気がつきました。配達を受けた記憶が全くありませんし、不在時連絡票もそのまま残っていました。今にも転げ落ちそうな場所に置いたまま寝転ぶはずもありません。翌日0406の日中にサイトウに電話したところ、私が配達票を受け取って、コタツの上のボールペンでサインしたと言いました。しかし、その場で確認すると、その三色ボールペンは青になっていました。コタツの上にはシャープペンとこのボールペンしかなく、このボールペンは滅多に使いません。ここでサイトウの犯行を確信した私は、さっそく通報し、みなかみ交番から現場検証に来てもらう手はずになりました。一方で、沼田郵便局オオフジに電話し、現場検証に必要なので該当配達証の現物を今すぐ持参してほしいと要請したところ、「一旦回収したものは絶対に外に持ち出せない」と断られました(これが虚偽であったことが約半年後に判明しました)。翌朝0407、沼田郵便局に出向き、配達証の現物を確認したところ、黒インクであり、かつ私の筆跡ではありませんでした。

さっそく通報し沼田署のマキシマラに現場検証を要請しましたが不当にも却下されました(甲5)。動機は、私の叔母の太田まり子の殺害(の疑い)に東村山郵便局が関与している疑いが強く、その関連での脅迫による隠蔽と推定します。

整理しますと以下の通りであり、脅迫目的が肯定できないにせよ、何らかの恣意性の存在に疑いの余地はありませんから、これで捜査令状が取れぬはずはありません。

- ・本人の私が筆跡が違うと確信している事(偶発性 1/100)
- ・インクの色が証言と違う事(偶発性 1/100)
- ・該当配達証に私の指紋が無い事(偶発性 1/100)
- ・オオフジが嘘をついていた事(偶発性 1/10)
- ・沼田署の異常な対応(偶発性 1/100000000)

★石井恵子事件の焦点(詳細は補足説明書と甲 8 反訳書に記載の通りです)

要は、郵便局事件の模倣犯であり、世話を装って留守宅への侵入を三度繰り返しました。

沼田署は主に村八分の状況を理解しないことや虚偽によりこれを隠蔽しました(甲 8)。

I 人間関係が完全に崩壊しており、無断で留守宅内に立入れるはずがなかったこと

1 公衆の面前で私の発言を二度も妨害したこと(偶発性 1/100)---

2 異常な村人達の対応(録音有)が包囲網であることを示唆(1/100)---

II 屋内侵入の正当性が無いこと---

1 「自宅に出入りされたくない」と告知済のはずであること(1/10)

2 二回目からは玄関扉に「立入禁止」と大きく書いてあったこと(1/10)---

3 当日の天候が主張とは違っていたこと(二回とも風雨が弱い)(1/10)

4 二回目の配り物は重要なものではなく、そもそも屋内に立ち入る必要が無いこと(1/10)---

5 二回目は雨天の留守中という状況を狙って半月以上待っていたと思われること(1/10)

6 三回とも物を使って自分の行為であることをアピールしていること(1/2)---

III 無意識の不意を突く行為という、サイトウ郵便局員の住居侵入との共通性(1/10)

IV 沼田署の異常な対応(偶発性 1/100000000)

以上

前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件 証拠説明書(証拠申出書)B 20181022

番号と分類	標目	媒体等	立 証 趣 旨
甲1 (獵銃)	2015.1.27(火)13:49 小猪一匹の死骸と元の場所のビデオ映像	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の⑤の事実であり遭遇状況(上牧2517-2付近)の恣意性の高さです。 ここは畑への通り道上であり、この死骸の元の場所が通り道からほぼ直角に20m以上も離れている点に注目願います。 最初に発見した前日の夕暮れには二匹だったのですがビデオを所持していなかったのでこのタイミングでの撮影になりました。
甲2-1 甲2-2 (獵銃)	ハンターのつきまといのビデオ映像 ①2015.2.21 16:08 ②2015.2.11 13:37	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の⑪の事実であり遭遇状況の恣意性の高さです。 ①写っているのは狙撃グループのリーダーの高橋和俊です。日没直前に石子根の砂防ダムまでの私の散歩の帰途(上牧3509付近)に現れました。 ダムで釣りをしている人に用事があるとのことでしたが、ならばどうして車でダムまで行かないのか不審です。 ②村の中心部(上牧3320-1付近)に堂々と駐車中の狙撃グループ三台の車のナンバーです。
甲3-1 甲3-2 (獵銃)	大猪の毛皮と元の場所のビデオ映像 ①2015.3.27(火)18:16 ②2015.3.28(水)09:02	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の⑬の事実であり遭遇状況(上牧3406付近)の恣意性の高さです。 ここは畑への通り道上であり、この死骸の元の場所(甲1に同じ)が通り道からほぼ直角に20m以上も離れている点や、毛皮がきれいになめされている点に注目願います。 もし当初置き去りにした正当な理由があったのなら、二ヶ月以上経ってから腐乱した獲物を捌いて持ち去る理由がありません。 それでも骨はどこへ消えたのでしょうか? 弾丸の摘出による検査を防ぐための隠蔽工作と思われます。
甲4 (三県警)	2016.6.6 群馬県警本部長への内容証明郵便	コピー 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の⑯の事実です。前橋市城東町1-6-5所在の前橋中央郵便局から前橋市大手町1丁目1番1号所在の群馬県警本部 検査要求1が脅迫殺人(告訴状A)、検査要求2が獵銃脅迫(告訴状B)であり、群馬県警本部長には検査要求2を送っています。
甲5 (沼田郵便局)	2017.4.07 12:19 沼田郵便局(沼田市西倉内町819)での沼田署員4人の会話録音 反訳書	USBメモリー プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状B(釈明書)の不法行為8(露骨な告訴の妨害)(告訴状C)の事実であり、その対応の不当性です。なお、マキシマは甲8にも登場しております。 お問い合わせ番号1399-4252-9661郵パック配達証の受取サインが自分の筆跡ではないことを現物で確認した上で沼田郵便局から通報し、マキシマと被疑者不詳S~U ら警官4人に、筆跡、記憶、インクの色、指紋、不在時連絡票、発見場所などの状況証拠を強調し、サイトウの脅迫目的の住居侵入と私文書偽造を訴えました。 主な違法性は事実を否定する異常な判断による事件性の隠蔽です。特に「自分の筆跡ではない」という圧倒的な経験則に加え数々の状況証拠や強い動機の存在を考えれば、充分に検査令状が取れる状況だったのに、根拠無く事件性の判断を放棄したことは信義則違反でもあります。(反訳書1頁中段ほか) ①殺人罪の共犯の隠蔽目的の組織的な脅迫を信じなかったこと(反訳書4頁下段ほか) マキシマ「全然俺んちわからない」「郵便局に何か得があるの?」 ②正当行為ではない、という私の主張を無視して正当業務行為だと言い張ったこと(反訳書3頁下段) マキシマ「郵便屋さんはさあ・・・」「黙って置いてっちゃつたことが恐怖なの?」 ③事実を捏造し、記憶をすり替えようとしたこと(反訳書2頁下段) 沼田郵便局と被疑者不詳S それ以前にも同様の体験がありましたが一切口外してません。 ④実害が無いことを口実としたこと(反訳書8頁下段) 脅迫は精神的法益侵害であり全く理由になっていません。 ⑤サイトウが全面否認していること(主張の対立)を口実としたこと(反訳書4頁中段) 論理のすり替えであり、事件性の判断を放棄する理由になっていません。
甲6 (群馬県警)	2017.4.14 11:18 沼田署にて刑事課・被疑者不詳Nとの会話録音	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の⑯の事実であり、その対応の不当性です。 2017.4.08に同署に持参提出したA、B、Cの三つの告訴状の対応状況を訊ねたところ、「宛名が地検だったので・・・」と言ったので、すぐに自宅に戻り宛名を沼田警察署に訂正して再提出しました。「前回分とどこが変わっているのか?」と私に尋ねているのがトキタです。 前回分を受理扱いしていない理由を全く示さず「受理するかどうかを検討している」と言っている点と、今回分の本紙を受け取ろうとしない点に注目です。
甲7 (群馬県警)	2017.4.24 16:04 私宅から沼田署・被疑者不詳Oへの通話録音	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の⑯の事実であり、これを無視したことの不当性です。私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)、沼田署(沼田市上原町1738-1) 刑事課・被疑者不詳Oに提出済のA、B、Cの三つの告訴状の対応状況を知りたいので折り返し電話くださいと要請しました。担当者名を教えてもらえないでした。 今まで返事がありません。通話が途切れていて聞きづらい点にも注目ねがいます。何か通信妨害の工作を行なっているものと思われます。
甲8 (石井恵子)	2017.8.15 18:04 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)での沼田署・マキシマと被疑者不詳Vとの会話録音 反訳書	USBメモリー プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状B(釈明書)の不法行為6(告訴状D)の事実であり、その判断の異常性と対応の不当性です。なお、マキシマは甲5にも登場しております。 この日は石井恵子が二回目の脅迫目的の住居侵入を行なったので通報し、駆けつけたマキシマと被疑者不詳Vに現場検証を要請しましたが無視しました。 主な違法性は、私の主張をことごとく無視し続け、また否定する根拠を全く示さなかったことであり、いずれも著しい信義則違反であり事件の隠蔽です。 マキシマには、甲5(反訳書あり)において被害届と脅迫殺人の因果関係や東村山郵便局員の係わりなど脅迫の動機を詳細に説明済です。 それなのに今回、知らん顔してゼロから説明し直させ、甲5の模倣による脅迫と主張してもなお理解しなかったことは、まさに不作為であり職権濫用です。 ①読み上げたそばから私の告訴状の内容を完全に無視し、特に状況的に正当行為ではないとの主張(反訳書4頁下段ほか)を無視し続けたこと 特に、状況(村人関係の崩壊)を確認しようとしなかったことは隠蔽です。マキシマ「隣保班の人だから正当」 ②「非常識かつ犯罪である」と主張しているのに、マキシマは「非常識は犯罪ではない」(反訳書8頁上段ほか)、更にそれを発展させ、最後には「自分で書いてある通り違法性は無えんですよ。」(反訳書16頁中段) もちろん書いてありませんし、どちらも病的に異常な根拠の無い思い込みです。 ③マキシマの「接触が無いから脅迫ではない」(反訳書7頁上段ほか)という表現は不適切です。これは脅迫の罪状定義として告知が必要との業界的表現と思われますが、一般個人にはわかりません。それに無言の脅迫を否定する根拠にはなりませんし、無言の脅迫の判例を警官が知らぬはずはありません。

			<p>④被疑者不詳Vの「私達は中立なんだから。」(反証書12頁上段) これは論理のすり替えであり事件性の判断を放棄する理由になっています。</p> <p>★⑤告訴状をその場で提出しようとしたところ、マキシマは「私達そうゆう担当じゃないから」と受理拒否しました。(反証書7頁下段)</p> <p>マキシマは司法警察員なので(甲11)、これは犯罪捜査規範第63条違反です。</p>
甲9 (獵銃)	2017.09.26 14:30 私宅 から 沼田署・刑事課・ カワタとの通話録音	USBメモリー 作成者:原告	訴状Bの関連です。直接的に対応する事実はありません。 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)、沼田署(沼田市上原町1738-1) 署長を指名したのに代わりに出てきている点にまず注目です。このようにラグビーのタックルのごとく毎回人を変えても話を振り出しに戻します。 獵銃狙撃脅迫事件について、主な争点を説明し沼田署としての後日の回答を約しました。
甲10 (獵銃)	2017.09.27 11:43 (14:00頃)私の自宅付 近での銃声の録音	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の21の事実です。 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1) これは銃声なのか否か判別できません。 実際には14:00頃です。 もちろん狙撃グループの仕業である疑いが強いです。 この録音は出荷作業中に大型車両からの音によるバッシングがひどいために、それを録音した際に偶然に混じったものです。 大型車両が通り過ぎた直後に排気ブレーキを三回もかけています。 人間の唾吐きのような侮蔑の意味の行為だと思います。
甲11 (群馬県警)	2017.9.28 14:13 私 の自宅(みなかみ町上牧 3158-1)から沼田署(沼 田市上原町1738-1) ・刑事課・被疑者不詳 Pへの電話録音	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の22の事実であり、これを無視したことの不当性です。 刑事課のカワタが外出中とのことで、次の要請をしました。 <p>①2017.8.15 18:04の現場検証について、なぜ司法警察員でない警官二人が来たのか?私の通報内容(犯罪の現場検証を要請)に照らして不審です、と指摘したところ、 マキシマは司法警察員である、との返事がありました。 つまり告訴状を受取拒否せんが為に嘘をついたものと思われます。</p> <p>②2017.04.14 11:18刑事課・被疑者不詳Nに提出した3件と2017.05.02刑事課・ナグモに提出した5件、計8件の告訴状のその後の対応状況を訊ねたところ、「具体的にいつ出したのか教えてくれなければ調べようがない」と言い出したので、「まず本人達に聞いてほしい。私には録音がある。」と言いました。</p> <p>③2017.8.15 に、若い方の警官が「合理捜査って何ですか?」と何度も繰り返していたことを伝え、それで警官が務まるのか?と指摘しました。</p>
甲12 (獵銃)	2017.10.02 14:24沼 田署・刑事課・カワタ 係長との電話録音	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の23の事実であり、この対応の不当性です。 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)から沼田署(沼田市上原町1738-1) ヤナオカについては狙撃者への注意なり処分の有無と血痕と死骸の件で人為性を排除した根拠、クロイワについては血痕の件で狙撃グループの故意性を排除した根拠 が未決であり回答を約しておりましたが、それを反故にし、二人へ取次ぐことも沼田署として回答することも拒否しました。 回答を約したにもかかわらず、私が納得したので相談記録として処理した、などと巧妙に過日の記憶のすり替えを図っています。極めて不当です。
甲13-1 甲13-2 (群馬県警)	2017.10.03 沼田署・ タカダとの通話録音反 証書①14:53 ②15:20	USBメモリー プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の24の事実です。 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)から、沼田署(沼田市上原町1738-1)長を指定した電話です。 なお、甲13~15は一連です。 詳しくは反証書の通りです。 ①獵銃狙撃脅迫事件のヤナオカとクロイワへの未決事項を問い合わせて欲しいと要請しました。 ②齊藤郵便局員の件(告訴状C)と石井恵子の件(告訴状D)について、それぞれ違法性が明らかなのになぜに捜査を始めないのかと質し、回答待ちとなりました。
甲14 (群馬県警)	2017.10.04 15:45 私の自宅(みなかみ町 上牧3158-1)から沼田 署・タカダとの通話録 音 反証書	USBメモリー プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の25の事実であり、この対応の不当性です。 なお、甲13~15は一連です。 沼田署(沼田市上原町1738-1) 獵銃狙撃脅迫事件等の主要な論点を未回答のまま放置していることは、実態としてそれらの処理が未決であるのに勝手に結了扱いにしているだけで、極めて不当なので 沼田署としての見解を署長に求めると主張しているのに、 ①署長を指名した電話に勝手に出て来て、その理由を示さず ②聞く時は、ほとんど否定的な見解も示さず、適 当に突っ込みを入れ、充分に論点を説明させ、後日の回答を約したのに ③いざ回答を求めるに豹変して約束を反故にし ④署長へも取次がず、その理由を示さない つまり、回答の約束を破っている点と、当然に署長に戻すべき筋合いなのに戻さない点から、二重に露骨な信義則違反であり、騙し討ち、あるいは詐欺です。 これでは説明の時間と労力の無駄、つまり明らかに妨害であり職権濫用です。 また、何ら合理性(根拠)を示していないことは内部牽制機能の放棄と事件性の隠蔽です。 このように沼田署はラグビータックルのごとく毎回応対者を変えることによりこの類型を繰り返しています。 タカダの不当性は「沼田署員のことを沼田署に言ってもしょうがないでしょ?」という呆れた発言が象徴しております。
甲15 (群馬県警)	2017.10.05 10:39 沼田署・タカダとの電 話録音 反証書	USBメモリー プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の26の事実であり、この対応の不当性です。 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)、沼田署(沼田市上原町1738-1) なお、甲13~15は一連です。 詳しくは反証書の通りです。 署長を指名したのに、またしてもタカダが勝手に出てきて、署長に代わる要請しても理由にならない理 由で拒否しました。 所属課を訊ねても明かさず、それなら最初の交換手に戻せ、と要請してもこれも不正に拒否し、完全に妨害しました。
甲16 (獵銃)	2017.10.05 10:44 私の自宅から群馬県警 本部・監察課・ワタナ ベとの電話録音	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の27の事実であり、この対応の不当性です。 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)、群馬県警本部(前橋市大手町1丁目1番1号) 獵銃脅迫事件を説明し沼田署による隠蔽を主張し内部牽制を要請したのに、脅迫の動機が理解できないとして取り合いません。 先月も身近で二回ほど威嚇発砲があり危険極まりない現状を訴え狙撃グループの監視を要請しましたが、「沼田署が事件性無しと判断したのならそういうことでは よ?」と発言し、監察という職責の放棄とみられる不当な対応により無視しました。これは信じないことによる隠蔽の典型です。組織的一貫性も鮮明です。
甲17 (獵銃)	2017.10.07 10:34 (10:50頃)私の自宅付 近での銃声の録音	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の28の事実です。 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1) もちろん狙撃グループの仕業である疑いが強いです。 禁猟期間中のはずであり不審です。 自宅で就寝中の録音です。 これは鮮明な空気音が尾を引いているので銃声であると確信します。 実際には10:50頃です。もし再生音であればなおさら脅迫の意図が鮮明になります。
甲18 (獵銃)	2017.10.07 12:48 沼 田署・ハギワラへの通 報録音 反証書	USBメモリー プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の29の事実であり、これを無視したことの不当性です。私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)から沼田署(沼田市上原町1738-1) ハギワラに、同日10:50頃の銃声と先月前半での数発の銃声が二日あったことを伝え、禁猟期間中であることと高橋和俊グループによる脅迫を強調し、捜査を要請し ました。 内容的に緊急通報であり、もし私への脅迫を否定するなら、逆に他の住民への危害の懼れがあるのに、沼田署はこれを完全に無視しました(甲21)。
甲19	2017.10.22 15:33頃	USBメモリー	訴状Bの関連です。直接的に対応する事実はありません。 台風の大嵐の中での4つ目の銃声。 もちろん狙撃グループの仕業である疑いが強いです。

(獣銃)	私の自宅付近での銃声の録音	作成者:原告	引き鉄のタイミングに不審な予備動作音があり、実際の銃声であれば聞こえるほど近いはずもないで再生音の疑いが強い。 もし再生音であれば脅迫の意図はなお明らかである。 なお、私の操作ミスによりレコーダーの日付が一ヶ月となっている。 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)
甲20-1 甲20-2	沼田署にて・警務課・ノグチとの会話録音	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の③の事実であり、これを無視したことの不当性です。 沼田署(沼田市上原町1738-1) 2017.10.07付群馬県警本部宛の公文書開示請求書について、個人情報が含まれることを理由に「公文書の存否をあきらかにしない決定通知書」が送られてきたので、「私文書開示請求書」として沼田署に再提出しました。 請求内容は要するに獣銃脅迫事件に関する沼田署の全ての対応履歴の開示でした。
(獣銃)	①2017.10.27 15:02 ②2017.10.27 15:54		あわせて署長の見解を問いたいので今度こそきちんと伝えて欲しいことと、三日以内に連絡が無ければ答える意思が無いものとみなすと伝えました。 それから2017.10.07 12:48の沼田署への銃声通報が全く無視されていることと、2017.10.22 15:33新たな銃声の事実を告げ、その録音を5回ほど再生しました。
甲21 (獣銃)	2018.01.09 14:54獣害センター田村との通話録音	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の④の事実であり、みなかみ町と沼田署が何も対応していない事実です。私の自宅から同センターへの電話録音です。 ①今まで町として獣友会に対し申し入れ等、特に何も措置していないこと、②発砲について今まで警察から何の照会も受けていないこと、を確認しました。 既に指摘しているように、他の住民も巻き込まれる懼れ(公益侵害)を否定できないはずですから、両者とも極めて不審な対応です。
甲22 (獣銃)	2018.01.11 15:57 私の散歩の目的地に現れたハンターとの会話とビデオ画像	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の⑤の事実であり、この遭遇状況の恣意性の高さです。 撮影場所は、この県道・道木佐山線で最も標高が高い石神峠であり、私の散歩の折り返し地点です。前に会ったことのある人物です。 「脅迫なんぞと言つてるとそのうち誰にも相手にされなくなるぞ」と言っており、むこうは私のことをよく見知っているらしき口ぶりです。 彼は狙撃グループではないようですが、言うまでもなく私を待ち伏せしたつきまといの模倣であり、包囲網としての威力を示しています。
甲23 (獣銃)	2018.01.26 02:02 深夜の私の寝室周り(みなかみ町上牧3158-1)でハンターの合図の声の録音	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の⑥の不審な事実です。 約2分間に5回ほどハンターの合図の声がしています。 聞いていただければわかる通り、明らかに人間による真似だと思います。 ちなみに、私が延べ20年以上暮らしていて、このへんで実物の鳴き声ではありませんし、調べたところ、これに近い鳴き声の鳴き声は日本に居ないようです。 また、これが再生音であろうとなかろうと、もし狙撃グループの仕業でないとすれば、狙撃の彷彿ないし模倣の意図は明らかですから、その方がむしろ問題です。 深夜に集落の中でハンター達の用があるはずもありません。つまり、実物の鳴き声で無い限りは、どう転んでも脅迫しかありません。
甲24 (獣銃)	2018.01.26 11:39 私の通報により自宅に駆けつけた沼田署・橋本・茂木との会話録音	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の⑦の事実であり、これを無視したことの不当性です。 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1) 前項の音を再生して二人に聞かせ、実在する鳴き声ではないこと、つまり脅迫を強調しました。動機を訊ねられたので、「沼田署には過去に再三説明済みであるが、必要なら最新の該当告訴状を手交する」と言ったのに受け取ろうとしませんでした。 その他に最近三度の銃声や、身辺の異音のうち、オドロ音、ストーカ音、ノック音を聞かせました。 さらに不審な他県ナンバーの徘徊を一覧を見せて説明し、包囲網の実在を強調しました。 音質が悪いため反訳書を見送ります。
甲25 (獣銃)	2018.02.10 04:04私の寝室周りでハンターの合図の声の録音	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の⑧の不審な事実です。 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1) 2018.01.26と全く同様のハンターの合図の声が約10分間におよそ一分間に1、2回の割合で記録されています。
甲26 (獣銃)	2018.02.10 05:43 私の自宅から通報し被疑者不詳Q、Rとの通話録音	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の⑨の事実であり、これを無視したことの不当性です。私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)、沼田署(沼田市上原町1738-1) 私の寝室周りでハンターの狩猟時の合図の声が10回ほど聞こえたため即時110番通報し被疑者不詳Qに事情を説明しましたが、沼田署に架け直せと指示されました。 なお、この架け直し指示は最近定例化しており、記録に残させまいとする隠蔽の意図を強く示唆しています。 沼田署に架け直し、当直に対し、狙撃グループによる脅迫に違いないこと、更にこの三日前2018.02.07 13:30頃、県道(大沼付近)の歩道上に胴体に穴が空いたキジの死骸が置かれていたことを伝え、相互関連性を強調しましたがその後故無くこれを無視しました。 なお、被疑者不詳Rは訊ねたのに名乗りませんでした。
甲27 (獣銃ほか)	2015.2.3 私が沼田署にて被疑者不詳Hに同署宛一回目抗議書	プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の⑩の事実であり、これを無視したことの不当性です。 沼田署(沼田市上原町1738-1) (要旨)2015.01.11狙撃の当日に脅迫を主張したこと。2015.01.13に沼田署に行き、「鹿は実在したのか?」等の指摘をしたこと。狙撃や血痕や小猪の死骸の件について、脅迫を主張する私と人為性を根拠無く否定するヤナオカ・クロイワとの間で平行線であること。血痕については、何らかの注意ないし処分を受けた狙撃グループの仕業だとすれば極めて不審な行為なのに、二人とも事実の存否について返事をしないこと。どちらも私の通路上で起きておりその場所が極めて恣意性が高いこと。 その脅迫目的が警視庁の脅迫殺人の隠蔽に由来すると思われること。警視庁とのかかわりの概要を説明。
甲28 (獣銃ほか)	2015.2.9 私が沼田署にて被疑者不詳Iに同署宛二回目抗議書	プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の⑪の事実であり、これを無視したことの不当性です。 沼田署(沼田市上原町1738-1) (要旨)警視庁・埼玉県警による脅迫殺人の隠蔽を強調し群馬県警による再捜査を強く要請しました。 また、小猪の死骸の件について再現実験を要請しました。 あわせて、根拠無く狙撃グループを野放しにするのは止めて欲しい、と取締りを要請しました。
甲29 (獣銃ほか)	2015.3.20 私が沼田署にて被疑者不詳Jに同署宛三回目抗議書	プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状Bの時系列的事実経過欄の⑫の事実であり、これを無視したことの不当性です。 沼田署(沼田市上原町1738-1) 獣銃狙撃脅迫事件の主な争点につき恣意性を強調し、不合理な判断の見直しと狙撃グループの取締りを要請するとともに、記録に残る形での10日以内の回答を求めました。 ①最初の狙撃自体の異常性つまり高度の恣意性を強調し、狙撃者へのその後の注意ないし処分の有無が焦点であること。 ②血痕については既述とほぼ同様ですが、死骸についてはクロイワの現場検証によるGPS実計測データが記載されています。 ③死骸の件についてはタイミングと場所の二点から恣意性が極めて高いこと。 ④警視庁・埼玉県警による脅迫殺人の隠蔽と事件性を強調し群馬県警による再捜査を強く要請しました。

B-甲 5号書証

20181022 今井豊

20170407 12:19 群馬県沼田市西倉内町 819 所在の沼田郵便局での、牧島秀夫、松本章宏、田中、神尾ら沼田警察署員 4 人の会話録音の反訳書

(牧島秀夫) そのことでさあ、じゃあって、郵便局の人がっていう話の時に、一方的にこの話を聞いて、じゃ郵便局の人に協力してくださいつつたって、たぶん郵便局の人は協力しないと思いますよ?

(私) 何を協力!? 私は犯罪を摘発してください、と依頼しているんですよ?

(牧島秀夫) だから警察の方で依頼したって郵便局側は拒否すると思いますよ?

(私) なんで拒否できるん?

(牧島秀夫) だって、強制力ないですもん、今んところ。

(私) いやいやだから、まず罪状を申し上げます。あの、文書ぎそざい、あ、ぶんしょ、ぶ、文書偽造罪、これはゆうパックの控えを偽造してます。私のサインが書かれていますが、あれは私の筆跡ではありません。私は書いた憶えもありません。

それが一つ。それから、ええ、寝ている間に、普通に声掛けされていれば起きる筈です。それ、それが無かったということは声掛けをしてない、つまり、無断で忍び込んで置いてったと。無断で忍び込んだというとこは住居侵入罪です。それから三つ目は、これは、威力による脅迫罪です。

なぜかと言うと、8年前の叔母の殺人、東村山署が、東村山郵便局の配達員が叔母の住所を洩らしたことにより発生した殺人事件の隠蔽を意図した組織的な脅迫です、これ。 そうですよね? こんなに場所が離れているのに、それを意図してやっている、明確な動機が有るわけです。

そうすると組織的と言えますんで威力です。威力による脅迫罪です。それが私の主張です。それから、あの、物証は、だから、勝手に忍び込んだかどうかの決め手となる証拠は、あの控えしか無いんです。それしか無いですよね?

あの、防犯カメラが有るわけじゃないんで、録音してたわけでもないんで、物証としてはゆうパックの控えしかないです。それが偽造です。私の署名ではないです。勝手に郵便局員が書いたものです。

で、それはどうやって立証できるかというと、筆跡が違うというのと、色が違います。

あの、配達員と昨日の朝、連絡取った、本人と連絡取った、本人の弁によれば、テーブルの上のボールペンを使って私が書いたというふうに証言してますが、そもそもテーブルの上のボールペン、今、黒ではないんですよ。

黒ではない状態でセットされてん、三色ボールペンなん。

で、あの受取は黒で書かれてます。その点からも一目瞭然の偽造です。

それから、おそらくあの紙そのものから私の指紋が出てきません。

これは調べてもらえばわかります、指紋が無いです、なぜ無いかというと触ってないから。

で、触らないでどうやってサインができたのか?

で、最初の、あの、相手の主張通りだとすると、私は紙を受け取って、で、テーブルまで行って、三色ボールペンを使って書いた、サインしたはずです。

B-甲 5号書証

だったら、絶対に私の指紋が残ってなきやおかしいです、紙に。そうですよね?

あとひとつ、ついでだから申し上げときましょう。

インクの成分分析をすれば、たぶん、私のテーブルの上のボールペンと違う結果になります。

つまり、証言と違う物を使って書かれています。

とりあえず、私が握っているのはそれだけです。他にも状況証拠があります。

ゆうパックの現物が、私が寝ている枕元にあったこと。まさに、私は縁端にギリギリで寝ていて、その私の肩口に置いてあったんで、もう少しでゆうパックの包み、小包、箱が転がり落ちるような状態で在りました。

それは、受け取ってから、そこに寝込もうとするんだったら、必ず邪魔になるはずです。

片付けるはずです、別の場所に。そんなところにあるのがそもそもおかしい。

それと、再配達用の控えが、そのままテーブルの上に残っていました。

私は、あの、再はた、配達を受けると、そういうものは邪魔なんでその場ですぐ破棄するんですよ、破り捨てるんです。

それがそのまま残ってたということは、私の脳が配達したという認識が無いということです。

つまり、黙って置いてたってことです、だいたいおわかりいただけましたか?

(牧島秀夫) (松本章宏) うん、うん、

(私) じゃあ、刑事事件として捜査していただけますね?

(牧島秀夫) そうすると何、黙って置いてったことが許せないつつこと?

(私) (苦笑)許せないでしょ? 恐怖を与える行為ですよね?

(牧島秀夫) んん、それはだから具体的にさあ、具体的に、立証できるものが今の段階では無いでしょ? っていう話ですよ。

(私) 立証とは?

(牧島秀夫) 具体的にさあ、黙って置いてっちゃったってゆうことがさあ、恐怖なの?

(松本章宏) いや、郵便局側のほうの話す、しますと、ええ、郵便局の配達員から、まあ、上司が今、話したんですけど、確認したところ、ええ、今井さんから、あの、一回再、不在だったんで、再配達お願いします、っていう電話があって、時間も指定されたんで、その時間に家に行って、ええ、声掛けたら、今井さんが対応してくれて、で、あの、受け取りできなかつた品物ですって、配達しましたということで話したら、今井さんがわかりましたということで、今井さんが自分で、あの、受領者の印、受領印のところにフルネームで、あの、氏名を書いた、全部、自分で書いてそのまま手渡しましたっていうことです。 して、そのまま立ち去ったっていうことなんで、あの、勝手に名前をゆ、受領印のところに書いたりとかはしてないですし、家に入つてもいません、ということを言われたんですよ、ね。郵便局側の主張ですよ、あくまで。

で、今、過去に今井さんは何回かそういったことが有って、それで、郵便局と、もめたりしたこともあるっていう話をうかがつたりしてますし、さつきもその、さつき

(私) へええ? そんな認識はないです。

(松本章宏) さつき、今井さんは、郵便局には過去二回ね、そういうのが有ったっていうことがありますし、他の、ねえ、配達の場所では何かそういったことも有るっていう話らしい

B-甲 5号書証

んですよ。だから郵便局だけじゃなく、他の宅急便会社とかでもそういうことが有る、遭った経験が有るってことですよね?

(私) 有ったかもしれませんね、ううん、実際有ったと思いますよ、うん。

(松本章宏) 有ったのね? 何回か。じゃあ郵便局に限らず、ヤマトさんとかそういう運送会社さん、ヤマトさん、でも?

(私) まあ、同じことをやる可能性は常に有りますね、同じ形態ですから。

(松本章宏) で、他の人達も、郵便局以外の配達業者も、ええ、勝手に入って、名前を、受領印と名前を書いたんかな?

(私) いや、そんな主張をしたのは今回が初めてですよ?

(松本章宏) ああ、そうね、今までわかんないけど、家に入って荷物を勝手においてたっていうことが有ると?

(私) ううん、かもしれないな、と感じたことはたまに有る、はい。

(松本章宏) 何回か、何回か有るのね? はい。

(私) で?

(松本章宏) で、お互い、うん

(私) あのね、少なくとも、あの、物証としてはあの控えしかないわけなんです。あれは、筆跡から見て、そもそも私の筆跡じゃないですよ?

(松本章宏) そのコピーがほしいってゆうんであれば、あの、私達に言うんじゃなくて、あの、イマイさんから郵便局のほうに、ね、

(私) うん、わかりました、はい。余計なことを言うと、あの、紛らわしくなるので、後で直接、言います。

(松本章宏) 後で調べて、その、欲しいんであれば手続きなんかしてもらって、ね、あの、取り寄せてください。

(私) はい、で、私はその三つの罪で告訴をしたいと思いますんで、そのつもりで捜査をお願いします。

(松本章宏) うん、

(私) タイミングがいいですね。今、あの、まさに別件で告訴を進めているとこに、こういうことが起きれば、非常に私にとっては好都合です。それは余分なことですね。すいません。

(牧島秀夫) うん、しょうがねえんだんべなー。俺んち、何にもしてあげられねえんだよなあ。

(松本章宏) うん、そう、お互いの話しかないんですよ。

(私) だから、そういう状況で事件性を認めないとということであると、今度はおまわりさん達の職責認識に照らし、職権濫用であるという訴えになっちゃいます? はい。

(松本章宏) うん、で、被害に遭った物は無いんですよね? ただ恐怖を感じたってだけですよね?

(私) そうですね、行為自体が恐怖ですね? 郵便局、郵便、郵便配達は二度ベルを鳴らす、って映画ありますよね、有名な。その類の犯罪ですよね?

(牧島秀夫) まあ、その、なに、んん、住居侵入? 住居侵入はちょっと、たぶん、当らな

B-甲 5号書証

いと思うんですよ?

(私) いやいやいや、それは捜査してから言ってください。

(牧島秀夫) 違う違う、捜査するも何も配達

(私) 始めから言うような言葉じゃないですよ?

(牧島秀夫) だって、だって、郵便屋さんはさあ、物を配達するので、ごめんくださいって行がなきやなんないからさあ、たとえ入ったとしたって正当な業、行為でしょ?

(私) いやいや、や、正当行為というには声掛けがあったことが前提になりますよね?

(牧島秀夫) 声掛けが、声掛けが無かつたっていうのは、起きてないという認識だからっていうことで。

(私) ううん、そこは証明できないけど、

(牧島秀夫) そう、

(私) 声掛けが有ったか無かつたかは。

(牧島秀夫) ちょっとその、住居侵入はねえ、止めた方がいいかな。話を聞いてて。

(私) いや、それが前提じゃないの? まあ、いいですけど。一つでも、一つでも有罪ならそれでいいんだけど。文書偽造は間違いなくさ、成立します。

(牧島秀夫) そのへんはだから成立するんかもしれないし。ごめんだから今判断できることが無いから。

(私) ううん、いや、一つでもクロなんだったらそれを手掛りに捜査してください。

(牧島秀夫) それで、捜査のこと詳しいからわかっていると思いますけどね、うちも何でもおっこらって言って、警察がさあ、何でも出せとかさあ、よこせとかってのができないのはご存知でしょ?

(私) 令状が要るってこと?

(牧島秀夫) 要りますよね?

(私) ううん、そうですね、それは有罪の確信がある程度深まんなければね。

(牧島秀夫) 強制的なことはできないから、だから、なに、今の旦那さんの話だと、ううん、告訴方向で話してるってんであれば、それが出てきた時点で警察のほうできちんと判断してするようになると思いますけど、今のこの段階で強制力を用いて、郵便局に何しろ、旦那さんに何しろ、ということはちょっと、今のとこできません。

(私) 意味がわかんないんだけど、その、少なくとも文書偽造罪んとこから捜査を進めていただけますよね? 私がしき、指摘しているんだから、私の筆跡じゃないつってんだから、その事実だけは確定してくださいよ、当たり前に、警察だったら。言つてることおかしい?

(牧島秀夫) だって、真っ向から対立してるんですよ?

(私) 言つてることおかしい?

(牧島秀夫) うん、だって、真っ向から対立してるんですよ?

(私) なんで筆跡鑑定しようとしてないん?

(牧島秀夫) 筆跡の鑑定、必要?

(私) (苦笑)必要? あの、これ以上話しても無駄なのかな?

とりあえず気が無いんだったらそれでいいよ、もう録音したんだから。

B-甲 5号書証

(牧島秀夫) とりあう気が有るとか無いじゃなくって、

(私) だから、偽造だって言ってるじゃん、私はサインなんかしてません、寝てたんだからずっと、できようがないじゃない。

(牧島秀夫) だから、郵便局側さんに、偽造してまで、何してまで、やる

(私) だから、明確な動機があるでしょう？殺人の共犯の隠蔽です。

(牧島秀夫) そこ行っちゃうと、全然俺んちわからない。そこ、それが動機だと言われると、ちょっとわからない。

(私) 明確な大きな動機ですよね？

(牧島秀夫) 殺人の隠蔽の動機だって言われて、言われても全然わからない、俺には。

(私) だからさっきも言ったじゃない、

(牧島秀夫) 言ったんだけど

(私) わかるうとしないの？ 東村山郵便局員が、

(牧島秀夫) だからそういうことになると、ほんとにさあ、

(私) 年賀状の叔母の住所氏名を洩らしたことによって殺人げ、事件が発生したんです。

だから、まあ共犯ですね、殺人の。共犯なんです、郵便局は、東村山は。

東京のことをここで隠そうとして脅迫しているから組織的であり威力だつってるんです？

(牧島秀夫) 郵便局が、旦那さんを脅迫すると郵便局に何か利益があるの？

(私) (苦笑)あの、わかるうとしてます？ ふふふ、私、およそ警察の方の反応とは思えないんですけど？

(牧島秀夫) 郵便局側が、何か利益があるの？ 旦那さんを脅すことによって。

(私) はい、隠蔽できれば利益でしょうね？

(牧島秀夫) ん？

(私) 殺人罪を隠蔽できれば、そこに法、明確な法益が認められますよね？
本来引っ被るべき罪状を隠蔽できるんであれば。

(牧島秀夫) ん？ その、叔母さんが亡くなっちゃったことについては、ど、どうなってるのそれは？ 事件？ 事故？ 終わってるの、処理は？

(私) 一応交通事故としては終わってますよ、偽装ですけどね。

だから私は、その偽装を訴えて、今、検察とやり取りしているんです。

(牧島秀夫) してるの？

(私) うん、

(牧島秀夫) 実際に？

(私) うん、

(牧島秀夫) ふうん。

(私) 今まさに昨日今日でひょっとしたら捜査が始まっているかもしれない。

(牧島秀夫) 再捜査ってこと？

(私) うん、

(牧島秀夫) それは、ど、どこに再捜査のお願いをしてるの？

(私) いや、わかんないけど、私は明確にあの、これだけ

B-甲 5号書証

(牧島秀夫) いや、だ、わかんないじやなくて、実際に、実際に

(私) 事件性が感じられる状況で動かなければ、

(牧島秀夫) 違う、そうじやなくて、再捜査を

(私) 檢察さんの職権濫用んなるよつつってるの。

(牧島秀夫) 再捜査を、どこにお願いしてるの?

(私) 前橋地検。

(牧島秀夫) 前橋じやないでしょ? だって事件が埼玉でしょ?

(松本章宏) 東村山は埼玉、

(私) だけど今はこっちに住んでるから、とりあえず前橋地検。どこに出したっていいもんね、検察は。権限が広いから。

(牧島秀夫) な、な、何を、再捜査のお願いをしてるの?

(私) (苦笑)それは、いいじやない? プライバシーでしょ?

(牧島秀夫) いや、よくないよ、プライバシーじやないよ、だって今回のが脅迫に当るんだっていう元の部分がさあ、まだ片付いてないんだったら、どうしようもないでしょ? それの結論が出てないんだったら。

(私) うん、だからそれは、あの、立証はされてないけども、そういう、動機を私は主張してるの。それが本当だとすれば、ひ、極めて有力な動機ですよね?

(牧島秀夫) いいや、だから、隠蔽のことについてやるんであれば、まずはさ、できることは、再捜査じやないん? で、その再捜査を待って、間違いないよ、事故だよと

(私) で、その内容は一切、沼田署にも二年前にお出ししてますけど? で、再捜査を依頼します、ヤナオカとか、ヤナオカさんとかね。

(牧島秀夫) 依頼してるの? その結果がまだ出てないの?

(私) いや、こちらに権限無いから進んでません、とか、なんかあの、ごちゃごちゃ言ってたけど、私は一切の経緯を文書で渡してますよ、二年前に。

(牧島秀夫) 沼田署に?

(私) うん、

(牧島秀夫) そうすと、その結論が出てないのに

(私) あの、猟銃事件にかか、関わったかたに渡します。

(牧島秀夫) 猟銃事件に関わった人? 誰だんべな? 沼田の。

(私) だから、ヤナオカさんが主担当で、みなかみ署のクロイワさんとかね、関わってますよ、検証に。何度か現場検証してもらってますから。

(牧島秀夫) ん? んん、それは何、どこの現場検証?

(私) いや、私ん家の近所の、裏山。

(牧島秀夫) そんな事件も有ったんだ?

(私) (苦笑)まあ、そう、ま、いいんですけど、有ったんです、有ったんです。

(牧島秀夫) そんなにあれですよ、群馬県で言うとさあ

(私) だから脅迫事件を、凶悪な脅迫事件を二つ、私は受けてるんです。

(牧島秀夫) だから、その脅迫の元になる部分がさあ

B-甲 5号書証

(私) 元になるのは被害届です。被害届を警察、あの、警視庁に提出したら、提出して、一ヵ月後に一応、対応方針を回答してくれって書いてあったんです。

(牧島秀夫) 何を? 何を?

(私) 対応方針。あの、大掛かりな話になるんで一ヶ月じゃ片付かないと思ったんで、まあ、途中経過を報告してくれ、って意味で書いたんだけど、ちょうどその回答期限の期限日に、もちろん何の返事も無い状態で、叔母の死体だけが上がったんです。

(牧島秀夫) ふうん、その、そのところはわかんないんだけど、わかんないって意味わかりますか? 要するにさあ、俺一番単純に、ごめんね、今回のことについて郵便局に対して、脅迫、精神的な苦痛だっていう部分の、元の根っここの部分がさあ、確定してないと、確定してないと、その根っここの部分が確定していないのに、郵便局さん側がさあ、ねえ、私を脅してるとかなんとかつたって、それがだって、結論が出て、いやあ間違えなく隠蔽されてそういうことで何か有ったんだよ、ってことじゃなかったらさあ、結びつかないでしょ?

(私) だから確定はしてないですよ? 警視庁・埼玉県警の、あの、隠蔽に遭っていますから。だけど実態は、調べ直せば、いとも簡単に、あつという間に、殺人だっていうことが、あのう、暴露されます。

(牧島秀夫) そんな簡単なんが、そんなのを警視庁がわからなかつたつうこと?

(私) 簡単です、簡単です、うん。簡単だからこそやる意味があるんですよ、威力による脅迫。威力の効果を意識してる。バレバレでなきゃ意味が無いん。

(牧島秀夫) 再捜査つつうのはどこに言ってやりやいいんだい?

(私) うん? 再捜査は、かん、監察室?

(牧島秀夫) いや、俺んちの事件じゃねえから。事故扱ったとこはどこ?

(私) ん? 浦和西。

(被疑者不詳T) 埼玉、

(牧島秀夫) だって、そうすと、根本的なものがさあ、旦那さんの根本になるものがしっかりとねえのに、ねえ、それが本当かどうかわかつてねえ段階でって、言われても困るでしょ?

(私) 被害届の回答期限当日に死んでることとか、それから、

(牧島秀夫) どこが結びつくの?

(私) 死亡直後の態様がねえ、あのう、頭だけ陥没で手足はほとんど無傷、乗ってた自転車も無傷なんです。それが交通事故、轢逃げとして処理しや、されているんですよ?

(牧島秀夫) 轢逃げ?

(私) うん、轢逃げ。 トラックによる。左折の時引っ掛けた、ってなってんの。

だけど、死んでたのはそういう状態だし、歩道上なんです。そのほか不審点が一杯有るん。

(牧島秀夫) 俺、そのやつを見てないし、携わってないから何とも言えないんだけど、

(私) と、いう内容を指摘した文書は、もうとっくにヤナオカさんとかに渡してありますよ?

(牧島秀夫) 群馬に出したの?

(私) うん、生活安全課に。同じ警察だから調べてくれつたんだけど、全然もう無視だね。沈没してるんでしょ?

(牧島秀夫) ふううううん、そうゆうんだあ、だけど、とりあえず、話聞く限りじゃ何、何

B-甲 5号書証

にもしてあげられねえんが本当んとこだでえ。俺達がさあ、今ここへ来て、呼ばれてきたんだけどさあ、実際問題がだよ、俺、申し訳ねえんだけど?

(私) ううん、いや、納得はできないけど、予想はしてましたよ、そういう対応になるだろ
うなと。

(牧島秀夫) 申し訳ねえんだけど、なんとかさあ、さあ、あの、なに、なに、納得させると
かそうゆうんじやないけども、あの、なに、気持ち良く帰ってもらえるかなあ、と思って來
たんだよ。 俺さあ、はいはい、やっとくよお、ゆっとくよお、とか俺そういう無責任なこ
と言わないおまわりさんなん、個人的には。初めて会うんだけどね。

(私) うん、初めてですね。

(牧島秀夫) 初めて会うんだけど、だから、話を詰めてぐと、どうやら根っこがそのなに、
交通事故で死んだことんなってて、扱われたものの部分にだってまだ結論が出てねえんじや
さあ、いやそんなことはねえよ、それは交通事故だよってさあ、間違いねえよ、って言った
ところで、警察のことを信用してくれてる? してねえ? どっち? そこだよ。

(私) (苦笑)いや、事情、お話した事情を考えれば、そら、信用しろってほうが無理でしょ?

(牧島秀夫) 無理だけど、違う、そうじやねえって

(私) 私はこの8年、脅迫殺人の元に放置された状態に在るんですよ?

(牧島秀夫) 無理だけど、旦那さん、いいかい、無理だけど、何かつつって今日、警察呼ん
でくれたから、ちったあ信用してくれる部分もあるんかなあと思って、いま話してるんだ
けど?

(私) いや、信用してなくったって、立件するのに手続上必要だから呼んでるんです。

(牧島秀夫) そんな程度?

(私) しょうがないじゃん、だって。信用しようがしまいが、手続上、避けて通れないんで。
お願いします、機能してください。

(牧島秀夫) 俺みてえなペえペえにゅったって駄目だけど。 今日のところは俺んちで何か
してあげられることはねえ、ちょっと無い。

(私) いいんですけど、別に今日である必要も無いんだけど、あのう、時間を置けば置くほ
ど、あっちが変な偽装、証言をか、すり替えたりね、すると思うんで、なるべく早めに本人
いれて現場検証を希望します。 ん、現場は私の家です。

(牧島秀夫) 希望的にはの、だから、俺んちでさあ、どうのこうのしてあげられることは無
えんだけど?

(私) お差支えなければお名前を、

(牧島秀夫) 安全自動車のパトカーに乗っている牧島秀夫と言いますけども?

で、ちと、これ以上さあ、俺んちのほうで何かしてあげられること有るのつった時にさあ、
無えよ、とりあえず、ごめんねえ?

(私) うん、いや、だから、私の主張内容に照らしてそれで通るんだったらしいんです? 後
日の問題

(牧島秀夫) ただ、ただ、いや、後日捜査するかしないかも俺ここで約束できないから。

(私) いや、捜査じゃなくって、職権濫用罪として起訴された場合に備えてください。

B-甲 5号書証

(牧島秀夫) 僕が?

(私) いや、僕がって、個人を訴えるわけじゃない。だって3人も4人も同じ人、聞いてるんだから、そりや、そし、組織として判断されちゃいますよ? そんな、こ、個人のせいなんかしないよ。

(牧島秀夫) いや、いいんですけど別に、僕は個人でも組織でも何でもいいんだけど。

ただ、今この場所で、ちょっとおまわりさん何かできること有りますか? って言われても、おまわりさんできること無いよお?

(私) だから現物確保です。

(牧島秀夫) それはさあ、それは、あのう、たぶん郵便局側も、俺話してくるけど、まだ、尾を引きそุดからちゃんと取つといてね、ってそのぐらいの話はできるけども、ちょっとそれ以上のことはさあ、さっきも言ったんだけど、あの、なに、警察もさあ、何でも言ったらすぐやってくれるかってことじゃないからさあ、筆跡の鑑定だって令状要りますからね?

(私) うん、うん、

(牧島秀夫) うんと簡単におっしゃるんだけど、そんなに簡単じゃないんです今は、捜査一つやるにしたってさ。

(私) だって、主張が正しいことを証明するにはさあ、

(牧島秀夫) 正しいか正しくないかはさっきも言った通り、一対一なんですよ? なおかつ

(私) 貴方の言つてることは、俺らが認めなきや事件になんねえよ、って言つてるよね?

(牧島秀夫) そうじゃない、そうじゃないよ、実害が無いんだから、そいで。

(私) (苦笑) 実害ってのは目に見えるものばっかじゃないでしょ? 精神的なマイナスがあつたの。

(牧島秀夫) その精神的なものがまだ

(私) マイナスの法益を明らかに受けてるんですよ? 私は。法益侵害が有るんです?

(牧島秀夫) それがごめんね、私達にはさあ、わあそら大変だね、っていうんがさあ、理屈的にはわかるんだけど、理屈的には。だけど話を聞いてぐと、その元になっている部分の結論が出てないんだから?

(私) 元は殺人事件ですから、当然脅迫の内容も、深刻になりますよ?

(牧島秀夫) だから、そ、それが、それが殺人だっていうんだけど、警察的にはじ、交通事故で処理されてるっていうことなんですよ?

(私) だから、それを暴こうと今、必死で告訴してるんです?

(牧島秀夫) それがわからねえことには

(私) 警察が動かないんだから検事さんお願いします、って言ってんのに検事さんも足並み揃えちゃってるから、これ、どうなるんかなあ? とそういう世界です?

(牧島秀夫) そういうことか、

(私) うん、残るは裁判所だけど、裁判がまともに開かれるかどうか怪しいですね?

(牧島秀夫) 難しいよのう、だから、そんなことなんで、いい、私達、私が言つている意味は伝わった? 全然伝わんない?

(私) ううん、おかしいということはわかつた、対応がおかしいというのはわかつた。

B-甲 5号書証

(牧島秀夫) 僕の対応おかしい? そうかなあ。

(私) 僕だけじゃなくって、他の、よ、ここにいらっしゃった4人のかたはちょっとおかしいですね?

(牧島秀夫) 本当? で、後はだからなに、今回のこと納得がいかないことであればさあ、お話してもらうのは結構なんだけども、郵便局さんと、ただ

(私) ええと、この中に刑事さんはいらっしゃいますか?

(牧島秀夫) 居ない。

(私) 刑事さん? 刑事事件を訴えてるんだから刑事さんが居るべきだと思うんだけど?

(牧島秀夫) そうだよなあ。どうするかなあ、じゃ、相談に行ぐかい? 刑事さんとこへでも?

(私) ううん、だから、本人が居た方がいいんだけど、もう一人の。

(牧島秀夫) だから今、そこまでは、そこまでは、そこまでは、あの、郵便局側の方に言う、言える状況じゃない、正直言って。本人連れて来いとかさ。 で、旦那さんも、個人的には訴えるつもりは無いんだ、郵便局側のほうだって言ってんだから、なおさらのことじゃない?

(私) 現行犯って扱いにはなんないの? だってあの確証をさあ、証明すればさあ

(牧島秀夫) 全然ならない。全然、現行犯にはならないよね、全然ならない。

(私) だって物が有ったのはじ、事実なんだよ?

(牧島秀夫) 現行犯なんて全然ならない、

(私) 受け取った認識の無い物が置いて在ったのは事実なんですよ?

(牧島秀夫) 全然ならない、

(私) そう?

(牧島秀夫) それはどんな、あの、ヘボな俺のおまわりさん経験からしても現行犯には絶対ならない。

(私) ううん、

(松本章宏) で、ど、どうしますか? まあ色々説明、話聞いたんですけど、うん、今井さん、今日、車? 来たんは。

(私) うん、いや別に今日どうのこうのしてもらわなくてもいいんだけど、あの、時間を置かないほうがほら、相手の偽装工作の余地が少なくなるからいいかなと。

(松本章宏) 結局もう時間 자체はね、もう経ってるわけじゃないですか、ね?

(私) 今の私の発言を受けてまた偽装工作何かするかもしれないかんね、それに対して。それが心配です?

(松本章宏) 本当に、お互いに話を聞いた限りじゃね、両方どっちが、ね、お互い本当に全く食い違っているわけじゃないですか? ね? うん、で、証拠つつうのも、その、その書いた奴、書いた、あの、まあ、誰が書いたかわかんない受領印そこに、誰が書いたかわかんない奴しかないってことですよね?

(私) ふ、誰が書いたかわかんないって、少なくとも私じゃないってことです?

(松本章宏) だからその、受取人の人、本人が書いてない、その伝票、ううん、ううん、

(私) まあ、真似ようと努力されてますけど、見て笑ってしまいました。私の筆跡ではありません。

B-甲 5号書証

(松本章宏) ううん、まあ、ううん、そうか。まあ話はね、聞いたんで、こちらもね、ああ、じゃ、何、物を、ね、こういうことが有ったというのを残すことでき、残すんで、ね?うん、(私) 刑事さんにお話したって結果は同じかもしないけど、それが手続きと言うものでしようね? 近いうちに刑事さんに会う機会を設けてください。

(松本章宏) わかりました。じゃ、これで、要は、皆ながさ、共有できるように情報っていうんでしとくんで、ね、こういうことがあって、残しとくんで、うん、それでもまだ、ね、また、刑事さんと話したいんだっていうあれば、また警察署のほう来て話してもらえれば、すぐわか、ね、わかるようにしときますから。今日あった事は全部、ね? 記録に

(私) つまり刑事さんに報告するってことですよね? で、事件性が有る無しの判断はどこでされるつもりなんですか?

(松本章宏) 事件にするかしないか? ううん。

(私) 当然に捜査していただけるケースだと思うんですけど?

(松本章宏) ま、そうそう、話はしてさ、ほら、事件にするかななんかとかもさあ、確認するから。して、それでも、ね、じ、自分で聞かないと納得しないでしょ? こっちで勝手に判断するのは納得しないんでしょう?

(私) いや、あの、事件性無しという判断するんだったらご連絡いただかないとね?

私は当然に、事件性有りで捜査が進むものと期待しておりますので、もしそうじゃないんだったらどっかで連絡していただかないと? はい。

(松本章宏) あ、わかりました。で、色々でも、あれだよね、今井さん、他にもね、持ってるんだよね、ね、有るんだよね?、うん、いっぱい、警察にいっぱい有るよね、何かね、入ってもらってね、揉めてる、っていうんじゃないけど、まあ、うん。

(私) 揉めるつもりはないんですけど?

(松本章宏) もめるつもりはないけど、そういうの有るんね?

まあ、それ一つ一つやってかないと、ね、いっぱいあると、わかんなくなっちゃうでしょ?

(私) だけど、過去にね、色々警察にはされてると思っているんですが、その、果たして脅迫の意図まであったのかどうか、本当にわかんないんですよ? 私にも。

(松本章宏) 僕もさあ、今、話してね、お互い、僕らだけで聞いたらさあ、お互い、ね、郵便局がそれやって何か、その、郵便局が得があるのか? とかさあ、ね?

(私) だからね、そこは、そこは罪状の隠蔽です。明確に法益、ようえきの利益が有りますね? 郵便局にとっては。本来受けるべき罰を受けなくて済む、で、私にとって明確に心理的な法益の侵害があります。恐怖です。

(松本章宏) あ、あ、ま、今日のところは結局、ここですっと話してもさあ、あれなんで、ね、帰りましょう。

(私) 帰りましょう、メモリーも喰うので。

以上

20181022 今井豊

2017.8.15 18:04 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)での沼田署・マキシマと被疑者不詳Vとの会話の録音

(私) はい。

(被疑者不詳V) 沼田警察署です。

(私) はい。

(被疑者不詳V) こんにちは、いつもお世話になってます。

(私) ご苦労さまです。

(被疑者不詳V) 通報いただいたみたいなんですけども。

(私) はい。

(被疑者不詳V) ご本人様でよろしいですか?

(私) はい、どうぞ。

(被疑者不詳V) ちょっと待ってください、ちょっと、車って、

(私) はい、

(被疑者不詳V) どっか置く場所ってありますかね? あそこ、あの、線が、線でゆうかロープが張ってあって中入れないんで、どう、どうすればいいのかな、なんて思ったんですけど。

(私) ロープ外してもらってもいいし、あの、すぐ上の、あの、自販機のあるとこのスペースが一番いいかなと思います。

(被疑者不詳V) 大丈夫、横に停めちゃって大丈夫ですか?

(私) はい。

(被疑者不詳V) 入って大丈夫ですか?

(私) あ、どうぞ。

(被疑者不詳V) すいません、失礼します。で、通報内容的には、

(私) はい、

(被疑者不詳V) 何かあの、届いた、勝手に届いたみたいな?

(私) あ、これなんです、この状態で置いてあったんですね。

(被疑者不詳V) あ、はい。

(私) あ、ええと、お一人ですか?

(被疑者不詳V) いえ、違います。もう一人居ます。車停めに、停めてきてます。

(私) ちょっと蚊取り線香つけて、

(被疑者不詳V) 何ですかね? これは。

(私) それは菩提寺の、あの、領収書ですね、領収書と、まあ、会報。

(被疑者不詳V) ちょっと見ていいですか?

(私) どうぞ。

(被疑者不詳V) 会費。

(私) 先月、あの、護持会費っていうのが、集める月だったんで、その、まあ、領収書ですね。

(被疑者不詳V) ふうん。で、これいつも誰が届けるんですか?

(私) それは世話人が配ってます。

B-甲 8号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件

被疑者不詳V) 世話人てゆうのは?

(私) あのう、ま、二年、二年おきに、その、檀家が持ち回りで務めています。

被疑者不詳V) ふうん。

(私) 二年交代、二年任期。

被疑者不詳V) 会費と広報みたいなんすか、これは?

(私) ええ それ必ずくれるんで、それもまあ、ついでに配ってます。

被疑者不詳V) これ、ちと、読み方、け、けんめいじ?

(私) はい。

被疑者不詳V) 建明寺。

(私) はい、みなかみです。

被疑者不詳V) 建明寺の会費三千円と、

(私) ええ、

被疑者不詳V) あと広報が届いたってことですね?

(私) はい、

被疑者不詳V) で、これ、勝手に届いたってゆうのは?

(私) 勝手に届いたってゆうか、置いてあったんですね。

被疑者不詳V) 置いてあった?

(私) 留守中に。

被疑者不詳V) 誰が届けたんですか?

(私) いや、世話人のその石井恵子さんですね。

被疑者不詳V) 世話人?

(私) ええ。

被疑者不詳V) 世話人が届けたんですか?

(私) はい。

被疑者不詳V) ふうん、この二つが、会費と、

(私) 世話人てゆうのが二年任期で、彼女は4月からその世話人なんですよ。

被疑者不詳V) はい。

(私) その世話人の前任は私なんですけど、

被疑者不詳V) はい。

(私) 私が彼女に引き継いだんです。

被疑者不詳V) で、鍵は?

(私) 鍵は、あの、かけられるんだけど、その鍵そのものがどこ行っちゃったか、無いん。

私の両親がどっかに、しまいこんじやったんだと思うんですが。

被疑者不詳V) じゃ、出る時は空けて行くってことですか?

(私) うん、だから鍵は、つい、仕組みとしては掛けられるんだけど、その、鍵そのものが無いんで、使いようがないと、そういうドアなんですよ、で、しょうがないんである、しょうがないんでじゃなくて、
彼女は、これ、同じことを、二回目なんですよ、今日で。

被疑者不詳V) はい。

B-甲8号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件

(私) 一回目の時に、こういう告訴状を作つて、5月2日に、あの、刑事課の南雲さんに提出してます。ただ、受理しているという認識があるかどうかわかりませんけども、そのレベルアップ版がこれです。あの、たつた3頁ぐらいなんで、あの、お読みいただければ、と思うんですけれども。

(マキシマ) ううん、あの、来てくれつんで来た、な、な、何で呼んだの、今日は、おまわりさんを。警察官をここへ呼んだ理由は何なんですか?

(私) や、現場検証です、現場検証。不法侵入の現場検証です。

(マキシマ) 不法侵入?

(私) ええ、私が、あの、四時半から五時半ぐらいまで、あの、風呂の湯という、上牧温泉に、行つてゐ、たつた一時間の間にこれを置いてつたんです。

(被疑者不詳V) でも、あれじゃないですか、出る時に鍵閉められないのであれば、広報とか届けるって方だったら、コンコンとやって居なければ、じゃ置いてきますよ、ぐらいはやんないんすかね?

(私) 留守宅には普通入らないですね、常識的に。まず常識的には入らない、それは当たり前に。それと、屋外にポストがある。

(マキシマ) り、り、隣保班なんだろう?

(私) え?

(マキシマ) 隣保班の人なんだろう?

(私) 隣保班?

(マキシマ) 一緒に、この、地区内の人なんでしょう? それが置いてつたつって怒ってんの?

(私) いや、だから、怒る理由があるんです。読んでください。読んでください。もう殺し合い寸前だから。

(マキシマ) んん?

(私) こんなことができる間柄じやないんですよ。

(マキシマ) 意味わかんねんだよな、ほいしょ。

(私) 私が読み上げましょうか? 一から。

(マキシマ) いやいや、だってこれ名前が違うけど?

(私) それは私の、え?

(マキシマ) ゆ、豊さんてなつて、これ恵子さんてなつてるけど?

(私) その恵子さんが、あの、侵入者です。

(被疑者不詳V) これ今回持ってきたであろうって人ですか?

(私) ええ。

(マキシマ) であろうって人だよね? 留守だったんだもんね?

(私) いや、前回は、前回

(マキシマ) 前回じやなくって、今回の話だよ。

(私) 前回は、それを後から電話かけて録音します。 はい、私が置きました、って録音されます。

(マキシマ) それで、だからなに、現場検証で呼んだの?

(私) ええ。

(マキシマ) こ、これは、だって、俺は刑事じやねえけど、

(私) ええ。

B-甲 8 号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 356 号 慰謝料請求事件

(マキシマ) 警察官として、同じ隣保班の人でさあ、物を届けたのに、それを刑事事件なんつたって、誰も喰わねえでしょ? そんなもの。

(私) だから、それは書いてある通り、そんな理屈が、口実が通るような間柄じゃないんで、状況じゃないんで。

(マキシマ) よくわかんねんだいなあ。

(私) たった 3 頁なんで、私が一から読み上げましょか? ね。

(マキシマ) うん、読んでみて、うん。

(私) ね、ええ、それと、もう一つ、もしこれが事実であれば、もう決定的なんですが、ええ、来たる 9 月 5 日の公判に、彼女を証人尋問する手配をしてます。

その案内が既に行っているんであれば、まさにこれは意図的な侵入になります。

(マキシマ) そら、知らねえって。

(私) しょ、これがその証人尋問の内容です。

(マキシマ) だからそれ、俺んちの書類でも何でもねえじやん、だって。

(私) や、それはそうですよ。

(マキシマ) 裁判所はなに、受理してるの、それを?

(私) あ、しますよ、ええ、要件事実、住居を侵す罪 ええ、4 月 29 日 15 時頃、

(マキシマ) いつの 4 月ですか?

(私) 今年の。

(マキシマ) はい。

(私) はい、被告人は脅迫の意図を持って、告訴人の留守中に住居に忍び込み、菩提寺の祈祷符を居間のコタツの上に置き去りました。

被告人は留守宅侵入、立入の理由として「祈祷符が雨水に濡れるのを心配した」と主張していますが、告訴人の軒下のつ、郵便ポストでも通常の雨なら濡れる懸念はありません。

それよりも、詳しくは録音の通りですが、この時点での村人関係が既に極めて敵対的に悪化しており、いかなる理由があろうと、無断で留守宅に立ち入れるような状況ではありませんでした。

つまり世話人、被告人は世話人という立場と雨天という状況を留守宅侵入の口実にしたと思われます。

正当な理由の無い住居侵入であると思います。

次、威力による脅迫の罪

ええ、4 月 29 日 15 時頃、被告人は脅迫の意図を持って告訴人の留守中に住居に忍び込み、菩提寺の祈祷符を居間のコタツの上に置き去りました。

この住居侵入は同月 5 日の沼田郵便局員による告訴人住居侵入を意図的に模倣したものであり包囲網の威力による脅迫行為と思われます。

脅迫の意図は「このように我々はいつでもお前の不意を突けるのだよ」ということだと思います。

これを意図的模倣と判断する根拠は、まず被告人に模倣行為の実績があることです。

詳しくは、ええ、4 月 16 日、吉平地区の集会の録音記録の通りですが、会の終わりに「これもまた身の安全に関する情報ですが、最近、郵便局員が寝ている間に忍び込み、配達物を枕元に置き去るという事件が起きました」と私が話し始めたところ、被告人が「そんなん、ここでする話じゃない」とむきになって妨害発言をしました。

B-甲 8 号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 356 号 慰謝料請求事件

まずこの発言は直接的に先の郵便局員の犯行事例の紹介を妨害しており、その犯行を隠蔽しようとする意図はあきらかであり犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪が成立すると思います。

この場合の犯人とは沼田郵便局斎藤配達員と思われます。

なおこの発言は、この日の集まりの冒頭で告訴人が注意喚起しているところの「法に触れる発言」でありまして、前回 2 月 12 日の集会において、告訴人が獵銃脅迫事件のハンターグループの締め出し決議を提案した際、鈴木通夫氏が「そんなん、ここで話す、する話じゃねえ」という発言を繰り返して結局中断させました。

その時の鈴木通夫の発言と一字一句同じです。

つまり、鈴木氏は告訴人が最初から発言の理由を説明して始めているのに、まるでそれを無視したかのような内容の発言を繰り返したということであり、発言者である告訴人の全格、全人格否定であるのもとより、その動機によっては刑法にも触れる可能性が高い、とこの日の集まりの冒頭で皆に忠告したばかりでした。

つまり、あのような言い方は法に触れますよ、と注意喚起しているそばから被告人が故意に模倣し再現してみせたということであり、極めて挑戦的かつ敵対的な態度であり、即絶交を意味する戦線布告と言えると思います。

なによりも「ありえないような露骨な脅迫行動を堂々と繰り返してみせる」という包囲網による威力の特徴を如実に示しております。

太古より安全情報を交換することは集団としての基本中の基本だと思いますから、村人同士の会話として極めて異常です、あり、以後の村人関係が崩壊することは言うまでもありません。

村人関係が既に極度に悪化しており、留守宅侵入などありえない状況であったこと

これ、繰り返しますが、ええ、2 月 12 日や 4 月 16 日の集会の録音記録を聞いていただければ判るとおり、告訴人と村人との関係は極めて敵対的でとっくに戦争状態であり、集まりも怒鳴り合いの修羅場と化すまでに陥悪化しております。

やりとりの内容から考えて、この村人達の対応こそが異常であると思います。

4 月 16 日の集会では、被告人は「そういう話は本題が終わってからにしてください」と冒頭でも告訴人の発言を妨害しておりました。

こういう極めて敵対的な状況を自ら作り出しておきながら、無断で告訴人の留守宅に立ち入れる余地は無く、いわば隙を突いて敵陣に乗り込むのと同じ事だと思います。

脅迫以外に説明できましょうか?

次に菩提寺である建明寺の世話をについてですが、その前任は告訴人であり、この 2 月に被告人に引き継いだばかりであり、その時点で告訴人は二年分の費用を既に一括で被告に渡しております。

このような前払いはおそらく前例が無く、その理由として「他人に家に入りたくないから」であることを説明済みです。

ですから、この住居侵入は告訴人が嫌がっているからこそ故意にやってみせたと思われます。

事後の菩提寺からの配り物は告訴人としては不要であり省略してほしいが、世話を人の信心の問題でもあるので一任しました。

「雨に濡れるのを心配した」と主張していますが、軒下の郵便受けでも通常の雨なら濡れる心配は無いので理由に正当性・必然性がありません。

B-甲 8 号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 356 号 慰謝料請求事件

ちなみにこの日の雨はしとしと雨でした。今日の雨もしとしと雨です。

つまり、せ、世話人という立場と雨天という状況を留守宅侵入の口実にしたと思われます。

最後に、4月5日、郵便局員による犯行から間もないこと

同じ4月のうちに起きています。これ、前回の話です。

ええ、模倣行為による包囲網の威力として告訴人を脅かすには、告訴人の記憶が鮮明なうちにやらないと意味が薄くなります。

厳密に言うと、睡眠中の侵入と留守宅侵入との違いはありますが、いずれも「告訴人の不意を突く住居侵入行為」としての共通性があります。

留守宅侵入であればさしあたり命の危険には直結しませんが、例えば大切な証拠資料を消去もしくは盗難されてしまうかもしれません。要するに何をされるかわかりません。

これも告訴人にとっては極めて耐え難いことです。精神的法き、法益の侵害が大ということです。

祈祷符を置きざりにして、自分の行為をアピールしていること

いうまでもなく脅迫に限っては狙った相手にわからせる必要があります。

なぜ被告人が郵便局員の犯行を模倣するのかを考えさせ、包囲網による威力であることを感じさせて脅迫しているのだと思います。

更に、告訴人は過去一年以上に亘って「立入禁止」の張り紙を玄関扉に貼り付けていた経緯があり、おそらくその事実は村人の間に知れ渡っていたであろうと思われます。

また、被告は教員という職業であり、その見識に鑑みて、今時、留守宅に立ち入ってまで物を置いてゆくということは極めて非常識かつ不自然だと思います。

なお、留守宅侵入の事例は、ええ、2009年11、ええ、1月18日、警視庁宛被害届にも既に書かれております。という内容です。

(マキシマ) よくわかんねえけど、よくわかんねえけど、貴方が思っているつきりのことで、入った人が脅迫ってのは、な、何が脅迫なの?ここ来た、入った理由が、だって、これ届けに来たんでしょう?

(私) 今の、聞いてました?

(マキシマ) うん、聞いてた。だから脅迫なんか何も無いじゃん。

(私) いやいや、だから、いつでも不意を突けるんだよ、ということです。

(マキシマ) 入ること 자체が脅迫なの?

(私) いやいやいや、いつでも不意を突けるんだよ、ということです。

(マキシマ) よくわかんねえなあ、だって届け物持つて来たんでしょう? 届け物持つてきて置いてがれるんが嫌なの? だ、正当な理由だよね、だって。ごめんくださいって来て、普通、俺だって

(私) 話、聞いてます?

(マキシマ) うん、聞いてるよ、聞いてるから訊いてんじやん、だってそうゆうことで、い、いいよ、一番最初に俺もう

(私) これ、あの、石井恵子を持ってってもらって結構ですよ。

(マキシマ) 一番最初、いや、俺が突きつけることじやねえだっ、間にへえんねえよ、こんなの。

(私) いや、だって、私あの、脅迫行為を訴てるんですよ。

(マキシマ) だから脅迫って、何が脅迫なの?

(私) だから、読んでください、いま読んだでしょう? わかんないんだったら、もう一回読んでく

B-甲 8号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件

ださい。

(マキシマ) 接触がねえから、脅迫が無いってゆってるんだよ。

(私) はい?

(マキシマ) 接触が無いから、脅迫行為じゃないでしょ?

(私) 読んでくださいよ、だから。

(マキシマ) 全然わかんねえよ、何回読まれても俺、たぶん、わかんねえと思うけど。脅迫行為が無いがね、そこで、入った人は目的があつて来てるんだから、犯罪にならないでしょ?

(私) だから、正当性が無いって言つてるでしょ?

(マキシマ) なんで正当性が無いの?

(私) (苦笑)書いてあるじゃない? 書いてあることを訊かないで。

(マキシマ) だって、お金前払いとかしてるんでしょ?

(私) 読み上げたでしょ? 今。

(被疑者不詳V) これ、今井さんにとつて必要だからこれ持ってきてるわけでしょ?

(私) 読み上げたでしょ?

(マキシマ)(被疑者不詳V) うん、聞きましたよ。

(私) 必要ないよ、必要ないって私は言い渡してるんだよ。

(マキシマ) それで、今、文面にもあつたんだけど、そういう行為は非常識だつて自分でゆつてるんだよ、非常識ってな、犯罪行為じゃねえだろ? 自分でゆつてんだよ、非常識だつて。

留守宅に置いてくのは非常識だつて、文面の中にもあつたけど、だからゆつてんだろ?

(私) 犯罪行為だつて。犯罪行為だから告訴状があるん、これどうなつたの? 受け取つてください。

(マキシマ) 知らねえよ、そんなの。

(私) 告訴状です、刑事課に渡してください。

(マキシマ) 渡さないよ、自分でい、持つて行きなさいよ、行くなら。郵便屋じやねえよ。

(私) (苦笑)いやいや、警察に渡してるんですよ。

(マキシマ) あ、告訴は、告訴はちゃんと刑事課行つて下さい。

(私) それでいいんですか?

(マキシマ) だって、そうだよ。

(私) だって、おまわりさん、受け取らなくていいんですか?

(マキシマ) いいじゃなくつて、告訴は、告訴はちゃんと告訴の係が居るから。

(私) いやいや、普通のおまわりさんは受け取らなくていいんですか?

(マキシマ) 受け取らない。

(私) 法的根拠はあるんですか?

告訴事件であれば、ちゃんと告訴受理者がちゃんと居ます、担当が。私達、そうゆう担当じゃないから。

(私) 録音しますけど。

(マキシマ) い、どうぞ。はい、録音してもなんでもいいから。私もじやあ、録音してるんだから言いますけど、ご自分でおっしゃつている通り、常識が無いっていうふうに貴方がおっしゃつてている行為だよ、今回のは。

留守宅に置いてくんが常識が無い、って自分でゆつてるんだから犯罪じゃないじゃん。

B-甲8号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件

(私) 常識が無いのと犯罪じゃないのとは違うでしょ? 両方兼ねてます。

(マキシマ) 兼ねてねえよ。

(私) 両方兼ねてます。常識が無い、かつ犯罪です。

(マキシマ) だって、常識が無いのは犯罪じゃないよ、そもそも。

(私) だから、貴方のレベルの詭弁は通用しないから、もう。

(マキシマ) 詭弁でも何でもねえじやん。

(私) 告訴状にこれだけきちんと簡潔明瞭にまとめてあるんですよ?

(マキシマ) 全然聞いてわかんねえ。

(私) 言い逃れできないでしょ?

(被疑者不詳V) なんすかこれ?、会費ですよね、三口分。

(私) ですからね、

(被疑者不詳V) でもこれ、要らないっていっても、これって、貰わなきゃいけない物じゃないですか?

(私) いや、要らないんだったら要らない、私は要らないって言われたら棄てちゃいますよ。

世話人だとして。

(被疑者不詳V) ふうん、棄てればいいんじゃないですか、じや。

(私) いやいや、それは石井恵子が棄てればいいんであって、私が棄てればいいんじゃないです。

(被疑者不詳V) 石井恵子さんと連絡とか取ってる、取ってないんですか?

もうやんないでくださいよ、とかって。

(私) や、それを言えば済む問題じゃない。 刑事事件なんです、 刑事事件。 齧迫罪なんです。

(被疑者不詳V) うん。 ふうん。

(私) 住居侵入罪なんです、 ええ。

(被疑者不詳V) ふうん。

(私) 本人に直接言ったら済む問題じゃないから、おまわりさんを仲介してるんです。

受け取るんですか? 受け取らないんですか?

(被疑者不詳V) 受け取んないよ。

交番の人とか来てます? この話とかって交番の人とか知ってるんですか?

(私) だから、南雲さんに出してるんですよ、私。

(被疑者不詳V) 南雲さんは交番の人じやないです。

(私) 刑事課です。

(被疑者不詳V) うん、交番の人、巡回とか来ます? で、交番の人とかにその話してます?

や、この話はだって、共有されてなかったら、また、それはそれで問題だから。

(私) じゃ、それを共有していただいていいですよ、持って帰って共有してくれて。

(被疑者不詳V) だから、交番の人は来てるんですか? って聞いてるんです。

(私) めったに来ないです。

(被疑者不詳V) あ、じゃ、来たことあるんですね?

(私) 通報すれば来ますよ、そら。 来るだけは来るけどね。

(被疑者不詳V) ふうん。

(私) 一度も、あの、私の言ってる事に対応していただいた記憶が無いです。

B-甲 8号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件

(被疑者不詳V) うん。

(私) もう三十回も四十回も呼んでますけど、全て聞き流していただいてますね、ありがたいことにね。

(被疑者不詳V) そうですよね、そうですよね。

(私) ですから、ええ、住居侵入の現場を確認していただきます。

立入禁止というのは、前回のけ、教訓を踏まえて私が書いたんです。

(被疑者不詳V) ふうん。

(私) それでもやりました。再犯しました。で、おまわりさんが最優先でやるべきことは、この証拠もうで、申出書が、もう既に届いているのかどうかを確認することではないでしょうか?

(被疑者不詳V) ふうん。

(私) その上で、今日来たんだったら、もうそれはもう完全にクロだと思います。

動き、もう、否定しようがないですね。

(被疑者不詳V) これ、読んで頂いていいですか?

(私) どういう証人喚問させようとしているか、

詳しくは録音の通りですが、4月16日、村の集まりの終りにおいて、原告が郵便局員侵入事件の、ええ、紹介を始めたところ、「そんなん、ここでする話じゃない」と発言した真意を説明してください。

その上で、4月29日に正当性の無い留守宅侵入をあえて選択した理由は何ですか?

(被疑者不詳V) その集まりとかで、石、石井恵子さんでしたっけ?

(私) ええ。

(被疑者不詳V) 会ったりするんですか?

(私) いや、会ったりって、一緒に居るんだから会ってますよ。

(被疑者不詳V) ですよね、じゃ、今日、戦争状態つつってたけど、それでもう言い合いになっちゃうんですか? 何で言い合いになるんですか?

(私) いや、何でって、人が、理由を、理由から説明して始めている行為を、そんなんここでする話じゃねえ、って頭か、ごなしに否定したら当然、戦争状態になりますわね?

(被疑者不詳V) 石井恵子さんが言うんですか?

(私) はい、その前に同じ発言をした人が居るんです。

(被疑者不詳V) ふうん。

(私) その発言を模倣してるんです、模倣することによって威力を示しているんです。

(被疑者不詳V) ふうん。

(私) 村人として結束してるという威力をね、さらには包囲網として結束と、してるという威力を。村人が結束してる? ふうん。

(私) そりや、録音聞いていただくしかないです。なんで四面楚歌の状況になんなきゃいけないん? 私が言ってることは極めて当たり前のことを言ってるだけで。

(被疑者不詳V) それはわからない、私達には判断できない。

(私) だから、判断してください、してください。

(被疑者不詳V) うん、警察署の方に行かないですか? 今井さんが。

(私) え、私は何度も録音したもの渡そうとしましたが、

(被疑者不詳V) 渡そうとしてる?

B-甲8号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件

(私) しますよ、みなかみ署の人にもしてる、渡そうとしてる、みなかみ交番の人にも渡そうとしてるし、南雲さんにも渡そうとしたけど、受け取ろうとしないんです、メモリースティックをね。

(被疑者不詳V) うん。

(私) 見ざる、言わざる、聞かざる、ということでしょうねえ?

(マキシマ) 刑事さんがいま、刑事が折り返し電話くれるとしてますけど。 あ、時に、洗濯物がぐつしょりだよ。

(私) あ、それ、いいんです。

(被疑者不詳V) ずっと干してあるんですか?

(私) ふん。

(被疑者不詳V) しまわないんですか?

(私) 晴天に当るまでずっと干しとく。

(被疑者不詳V) ふふん 靴下とか、落ちちゃってますよ?

(私) いいんです、あれは、あの、もう、水虫靴下だからそのままです。

(被疑者不詳V) あれって、一人暮らしなんですか?

(私) はい。

(被疑者不詳V) ふうん、隣のかたもあれですか、あの、ロープ張ってあるじゃないですか、あれって、入口一緒じゃないですか? 隣のかたと。

(私) 隣のかたは不法占拠者なんで、そもそも、あの、い、居る資格が無いんで。

(被疑者不詳V) そりや、わかんないすけど。

(私) 居る資格が無いんです。 ええと、今、どういう状態なんでしょう? 私は、あの、すみやかに、ええ、現場検証していただいたんで

(被疑者不詳V) 今、刑事課の

(私) よ、容疑者の、ええ、に、聞き込みなりしていただきたいんですけどねえ。

(被疑者不詳V) それはわかんないです。

(私) こっから 100m ぐらい上です。

(被疑者不詳V) ふうん。

(マキシマ) わかんねんだいなあ、その、なに、う、今井さんにしてみると、その、なに、女人、

(私) ええ?

(マキシマ) が、気にくわねえんだ?

(私) (苦笑)や、気にくわねえとか、そういうわけじゃなくて脅迫罪と住居侵入罪です。

(マキシマ) だから、きよ、脅迫って言うけど、脅迫行為が無いじゃん、何にも。

(私) いや、あるから言ってるんです。

(マキシマ) じゃ、具体的にどうゆう脅迫?

(私) だから、読んでください、声を上げて読んでください。

(マキシマ) わかんねえよ。

(私) 脅迫罪のところ読んでください。

(マキシマ) 脅迫行為が、だからわからない。

(私) いや、告訴状としてまとめてるんだから。

B-甲 8号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件

(マキシマ) 違う、話合いの、話合いの場で、みんなが居る前で、

(私) 違うじゃなくて、読んでください。

(マキシマ) 聞いてたけど、わからねえから聞いてるんだよ。

(私) もう一回読んで。理解してねえんだよ。

(マキシマ) だって脅迫行為が無いじゃん。

(私) 理解できないんだったら何度も読んでください、何度も。

(マキシマ) じゃ、俺のあれに答えてくんねえかい?

(私) 何を?

(マキシマ) こん中に書いてある、ねえ、常識じゃ無いっていう行為なんじゃねえの? この行為は?

(私) 何をゆってるん、脅迫罪と侵入罪を訴てるんです。

常識が無いよ、もちろん、常識が無いとかゆうレベルじゃなくて、犯罪だつつってるん。

(マキシマ) 今日はこのことで呼ばれたんだよ、だって。

(私) そうですね、不法侵入罪です、正当性が無ければ不法侵入罪ですよね?

(マキシマ) 正当性あるじゃん、だって。

(私) 正当性無いじゃない。無いって言ってるでしょ?

(マキシマ) 持って来てる物が、配るつって持って来たんだもん。

(私) だからなんでポストじや駄目なの? 答えて、どうしてポストじや駄目なの?

(マキシマ) 本人に聞かなきゃわかんねえよ。

(私) だから、聞けよ、それを要求してんだよ。

(マキシマ) まだ、聞いてないの?

(私) ええ。

(マキシマ) あ、聞いてないの、聞いてない割にはなんか、

(私) 別に聞く必要は無いよ、本人に聞く必要は無い。

(マキシマ) あなたが思ってるだけのことでき、思います、思います、って書いてあるだけのことでき、全然だから全然わかんねんだよ、俺が、決め付けているけどさ、貴方が決め付けてるだけで、相手が、

(私) 貴方がわかんなくとも裁判所がわかればいいん、検察庁がわかればいいんで。

(マキシマ) ふうん、まあ、刑事さんが今、電話よこすからさあ。

私も刑事経験長かったけどね、ペえペえじゃ駄目げだから。

(私) 当たり前のことを書いてあるのに、わかろうとしないんだから、どうしようもないじゃん。

(被疑者不詳V) や、わかろうとしてるけど、そりやだって、向うのだって気持ちもわかんないからさ、何とも言えないし。

(私) 気持ちの問題じゃない、行為の問題です、これは。

(被疑者不詳V) うん、だから、脅迫って言ってるけど、向うが脅迫してるかもわかんないし、今井さんがそう言っているだけであって一方的に書いてるだけだよね。

(私) 本人に聞いてどうするん、行為でわかるでしょ?

(被疑者不詳V) いや、わかんないすよ。

(私) 一方的って、脅迫は相手が認めようが認めまいが関係ないよ。

(被疑者不詳V) 私達は今井さんの立場に立つこともできないし、相手の立場に立つこともできない

B-甲8号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件

し、中立なんだから。

(私) 状況と行為によって成立する物なんで、相手が認める認めないは、とりあえず関係ないです。

(被疑者不詳V) 関係あるよ。

(私) 最初から認める犯人がどれだけ居るの? 馬鹿げなこと言わないのでよ。

(被疑者不詳V) ふん。

(私) 自供しか、犯人を逮捕する証拠が無えんだったら、百人に一人も犯人が捕まんねえでしょう?

埒があかないんだったら直接、

(被疑者不詳V) 今、刑事課

(私) 石井恵子の家に乗り込むよ。

(被疑者不詳V) いや、知らないよ、そんなの、乗り込んで何すんの? じゃ、だって、

(私) 渡してくる、説明して。

(被疑者不詳V) ふうん。

(私) 立ち会っていただけるとありがたいね、これが着いてるか着いてないかは決定的な状況の違いなんなるよね? もう20日ぐらい経ってるんだから着いてておかしくないね、証人尋問の要請。

とりあえず、写真撮影とかしてくんないですか? これ現場検証お願いしてるんで。

(被疑者不詳V) ふうん、今、刑事さんと、

(私) ドアの立入禁止の表示とか。

(被疑者不詳V) うん。

(私) これだけ簡潔明瞭に纏め上げてる物を、わからんと言われれば何もわからんでしょうね、それは。日本語がわからんと言ってるのと一緒にだから、どうしようもない。

てゆうか、郵便局員の件はどうなってます? それが一番、逃げも隠れもできないと思いますが。

(被疑者不詳V) いや、それ、私達に聞かれてもわかんない。

(私) わかんないとこれ、判断しようがないよ、これ模倣なんで。模倣なの、郵便局員事件の模倣なんです。

(被疑者不詳V) ちと、聞いて、私達も、これの、これで、なんか無断で入られたっていうので来てるから、どんなのかなって来たら、すと、私達からすると、なんか書いてある感じだと、今井さん宛にもう来てるし、で、もう配ってる人もわかってるんすよね?

(私) ええ。

(被疑者不詳V) ですよね。

(私) だから、その事実だけ、とりあえず確認してくださいよ、これ置いたの貴方ですかねって。

(被疑者不詳V) うん、そうなんじゃないですか? だって、書いてあるじゃないですか。

(私) いや、私もまだ確認していない。前回のは録音しますよ。今回はまだ連絡取っていないんで。

(被疑者不詳V) 録音して何が、決定的だと思ったんすか? じゃ。録音する意味は?

(私) や、本人である、本人の自供ですよ。自供。

(被疑者不詳V) 自供? と、これだけ見ると別に、

(私) や、別に、じゃなくて、立入禁止と書いてある留守宅にどうして立ち入れるん、それが異常でしょ? 違いますか? おまわりさんの立場で。

(被疑者不詳V) それが隣保班だとしたら 別にふ、書いてあったって、コンコンとやって、居なければ、

B-甲 8号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件

今井さんて、来ないですか?

(私) 来ないです。絶対ありえないです。今時の常識として、そんなのありえないです。都会ではあります。

(被疑者不詳V) 都会じゃないっすよ。

いや、田舎だって人権は同じです。人の権利は同じです。

(私) コンコンとして、こ、返事が無ければ、普通は立ち入らないです。

それはこういうことになるのが嫌だからです。それは当たり前の常識です。

(被疑者不詳V) こういうことってのは?

(私) 住居侵入罪と言われるのが嫌だからです。

(被疑者不詳V) ふ、言われると思ってないと思いますけどね。

(私) いや、言われる、ますよ、当たり前に。

(マキシマ) 難しいね。

(私) じゃ、おまわりさんとして、住居侵入じゃないと思うの? 正当な理由の無い侵入なんですよ。

(被疑者不詳V) いや、わかんないすけど。

(私) いや、判断する仕事でしょう?

(被疑者不詳V) わかんないす。今、刑事の方が、

(マキシマ) 貴方が言ってる通り非常識の範囲だと私は思います。あなたがおっしゃってる通り非常識の範囲です。

(被疑者不詳V) うん、そう思いますよ、私も。

(私) じゃ、その非常識をどうするんですか?

(被疑者不詳V) どうするっていうのは?

(私) (苦笑)いや、おまわりさんとしては、非常識だったら何も手出ししようがないと?

(被疑者不詳V) いや、そんなの、今、私達何課だかわかります?

(私) 交通課ですか?

(被疑者不詳V) 違います。 私達が判断できないから今、訊いてるんです。

そこでわあっと言われても、判断のしようが無い。

(私) 合理捜査とは何ですか?

(被疑者不詳V) 何ですか? わかんないです。

(私) (苦笑)いや、それ、録音してますけど、いんですか?

(被疑者不詳V) いいですよ、

(私) 犯罪捜査規範、

(被疑者不詳V) うん。

(私) 合理捜査。

(被疑者不詳V) うん、ちなみに今井さんはこれ、石井さんのところに直接行って、話すると言ってたんですけど、なんすか、何で入ったんだ、って言いに行くんですか?

(私) 入ったのは貴方ですね? というまず確認です。それから証人尋問の案内が届いてますか? というのが二点目ですね、そのぐらいかな。

(被疑者不詳V) ふうん。

B-甲 8号証の反訳書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件

(私) 立入禁止とゆうのが目に入らなかつたってのはありえないですね? 目の高さに書いてあるんですから。

(被疑者不詳V) 書いてありますね、二枚目にも書いてあるんすか?

(私) 両方に書いてあります。

(マキシマ) このまえ、このまえ刑事課行つたのはさ、一体どこまで話したの? いつのことまで話したの? 刑事課には。

(私) 5月2日に行って、南雲さんに半日かけて説明しました。

(マキシマ) ふうん、そこまでの話は、その中の、今見た告訴状の中で言つたら、それもうんと含まれてるんでしょう?

(私) うん。

(マキシマ) 含まれてるんでしょう?

(私) ええ。

(マキシマ) で、申し訳ないけど、俺んちが今日、その、なに、聞いたら何か届けられたっていう紙で来たのは、ご自分でおっしゃる通り、非常識以外の何物でもないと思います。

(私) ですから私は脅迫罪と住居侵入罪を主張しておりますが?

(マキシマ) だから、その脅迫は今日は無いですよ。

(私) だから、なんで無いって言い切れるん?

(マキシマ) だって接触してないんだもん。

(私) はい?

(被疑者不詳V) ふふん。

(私) 誰と誰が接触してないん?

(マキシマ) だって接触してないんだもん、そのいまいさんて人とさ、貴方が。

(私) あ、いしいさん、接触してなければ何?

(マキシマ) き、今日の話は、き、今日のこの時点の、どこまで相談されているか知りませんけど、今日のこの、呼ばれた、私達が呼ばれたことについては、何にも犯罪ではないと思います。二人のおまわりさんの結論はね。

(私) さっき、私が説明した内容が一字一句録音されているんですけど、その上で、事件性が無いと言ひ切れるんですか?

(マキシマ) じゃ、今日、私達が聞いた内容については事件性は無いと思います。

(私) あ、そうですか?

(マキシマ) はい。

(私) じゃあ、それで結構です。もう録音できましたから。ありがとうございます。

(マキシマ) いいですか?

(私) はい。

(マキシマ) そいで、後は、それがわかればいいんですか? それが判断してもらえれば。

(私) いや、貴方がたの違法性が記録できましたので、それで結構です。

私が事件性を主張しているのに、それを根拠も無く、根拠も無いのに事件性無しと判断しているわけですよね? それは極めて異常です。

B-甲 8号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件

(被疑者不詳V) ふうん。

(私) 私は根拠を示して説明してるんです。それを否定する根拠も提示せずに事件性無しと?

(被疑者不詳V) じゃ、今までそれ話すときって、刑事課の人とか、みなかみの人とか、何て言ってるんですか? それがお、知りたいんですよ。

(私) じゃ、自分で聞いてください。私や、もう三ヶ月以上経ってるんですよ、それが異常ですよね?

捜査する気があれば、三ヶ月もかかるんですよね?

(被疑者不詳V) いや、わかんないす、刑事課でもなんでもないんで。

(私) いやいやいや、だから沼田警察署がもう完全に不作為だというのは、もう明らかなんですよ。

(被疑者不詳V) ふうん。

(私) だけど、現場検証ぐらい、せめて、するだろうと。

(被疑者不詳V) ふ。

(私) 人が事件性を指摘してるんだから、違法性を指摘してるんだから。

(被疑者不詳V) ふうん。

(私) せめて写真撮影くらいするだろうと。

そういう機能を期待してるんですけど、それもしないんですか?

(被疑者不詳V) だって、今まで、何、2009年とか言ってましたっけ、2009年からもう三十回以上相談してるつつたじやないですか?

(私) 沼田署には、ここ四年で三十回以上通報してるでしょうね。

(被疑者不詳V) その間、何なんですか? なん、みんな、どうしてたんですか?

(私) じゃ、自ら聞いてください。

(被疑者不詳V) いや、居ないすもん、みんな今、その、前の人、沼田署に。

聞きようが無いから今、聞いてるんですよ。

(私) いや、たくさん居ますよ、見知った顔が。 昨日来た二人もそうでしたよ。交番の人。

(被疑者不詳V) 昨日?

(私) 昨日、夕べかその前かも、二人、来てましたけど。

(マキシマ) では、今日のこのことについては、録音しているということですから、あの、自分でも告訴状の中に書いてあった通り、非常識の範囲だと思います。犯罪には私もならないと思います。

(私) だけど、根拠は? 私や根拠を示して。

(マキシマ) あのさあ、犯罪ってゆうのは、やっぱり目的があるんですよ。

(私) はい?

(マキシマ) 目的が。

(私) 目的は説明しましたよね?

(マキシマ) 雨宿りをしましょうとかさ、ねえ、なんか盗みましょうとかさ。

(私) ええ。

(マキシマ) だけど、置いてく物を置いてったことについてさ、それがどうつったら、ちょっと無理だよね。

(私) だから目的は脅迫だつってるじゃない。

(マキシマ) 私は裁判官じゃないんで、裁判官じゃないので、最高裁の、ねえ、十三人のうちの過半数

B-甲 8号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第356号 慰謝料請求事件

の人がやる人間じゃないんで、なんとも言えませんけども、ご自分でもそこに書いてある通り、非常識の範囲内だと思います。

(私) いや、思う根拠は何なんですか?

(マキシマ) はい、私の今までの経験です。

(私) 合理検査をして下さい。

(マキシマ) 私の今までの経験で、経験則で申します。

(私) はあ?

(私) はい、だから、このように、我々はいつでもお前の不意をつけるのだぞ、だよという意図を示しているわけなんですけど。

(マキシマ) ん、だ、誰の、誰を、今の言葉は誰に対する言葉?

(私) 包囲網が私に対して示している言葉です。

(マキシマ) 包囲網って、誰に対する、貴方に対する包囲網?

はい。

(マキシマ) ふうん、皆の会議の場所で、わかんないよ俺、そっちの方はさ、よく聞いてないつつうかさあ、ずうっと一連の流れも相談されてるつつうことだから、私とやかく、前のおまわりさんのことはどうのこうの言うつもりも無いから、今日のこの場面だけとらえさせて、話をさせていただきますと、違法性は無いと思います。

(私) (苦笑)わかりました、じゃあ、あの、現場の確保だけし、お願いしたいんですが。私は違法性を主張します、犯罪を主張してるんで。

(マキシマ) だから、自分で書いてある通り、書いてあるように、違法性無えんですよ。

(私) だから、それをしないで帰れるんだったら帰ってください。

(マキシマ) 帰ります、はい。

で、イマイさん、そんで、悪いんだけど、今後さあ、来てって呼んだんだったら、ロップぐらい外しといてくんねえかい?

(私) そら、そうですね。

(マキシマ) 常識の範囲内で。

(私) はい。

(マキシマ) ね? おまわりさん呼んどいてさあ、ロップが張ってあったらさ、どう、来た俺達にしてみると、

(私) (苦笑)ううん、最初から期待してないつつことかね?

(マキシマ) いや、そうじゃなくって、どうですか?

(私) え、そら、失礼だいね、ええ。

(マキシマ) そうだいね、それだけは申し伝えますから、ね?

(私) 申し訳ございませんでした。

(マキシマ) お願いいいたします、じゃ、以上で帰りますけども、私、沼田署のマキシマと言います、はい、帰ります。

(私) 二回目ですねえ、郵便局の件でもね。

(マキシマ) そう、郵便局でも会ったよねえ、はい。

B-甲 8 号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 356 号 慰謝料請求事件

(私) あれ、どうなってますかねえ?

以上

20181022 今井豊

2017.10.03 14:53 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から群馬県警沼田警察署
(群馬県沼田市上原町 1738-1)高田光男との通話の録音の反訳書

(タカダ) もしもし、

(私) もしもし、

(タカダ) あ、お電話代りました。

(私) はい、あの、署長ですか?

(タカダ) あ、あの、署長はですね、ちょっと、あいにく、出られないんですけれども。

(私) あのう、

(タカダ) どういったご用件でしょうか?

(私) はい、あのう、未決事項に対応していただける気が無いんであれば、あの、署長にお願いするしかないんですけれども。

(タカダ) 未決の事項というのは、あの、どういった?

(私) ええ、私はイマイユタカですが、貴方様は?

(タカダ) あ、私はタカダと言いますが、

(私) タカダさん、

(タカダ) はい、

(私) それ、あのう、昨日、あの、カワタさんにお話してるんですけども。

(タカダ) ええと、何時ごろですか?

(私) ええと、夕方かな、

(タカダ) 夕方、はい、電話ですか、はい、

(私) あの、署内で共有します、とおっしゃってましたけど、何も共有されてませんか?

(タカダ) あの、相談業務とかそういうのがありますから、ええ、

(私) じゃ、改めて申し上げます、はい。あのう、二年半前の冬の、

(タカダ) ええ、

(私) あの、猟銃脅迫事件なんですけども、

(タカダ) 猟銃? ええと、イマイさんが被害者なんですか?

(私) (苦笑)ええ、そこでとぼけられても困るんです。あの、沼田署の人で私を知らないはずがないんで、

(タカダ) いや、私は、だってイマイさん、ねえ、二年前はこっちに居なかつたし、イマイさんとお話するのは今日初めてですから、

(私) では、か、簡単に申し上げます、

(タカダ) はい、

(私) ええ、当時、現場検証を担当したヤナオカさんとクロイワさんが、

(タカダ) はい、

(私) 今、二人ともしょ、沼田署に居ないようですね?

(タカダ) ああ、二人とも居ないです。

(私) できたら、できたら本人達と連絡を取りたいんですけども、

(タカダ) ええ

(私) それはあくまで教えていただけないんであれば、代って、あの、確認していただきたいんですよ。

(タカダ) 何を確認すればいいんですか?

(私) 未決事項です。

(タカダ) だから、その未決事項というのが?

(私) まず、三つあるんですが、まず、一つ目ですね、

(タカダ) はい、

(私) ヤナオカさんに対してなんですが、

(タカダ) ええ、

(私) ちょっとメモ取っていただけますか?

(タカダ) 取ってますよ、

(私) はい、あの、最初の発砲者に対して、

(タカダ) ええ、

(私) 何らかの行政処分を行う予定だと、注意なり処分を行う予定だと、

(タカダ) はい、

(私) あの、初日、おっしゃってたんですけども、

(タカダ) 注意をすると?

(私) はい、あ、行政処分をすると言つてました。注意というのは私の言葉ですね。

(タカダ) ああ、

(私) 行政処分をする予定だよ、とおっしゃつてましたが、

(タカダ) ええ、

(私) その後、何度訊いても、どんな処分をしたのかを答えてくれないんですよ。

(タカダ) ええ、ええ、

(私) 黙秘してるんです。

(タカダ) ほおお、

(私) だから、ど、何らかの注意なり処分をしたのか、しなかったのか?

(タカダ) は、ええ、

(私) を、まず確認願いたい。これヤナオカさんの未決です。

(タカダ) ええ、

(私) はい、でそれが有ったか無かったかによって、その後の、あの、獣の死骸、あの、イノシシの死骸だの血痕の事件に、の事件性の判断に大きく影響するはずですから、そうですね?

(タカダ) ふうん、あの、日付というのはわかるんですか?

(私) あ、わかりますよ1月11日の発砲です。

(タカダ) これは、え、二年前ということは平成27年、

(私) 2015年、

(タカダ) はい、2015 年の 1 月 11 日の話?

(私) はい、

(タカダ) はい、

(私) ええ、それが、一つ目です。

(タカダ) ええ、

(私) それから、二つ目なんですが、

(タカダ) はい、

(私) ええ、それから二週間ちょっと後の、ええ、1 月 26 日には、

(タカダ) はい、

(私) あの、まず、と、その畑に、の手前の通り道が、あの、血だらけになってたんですよ、 血だらけってゆうか、血の跡、血や肉をついたんだ後の、うん、まあ、黄色い穴がボコボコ、そこらじゅうに空いてまして、

(タカダ) はい、

(私) カラスの大群が騒いで大変なもんだったんですけども、

(タカダ) はい、

(私) それについて、あの、人為性を否定する根拠は何ですか？ と。まあ、普通に考えれば、あの、ハンターが通り道まで獲物を持ち出して捌いた、と考えるのが普通なんですけども、

(タカダ) ああ、

(私) それをあの、人為性全く無しという判断をしてるんですよ、当時。

(タカダ) ええ、ええ、

(私) それはどういう根拠なんですか？ と。異常な判断だと思います、と。

(タカダ) ええ、

(私) これはクロイワさん宛の、あの、指摘事項です。

(タカダ) はい、

(私) はい、で、三つ目もクロイワさん宛となるんですが、

(タカダ) はい、

(私) その 26 日に、あの、大きなイノシシと小さなイノシシが、通り道から外れた所に、 一体づつあったはずなんですよ、そういう報告を受けてますから、

(タカダ) うん、あったはずというのは？、その、

(私) あったんです。

(タカダ) イマイさんが？

(私) はい、あの、私が見た時もそうだったし、クロイワさんも、

(タカダ) イマイさんが見た時にあったということですね？

(私) はい、クロイワさんは現場検証してますから、撮影も頼んでますから。

GPS で、あの、地点まで言ってましたから、ちゃんと、あの、現場検証されてると思います。

(タカダ) はい、それが事件性が有るということですか？

(私) 有るでしょう？ 人為性を排除してるんでんよ？

(タカダ) ええ、

(私) 捜査において、おかしいでしょう？

(タカダ) 人為性排除してる？

(私) 通り道の血痕を、誰、人間以外に誰、何がするんですか？ そら普通に考えてハンターハンターの仕業でしょう？

(タカダ) なんとも言えませんね、そこはね、

(私) 最初の発砲との関係を、まず疑うべき状況ですよね？、脅迫として。

(タカダ) ああ、

(私) それをしてないんですよ、それが異常だつってるんです。異常ですよね？

(タカダ) その行政処分というのは、その発砲者に対する行政処分ってことなんですか？

(私) そうでしょうね、だってあの、至近距離ですよ、30m、しかも私の畠ん中奥深くまで踏み込んできての発砲ですからね、

しかも私をたぶん、狙撃してるんですよ、だから殺人未遂としても訴えますけどね。

(タカダ) そういうんだ、

(私) 銃口、弾丸の方向、あの、着地点も、到達、何も、あの、確認できていませんよ。

(タカダ) はああ、

(私) あの、そういう指摘を後日、私が言ったら三日後に、あの、現場の再検証してましたから。

(タカダ) ああ、なるほどね、

(私) ええ、何も確認できていません。だから、狙撃されたと言われても否定する根拠は何も無いんです？

(タカダ) ふうううん、

(私) ま、そういう状態で、私は当初、初日から脅迫だと主張してるんですが、ヤナオカさんは、じゃあ実際、脅迫の言葉が有ったのか？と、そこだけを、そこだけにこだわって脅迫だと認めてないんです。事件性を認めてないんです、とにかく。

(タカダ) ああ、なるほど、うん。

(私) はい、それで、あの、血痕があった日の帰りに、あの、クロイワさんの検証が終わって、私が夕方帰る帰り道に、イノシシの死骸、あの、小さなイノシシの死骸が二匹、あの、通り道に置かれていたんですよ？ それもおかしな話です。ええ、クロイワさんが帰って、わずか二時間足らずの間に。

(タカダ) 帰って二時間ぐらい経ってから、

(私) はい、で、そのイノシシの死骸二匹をめぐって、ヤナオカさんやクロイワさんと、まあ、カラスの仕業だ人間の仕業だと、すったもんだしてたんですが、

(タカダ) ええ、ええ、

(私) むしろ、人為性は血痕の方がずっと高い。当時は私はそっちは主張してなかつたんですが、

(タカダ) はああ、

(私) と、思います。

(タカダ) ああ、はい、

(私) 血痕の方まで獣の仕業にするのは無理ですから、だから、当初なぜ、血痕が、あの、誰の仕業なのかをまず確定しなかったのか、が捜査上の大きな問題だと思います。

(タカダ) 確定しなかった、確定できなかつたつことなんすかねえ?

(私) できないじゃなく、しなかつたんです。私や、あの、その時から言ってますから、だって、あの、通報した時自体が、関連のこう、あの、脅迫だと思うんで、現場検証してくれと依頼してるわけですから?

(タカダ) 関連の、

(私) ええ、先の発砲との組合せで関連の脅迫だと思いますから捜査をお願いしますつつて、それに応じて来たのはいいんだけど、私の主張を全く無視した捜査をしてたってことですね?

(タカダ) はああ、なるほどね。

(私) はい、更に2月20日から、私の指摘に全く答えず、黙秘している状態が続いているんですよ?

(タカダ) ええ、

(私) あの、沼田署としてね、あの、この件については、もうこれ以上お話できませんと、全然知らない関係ない人から、帰り際に言われて、それっきり本当にそうなってるんです。

(タカダ) ええ、

(私) 3月20日に私が三回目の文書、あの、指摘文書を出して回答を求めて、それも無視されてますし、

(タカダ) はい、

(私) その上で起きたのが第3点目の指摘です。これは、あの、クロイワさんに訊いて欲しいんですが、その大きな猪が3月27日には、毛皮んなつて通り道に置かれてました。チャンチャンコの状態で。100kgもある猪を、丸二ヶ月以上も経って捌いて何になるんですか?そもそも捌くこと自体の正当性が無いと思います。

更に、通り道に置かれてたんです。通り道まで出て来る正当性っていうか、それも偶然性つてゆうか蓋然性では、ありえないと思うんですけど?

(タカダ) それが3月の何日なんですか?

(私) 27日です。

(タカダ) 27日。

(私) これは、もう、通報しても無駄だと思ったんで、一切、あの、そちらにはお知らせしないですが、私の鮮明なビデオ画像が残っております。

(タカダ) ああ、

(私) という状態です。その三つ目だけは、もう、絶対に人為性は否定できないですから。

(タカダ) そこに、その、チャンチャンコが落ちていたということですか?

(私) ま、置いて在る、まさに通り道上に置いて在ります。

(タカダ) ええ、

(私) 雪道の、私の足跡上に置いて在ります。

(タカダ) ああ、それはどうなさったんですか?

(私) いや、そのままにしてましたから、今は無いでしょう。

(タカダ) 誰か持つて行っちゃったんですかね?

(私) ううん、というか、その、二ヶ月以上経った腐乱した肉を、さ、捌いてどうするんでしょう? (苦笑)そもそも捌く正当性、が無いです。

(タカダ) うん? で、そこにあった、そこにずっとあったんですか?、死骸が。

(私) ええ、あの、通り道から 20m は外れた所にあったんですよ。

(タカダ) ああ、畠の中にねえ、

(私) 畠の中じやない、畠の中じやない、畠の手前の峠です、山の中の峠、

(タカダ) 畠の手前の峠、

(私) ええ、峠の、通り道から 20m 外れた所に、死骸は元々在ったんです。

(タカダ) ええ。

(私) で、大きい方は 100kg ぐらいもあると思われる、あの、捌かれる前の映像も残ってますが、100kg ぐらいはある、あるんじゃないかと思われる、ええ、死骸ですんで、

(タカダ) ええ、ええ、

(私) 殴かなきや、通り道まで持ち出せるはずがないんですよ。

(タカダ) 殴く?

(私) ええ、殴くってゆうのは、解体する、

(タカダ) ええ、

(私) ええ、で、毛皮だけ、あの、きれいになめした、あの、チャンチャンコ、座布団状態になって、通り道に置かれてたんです。

(タカダ) ああ、チャンチャンコになってね。

(私) それは、獣はチャンチャンコにはしないでしょ、なめしたりはしないもん。熊がね、例えばあの、腐った肉でもいいからって漁ったとしても、チャンチャンコにはしないですよ?

(タカダ) ああ、

(私) チャンチャンコ状態で置いてあります、映像を見ればわかりますが。

(タカダ) ああ、

(私) だからこれは、ええ、ハンターであるのか、誰であるのか、わかりませんが、とにかく、人間の仕業です。

(タカダ) ううん、

(私) ええ、そういう状況なんんですけど、

(タカダ) うん、

(私) その事件性を全く否定して処理してしまっているのが、あの、沼田署の大いなる過失です。

(タカダ) ううん、

(私) だって、猟銃を駆使して、その猟銃で殺した獲物を晒しての脅迫ですからね? もう「このイノシシのようにお前を殺すよ」と言ってるのは明白ですから?

(タカダ) ああ、その当時、イマイさんは、その心当たりっていうか、あれが有ったんです

か?

(私) ええ、そういう指摘をもちろんしますよ、それを無視してるんです。

無視して、ドロンして今は二人とも居なくなっちゃってるから、

(タカダ) ええ、ええ、

((私) 苦笑) これはあの、露骨な隠蔽・隠滅だと感じるんですが?

(タカダ) ああ、そういうことが無かったと言えれば、ってことなんですかね?

(私) だから、はい、あの二人の行き先を教えてもらえないんであれば、どなたかが介在して、その指摘をあの、ええ、質してください。

(タカダ) ただ、我々も、警察組織の人間ですから、きちんと現場認定をして、結末はそういう形で、あの、判断してると思いますから?

(私) (苦笑) してないから言ってるんです? してないから署長さんを出してくださいって言ってるんです?

(タカダ) ええ、ええ、だけど、それは一つのねえ、それには、あれですよ、ああ、ま、携わった携わらないは別として、ええ、

(私) ええ、

(タカダ) そういった結論は、

(私) だから、きちんと判断しませんって。明らかに合理捜査に違背してるでしょ?

(タカダ) だから、それはイマイさんの主張であって、

(私) いやいや、犯罪捜査規範の合理捜査、あらゆる可能性を探れという要請に違背しますよね? 明確に。人為性をどうして排除できるんですか? 人為性が九割以上のケースにおいて、どうして人為性を排除するんですか? 異常でしょ? それが。

(タカダ) ああ、それを私に言われてもあれだね、

(私) いやいや、当然そう考えてもらわなきゃ、職責として。

(タカダ) ああ、

(私) 違いますか?

(タカダ) はい、あのう、そういう一般論的な話は別として、現場へ行って、確認して、そういう判断したんであれば、それは、結果として、そう出ているんだだと思いますよ? もう。

(私) 意図的に異常な判断をすれば犯罪ですよ?

(タカダ) それは、それはイマイさんの主張だからさ、ね?

(私) 職権濫用罪だし脅迫罪だし、

(タカダ) 何でそういうこと言うの?

(私) あの、他にも罪状を三つ四つ挙げてますけど。

(タカダ) ああ、そうですか? うん、

(私) はい、そういう状況なんで、

(タカダ) うん、

(私) 答えていただけるんでしょうか?

(タカダ) だから、イマイさんが考えてることに対して、私はどうこうコメントはできない、

(私) いや、どうこうじゃなくて、事件性を指摘してるんですけど、

(タカダ) ええ、

(私) 解消していただきたいんですが?

(タカダ) 何を解消するんでしょうか?

(私) だから、正当な説明をつけてくださいよ?

(タカダ) だから、それについては、あの、きちんと結果が出ているということなんじやないでしようか?

(私) だから、その結果を教えて下さいってゆうの? 根拠を示してください。は、判断の。

(タカダ) イマイさんが考えてることに対しては、私は何も言えないんですけども。

(私) じゃ、言ってください。言うのを求めてるんです。

(タカダ) 何で?、言えないんじゃないですか、イマイさんの考え方なんだから。

(私) いや、言えないじやなくて、私は正当な指摘をしてるんですよ? 根拠を示して。

(タカダ) それは、だって、それは、イマイさんが考えてることで、

(私) それに反論してくださいよ、反論しなきや、あの、沼田署が困るんですよ?

(タカダ) ああ、否定も肯定もしません。

(私) いやや、答える気が無いというお答えでいいんですか?

(タカダ) だから、否定も肯定もしませんよ。

(私) だから、二人に連絡取って、糾した結果を報告してください。私は当り前の要求をしますが?

(タカダ) ああ、そうですか? いつからあれですか? このお話は有るんですか?

(私) (苦笑)だから、二年前の冬ですって。

(タカダ) 二年前の冬、

(私) あの、その直後から、

(タカダ) いつからそういう主張をされてるんですか?

(私) だから、直後からです。そこからわずか二ヶ月の間に三回文書を出します?

それをまずご覧になってください。

(タカダ) あ、はいわかりました。

(私) よろしくお願いします。

(タカダ) はい、わかりました。

以上

20181022 今井豊

2017.10.3 15:20 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から群馬県警沼田警察署
(群馬県沼田市上原町 1738-1)高田光男との通話の録音の反訳書

(タカダ) もしもし、

(私) もしもし、

(タカダ) はい、

(私) すいません、あの、べ、別件を言い忘れました。

(タカダ) 何でしょう?

(私) 二つあるんですけど、

(タカダ) う、あ、先ほどの件とは別ですか? はい、

(私) あの、4月、今年の4月5日の、あの、郵便局の配達員の、

(タカダ) ええ、

(私) サイトウって奴の、あの、住居侵入および、ええ、私文書偽造、ええ、脅迫事件の、進展はどうなってるんでしょうか?

(タカダ) 急に言われても、わかんないんですけれども、

(私) この4月の話ですが、

(タカダ) 住侵と?

(私) いや、急に言われても、わかんないっていうか、署内でわかんなきやおかしい話ですか?

(タカダ) おかしいですかね?

(私) はい、寝ている間に郵便配達員が、あの、侵入して、ゆうパックを枕元に置き去りにして去っていったんです。

(タカダ) ええ、ええ、

(私) それが、あのう、まあ、脅迫動機、動機は脅迫だと、で、私文書偽造は間違いないんです、私は、あの、筆跡を確認していますから、受取サインを偽造されます。

それから、ええ、そこから推測して、おそらく、声掛けせずに入ったであろうと。

住居侵入もほぼ間違いない、という状況でなぜ捜査が進展しないんでしょうか?

(タカダ) はああ、

(私) 現場検証を即、翌日か、お願いしておりますが、沼田署員の、

(タカダ) それは、相手の方とお話しになったんですか?、お話しは全くしてないんですか?

(私) ん、いや、するのを止められますから、警官から。

(タカダ) 止められている?

(私) はい、当時、止められてますよ。

(タカダ) ああ?

(私) しないでくれと。

(タカダ) 当時ね。

(私) はい。

(タカダ) その後全くですか?

(私) 何の話をしなきゃいけ、いけないんですか? もう証拠は充分揃ってるんですよ。
なぜ捜査が進展しないんですか? をお訊きしてるんです。

(タカダ) ああ、

(私) どういう理由で捜査を止めてらっしゃるんですか?

(タカダ) ふうん、止めてはいないでしようけど。

(私) 止めています、止めていますよ、すごい、4月で今10月ですから、半年経って捜査が進展してなかつたら、止めてるとみなされてしまうがないですよね?

(タカダ) ああ、そうですかね?

(私) いや、そうでしょう?

(タカダ) はい。

(私) 時間感覚からして?

(タカダ) はい。

(私) だって、その間、犯人野放しなんでしょ? 脅迫してるんでしょ? 私を。

(タカダ) なんですか?、はい、犯意が有るかどうかね? それ色々有りますからねえ。

(私) 特に告訴状、私が主張している内容はそちらに渡ってるんで。

(タカダ) あ、そうですか?、じゃあ、私がどうのこうの言うことじゃあ

(私) 殺人事件の隠蔽が動機であると。

(タカダ) は?、それは何の件ですか?

(私) いや、それ書いてありますから読んでください。ええ、タキタさんに渡します。

(タカダ) 誰ですか?

(私) タキタさん?、刑事課の。

(タカダ) 上キタ、

(私) トキタさん?、タキタさん?、ちょっとわかんないんですが。

(タカダ) は、わからない?、はあ、わからない。

(私) 4月に、もうすみやかに渡します、起こって次の日に渡しますね、たぶん。

(タカダ) あああ、わかりました。

(私) はい、それか、それが二つ目です。三つ目は、それを模倣した

(タカダ) 三つ目?

(私) はい、模倣した、村人の

(タカダ) もしもし、二つ目でしょ?、これ、さっきは

(私) これから三つ目をお話するんです?

(タカダ) 二つ目はどの?

(私) 二つ目はサイトウ郵便局員の侵入事件です。

(タカダ) それが一番最初、私、聞いた話ですけども?、

(私) じゃ、二つ目です。

(タカダ) 今度二つ目でいいんですね?

(私) はい。

(タカダ) はい。

(私) ううん、あの、村人の石井恵子ってゆうのが、その

(タカダ) 石井恵子さん? はい、

(私) その脅迫目的の侵入を模倣して繰り返します。

(タカダ) はい、イマイさんの家にですか?

(私) はい、一回目は4月29日、二回目は8月15日。

(タカダ) はい、

(私) え、これは、あの、一回目について告訴状を、やっぱり、あの、同じタイミングで、え、お渡しします。

(タカダ) ああ、なるほど。

(私) ええ、これはナグモさんだったか? トキタさんだったか? 忘れました。

(タカダ) はい、わかりました。

(私) ええ、それで、それで、二回目の8月15日には、す、すぐに通報して現場検証をお願いしまして、ええ、マキシマさんら二人の警官が来たんですが、

(タカダ) はい、

(私) 私が読み上げた最新のこくち、告訴状を無視しまして、

(タカダ) ええ、

(私) 現場検証を放棄して帰りました。

(タカダ) ああ、なるほどね。

(私) で、あの、告訴状を、その場でお渡し、手渡しして提出しようとしたんですが、

(タカダ) ええ、

(私) 我々には受理権限が無いんで、ええ、そういうものは、あのう、受理できる権限の有る人に直接出してくれ、と言われて、受取拒否されました。

(タカダ) はい、

(私) で、後で電話したところ、刑事課の方が、え?、マキシマは、あの、司法警察員ですが、ですから受取権限あるはずですが? とおっしゃってました。嘘をつかれたということですね? そうすると、刑事訴訟法や、あの、公務員職権濫用罪が即、成立しますけど。

(タカダ) 職権濫用罪ですか? はい、はい、そこで、石井恵子さんというのは、近くの方ですか?

(私) はい、近所です。

(タカダ) ふん、この方が、何、どう、どういうことをするわけですか?

(私) ええと、留守宅に、ええ、物を置き去りました。

(タカダ) ええ、物というのは、イマイさん家に返しに来たの?

(私) ええ、お寺の、お寺の配り物です。

(タカダ) ああ、隣組のね? 配り物ね。

(私) お寺、うん、いわゆる、あの、

(タカダ) うん、檀家のね、

(私) マキシマさんの言葉を借りれば、ええ、隣保班の人が配り物したぐらいで何で脅迫になるんだ? と言ってましたが、私は脅迫になる理由を告訴状で明確に謳ってます。

(タカダ) ああ、ああ。

(私) はい、もう、村人関係が崩壊しているんですと、険悪で、とても

(タカダ) 隣組と?

(私) ええ、あの、村の集会で何度も暴言を吐いてます。超敵対的な発言を繰り返してますから。

(タカダ) どんなんですか?

(私) え?、当然そんな間柄ではないんです。

(タカダ) イマイさんが吐いてんの?

(私) (苦笑)いや、そういう、あの、そういう妨害発言はやめてください。私が吐くわけないでしょ?

(タカダ) 妨害発言じゃないですよ、私、わかんないから訊いてるんですよ。

(私) だから私が妨害発言したら私が罪、問われるじゃないですか? 私が訴てるんだから私じゃないですよ。

(タカダ) ああ、うなんですか?

(私) (苦笑)はい、その告訴状は逐一読み上げました。マキシマさんに確認してください。受理拒否して帰った物の内容を。

(タカダ) ああ、なるほど、はい。

(私) だから、間柄が崩壊しているってことと、雨だからって、外にある、あの、郵便ポストに入れたって別に雨に濡れる心配無いんで、わざわざ留守宅に入る正当性がありませんと。だから脅迫だと言ってるんです?

(タカダ) じゃ、隣組との付き合い止めればいいんじやないですかね?

(私) や、そういう問題じやないんです。脅迫行為だと言ってるんです?

(タカダ) んん、だから。

(私) 正当に罪を償っていただきたい。

(タカダ) え?

(私) 正当にけ、刑事的な罪を償っていただく必要が有ります。

(タカダ) はああ、そですか、んじや、それを確認しないとわかんないすね?

(私) ええ。

(タカダ) マキシマ部長が判断したんでしょうね、はい。

(私) ええ、以上です。

(タカダ) ああ、わかりました。

(私) はい。

以上

20181022 今井豊

2017.10.04 15:45 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から群馬県警沼田警察署
(群馬県沼田市上原町 1738-1)高田光男との通話の録音の反訳書

(タカダ) もしもし、

(私) もしもし、

(タカダ) あ、電話代りました、タカダですが、

(私) 昨日お電話したイマイです。

(タカダ) はい?

(私) ええと、何か進展有りましたでしょうか?

(タカダ) あの、イマイさん、あの、確認したんですけども、その、ううん、三点ほど、昨日、うかがった段階では、あの、その、回答は、い、いただいてないんですか?

(私) え、だ、誰に? ああ、あのう、ヤナオカさんとか?

(タカダ) ええ、そうかもしれませんけども、

(私) あるいはイワ、イワ、クロイワさんとか?

(タカダ) ええ、

(私) 全然、もらってないですよ。

(タカダ) もらってないというのは、その場で説明受けなかったんですか?

(私) その場で? ああ、あの、

(タカダ) 現場で、

(私) 説明は受けましたよ。

(タカダ) うん、

(私) うん、だから平行線なんですよ、あの、読んでいただければわかる通り、

(タカダ) ですから、平行線ということは、あの、昨日も、私、言いましたけれども、あ、イマイさんの主張を否定も肯定もしませんので、イマイさんの考えはイマイさんの考え方でやってくださいよ、ねえ?

(私) 意味がわかりません。

(タカダ) 意味がわからないというのは? こちらに、

(私) 私は、あの、異常な判断をしてるから、そう判断した根拠を示せ、と言っているんですよ?

(タカダ) じゃあ、その、異常な判断というのは、じゃあ、どこに、あれですか、判断して貰うんですか?

(私) ん?、裁判所でしようねえ?

(タカダ) うん、私どもでは判断できないですよねえ?

(私) え?、みな、見直す気が無いと受け止めていいんですか? 指摘を無視して、見直す気が無いと?

(タカダ) 指摘を無視するも何も、それはイマイさんの意見ですから。

(私) 私の意見に決まってるじやないですか、私が言ってるんだから。誰の意見なんですか?

(タカダ) だから、

(私) その日本語の意味がわからない、私の意見ですからってゆう日本語の意味がわからないい。

(タカダ) 警察が判断することじゃないんですから警察に言われても困るってことですよね。

(私) 警察が判断したことがおかしいって言ってるんですよ？ その判断がおかしいと言ってるんですよ？

(タカダ) それを警察に求めるのはおかしくないんですか？ こんなこと考えてるのは、いやあ

(私) じゃあ何の為に、監察なんてゆう機関があるんですか？ 内部に。

(タカダ) だって、今、これ、沼田署にかかってますよ？

(私) はい、ですから、あの、お身内の犯罪ではありませんか？ と指摘してるんですけど。

(タカダ) そうは私は思いません。

(私) どうしてですか どういう根拠で？ じゃ、答えて下さい、私の指摘に、そのまま。

(タカダ) だから、私達はそういう立場ではないでしょ？

(私) (苦笑)いやいや、おかしなこと言ってますねえ？

(タカダ) 何ですか？

(私) あの、クロイワさんやヤナオカさんに連絡取りました？ あれから。

(タカダ) うん、

(私) 取りましたか？

(タカダ) 確認はしましたよ。

(私) そうですか？

(タカダ) うん、

(私) それで、説明済みだって言ってるんですか？

(タカダ) だからそういうことはもう、あ、我々も、何回も言うようで申し訳ないんですけども、

(私) だから、そこに答えないんだったら、こ、故意による隠蔽ですね？ 組織的な。そうみなすしかないんですけど？

(タカダ) それはイマイさんが思っていることなんで、

(私) いや、思っていることって、そう、そう指摘してそれに答えなければ、そのまま通っちゃいますよ？

(タカダ) え？、なあ、通るんですか？ それはイマイさんの考えでしょ？

(私) 決まってるじゃない？ 無期懲役に当るような犯罪を隠蔽してるんだから、犯、隠蔽してる方も相当喰らいますよ？ わかってますよね？

(タカダ) それが隠蔽だという判断は誰がするんですか？

(私) え？、さ、裁判所、裁判所。

(タカダ) それを警察に言ってどうするんですか？

(私) (苦笑) そう開き直る前に、その判断は、あの、沼田署としてのものだということを確認したいんで、署長に代ってください。署長が同じ事を言うんだったら、それでいいです。

(タカダ) ええ、署長、今、居ませんので。

(私) じゃあ、電話をくれるように手配してください。

(タカダ) それは、電話しません。

(私) なぜ?

(タカダ) なぜでも。

(私) なぜ?、タカダさん、あのね、

(タカダ) だって、イマイさんのね、イマイさんの

(私) 職権濫用罪に直結するような発言をしないでください。

(タカダ) だからその職権濫用

(私) 私は、職員の、あの、不法行為を、監督権、監督権限の有る人に訴えようとしているんですよ? 当たり前のことですよね?

(タカダ) だから、それはここではありませんよ。

(私) 当然の要求。とりあえず、組織の単位として沼田署でしょ?

(タカダ) 組織の単位というのは、どういうことですか?

(私) 貴方、何署の人なの?

(タカダ) ええ、沼田警察署。

(私) ですよね? じゃ、沼田署の、お、長に、まず求めなきや。形式としてまず求めなきやしようがないじゃないですか?

(タカダ) いいですか?

(私) はい、

(タカダ) なんで形式で求めるの?、実質で求めりやいいじゃないですか?

(私) 何を言ってるん?、実質で求めるってどうゆう意味なん?、詭弁を、詭弁を弄すな、馬鹿者。

(タカダ) 馬鹿者とは、なんだよ。

(私) 馬鹿だから馬鹿だつってんだろ。

(タカダ) あん?

(私) 何だその、実質で求めるって意味を、日本語で、他の意味を、他の表現してみろ?、できるものならしてみろ?

(タカダ) だから、言ってるじゃないですか、ね? 沼田署員のことで文句があつて沼田署にかけたって

(私) だから、なぜ、なぜ署長を出せないんだ?

(タカダ) 出せないんですよ。

(私) 署長を出せと言ってるだろ、署長に代れと言ってるんだ、要求してるんだ。

(タカダ) してるんだじゃないよ、なんですか? その言い方は?

(私) その言い方が何だつんだ?、何が失礼だ?。手前らのやってることを考えず、何が失礼だ? 何だ、その物言いは? 謝りに来い。署長に謝りに来いって伝えとけ。

(タカダ) 何で署長なんすかねえ?

(私) だから、署長に電話させろつってるんだよ。それを無視すればそれはそのまま、あ

の

(タカダ) しません。

(私) なぜ?

(タカダ) なぜも。

(私) いや、なぜもじやなくて、当然の要求だよ?

(タカダ) そうかね? ふうん、

(私) あの、納税者の当然の要求ですが?

(タカダ) あ、納税者のねえ、

(私) ええ、

(タカダ) じゃ、そういう主張を

(私) 公僕が拒否できるんか?、それを。

(タカダ) 公僕と言うのはねえ、まあいいや。

(私) まあいいや、じゃなくて、そう伝えましたから、今のは、はっきり録音されてますからねえ?

(タカダ) ああ、こちらも録音しときますから、じゃ。 ね、どんだけ声荒げても、同じですから。わかりますか?

(私) あの、タカダさんの役職は何ですか?

(タカダ) ああ、結構ですよ。

(私) いや、その、そういう物言いをしたら、当然、役職が問題になりますが?

(タカダ) 結構ですよ、わかりました。タカダというのは一人しか居ませんから。

(私) いや、言ってくださいよ。役職とか階級とか。フルネームを教えて下さい。

(タカダ) ああ、結構です。

(私) 結構です、じゃないんだよ?

(タカダ) ええ、結構です。

(私) そういうあの、物言いが、後々、問題になりますからねえ?

(タカダ) ううん、貴方の物言いも問題ですよね?

(私) だ、どこが、問題なの? 怒って当然のことを言ってるから、怒ってるだけじゃないの?

(タカダ) ああ、そうですか?

(私) はい、どこが問題なんだよ? 法的に言ってみろ。

(タカダ) ああ、よく考えてみて下さい。ね、いいですか?

(私) 頼みましたよ。署長に連絡させて下さい。

(タカダ) とんでもない話ですよ。

(私) 何が、とんでもないん? 頼みましたからね。

以上

20181022 今井豊

2017.10.05 10:39 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から群馬県警沼田警察署(群馬県沼田市上原町 1738-1)高田光男との通話の録音の反訳書

(私) あ、あの、イマイと申しますけども、あの、沼田署としての見解を求めたいので、署長をお願いしたいんですが。

(交換手) お待ち下さい、代ります。

(タカダ) もしもし、

(私) もしもし、

(タカダ) 電話代りました、タカダと申します。

(私) (苦笑) それがおかしいって言ってんですけど? 私は署長を指名したんですけど?

(タカダ) どういうご用件ですか?

(私) いや、署長を指名したんですけど

(タカダ) だから、どういうご用件ですか?

(私) だから、どうしてタカダさんに繋ぐんでしょう?

(タカダ) 私はそういう係に居ますから、当然出ますけれども。

(私) え、刑事課ですよね? タカダさんは。

(タカダ) 違いますよ。

(私) あ、違うんですか? 何課ですか?

(タカダ) ええ、いいですよ、それはね。

(私) (苦笑) いや、よくない、よくないでしょう? 署長を指名したのに、なぜ、タカダさんが出るんですか? その

(タカダ) 用件の有る方は繋ぎますけれども。

(私) いや、用件があるから署長を指名してるんですけど?

(タカダ) そうですか、じゃ、どういうどういうご用件ですか?

(私) いや、だから、あの、署、署としての見解を確定させたいんです?

(タカダ) イマイさん、昨日も言ったように、沼田警察署員のやったことに意見があるんだったら、他の人に言わなくちゃ、駄目なんじゃないですか? 沼田警察署に訊いてどうすんですか?

(私) だから、そのお答えがそもそも違法です。明確に隠蔽を示しており、職権濫用罪ですね?

(タカダ) ううん、だから、職権濫用もいいけれど、

(私) いや、いいけれど、じゃなくて、邪魔しないで、あの、け、署長につないでくださいよ。

(タカダ) だから、つなげません。

(私) どうして?

(タカダ) どうしても、いや、その、用件が無いから。

(私) 要件言ってるじゃない、だから、署長としての見解を求め、求めるべき状況にあるから署長を出してくれと言ってるんですよ?

(タカダ) それはだから、イマイさんの考えだからね。

(私) 何を言ってるの? 録音されてますよ? 昨日のも今日のも。

(タカダ) いや、全然、私は構いませんよ、そういうことでお話しません。

(私) タカダさんに繋いだ人に代ってください、さっきの。 どういう根拠でタカダさん
に持つていったのか?

(タカダ) ええ、そういう、う、組織なんですよ。

(私) 何を言ってるの?

(タカダ) 何を言ってるんですか?

(私) さっきのこ、交換手、あの、電話に出た人に代ってください。 その人の責任を問います。

(タカダ) ああ、けっこうですよ、責任を問うのはねえ。

(私) いや、代って下さいよ。

(タカダ) 何で代るのよ。

(私) いや、何でじゃないよ、理由を言ってるでしょ?

(タカダ) 私も言ってるでしょ、そういうルートで電話は来るんですよ。

以上